

決算特別委員会の記録

開催年月日	令和元年 10 月 17 日 (木曜日)
開催時間	午前 9 時 00 分 ～ 午後 5 時 37 分
開催場所	第 1 委員会室
出席委員	岸 本 小 泉 山 田 杉 崎 太 田 関 口 (議長)
欠席委員	なし
説明者	大川環境経済部長 原田産業振興課長 栢沼主査 遠藤主査 小林環境課長 高木主幹 椎野主査 大鷲主査 守屋主査 勝又農政課長 角田主幹 広田主査 黒木都市建設部長 富田道路課長 栢沼副技幹 飯塚主査 大野主査 彦坂主査 山本主査 中村下水道課長 飯田技幹 臼井副主幹 西島副技幹 田中主任主事 畠山都市計画課長 金子技幹 渡辺副主幹 前田主査 野呂主査 山仲主任主事 廣田拠点づくり部長 皆川倉見拠点づくり課長 筒井主査 川部主査 米山田端拠点づくり課長 野地主査 小林主査 飯尾寒川駅周辺整備事務所長 藤井主査 戸村会計管理者 (兼) 会計課長 三枝副主幹 原田選挙管理委員会事務局書記長 藤澤監査委員事務局長 遠藤主査 小林消防長 濁川消防総務課長 甲予防課長 飯塚消防署長 古谷主幹 金子副主幹 本村主査
案 件	(付託議案) 1. 議案第 49 号 平成 30 年度寒川町一般会計歳入歳出決算の認定について 2. 議案第 50 号 平成 30 年度寒川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について 3. 議案第 51 号 平成 30 年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について 4. 議案第 52 号 平成 30 年度寒川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について 5. 議案第 53 号 平成 30 年度寒川町 (仮称) 健康福祉総合センター用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について 6. 議案第 54 号 平成 30 年度寒川町下水道事業特別会計決算の認定について
議会事務局	新藤議会事務局長 亀井議会事務局次長 鈴木主査

【岸本委員長】 皆様、おはようございます。本日3日目を迎えました決算特別委員会でございます。

本日は環境経済部から始めて、都市建設部、そして拠点づくり部等を進めてまいりたいと思います。来週月曜日には全てが終了して、その後、総括質疑がありますので、委員の皆様におきましては総括質疑をやるやらないも含めまして、いろいろとまとめていただければと思います。

これより本日の審査を始めます。

まず最初は、環境経済部より進めさせていただきますので、よろしくお祈りします。

執行部入室のため暫時休憩といたします。

【岸本委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

まずは環境経済部産業振興課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

大川部長。

【大川環境経済部長】 皆様、おはようございます。それでは、これより環境経済部3課、平成30年度の歳出決算についての審査をお願いいたします。

1番目は、産業振興課が所管いたします決算の審査になります。説明につきましては産業振興課の課長であります原田から、質問については出席職員で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【岸本委員長】 原田課長。

【原田産業振興課長】 おはようございます。それでは、環境経済部産業振興課所管の平成30年度決算につきまして、ご説明をさせていただきます。平成30年度決算特別委員会説明資料によりご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、決算書は81ページ、5款労働費1項労働諸費1目労働諸費でございます。タブレット資料は3ページをごらんください。0001勤労者福祉事業費01勤労者福祉事務経費の旅費につきましては、職員の普通旅費でございます。次に、負担金補助及び交付金は、湘南地区メーデー実行委員会へ9万6,000円、湘南地域労働者福祉協議会への補助金として4万円、そして湘南地区障害者卓球大会への負担金として1万5,000円でございます。

続きまして、タブレット資料4ページをごらんください。02就学対策事業費の負担金補助及び交付金につきましては、ハローワーク藤沢と鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町が合同で実施いたしました湘南就職面接会への負担金でございます。

タブレット資料5ページをごらんください。03勤労者福祉事業費の報償費は、技能者表彰事業に要する記念品代でございます。昨年度は技能功労者2名、優秀技能者7名、合計9名の方を表彰させていただきました。負担金補助及び交付金につきましては、タブレット資料の16ページもあわせてごらんください。負担金補助及び交付金は、事業所に勤務し、新たに町内に住宅を取得した勤労者に対して商品を発行する、2勤労者個人住宅取得奨励金、そして勤労者家庭の就学促進と教育費の軽減を図るため、教育資金の融資利子の一部について補助を行った、4勤労者教育資金利子補助金でございます。不用額につきましては、勤労者個人住宅取得奨励金の申請件数が見込みより少なかったために生じたものでございます。貸付金につきましては、4勤労者福祉資金預託金で、勤労者の生活安定と福祉の向上を図るため、生活資金融資の貸付資金として中央労働金庫に預託したものでございます。次に、特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は39ページ、13国庫支出金02国庫補助金06労働費国庫補助金の社会資本整備総合交付金につきましては、勤労者個人住宅取得奨励事業に充てておりま

す。また、歳入番号②、予算書47ページ、19諸収入03貸付金元利収入02勤労者福利資金貸付金元利収入につきましては、勤労者向けの生活資金融資の貸付資金として労働金庫に預託していた資金で、貸付金の勤労者福利資金預託金へ充てております。

続きまして、決算書は85ページ、7款商工費1項商工費1目商工総務費、タブレット資料は6ページでございます。0001の01職員給与につきましては、部長を含めた職員9名分の人件費でございます。続きまして、特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は39ページ、14県支出金01県負担金03市町村委譲事務交付金は、神奈川県から委譲を受けている事業に対する交付金で、給与に充てております。

次に、決算書は85ページ、タブレット資料7ページをごらんください。2目商工業振興費0001商工業振興事業費01商工業振興事務経費の旅費は、職員の出張旅費でございます。

次に、タブレット資料8ページをごらんください。02商工会補助事業費の負担金補助及び交付金につきましては、タブレット資料17ページもあわせてごらんください。1商工会補助金は、町商工業の総合振興を図るため、寒川町商工会に対して補助を行ったものでございます。

次に、タブレット資料9ページをごらんください。03企業等立地促進事業費の負担金補助及び交付金は、県企業誘致促進協議会への負担金と、企業立地促進条例に基づき、県の企業立地促進融資を利用した1社1事業に対する企業立地促進融資利子補助金でございます。不用額が発生した大きな理由といたしましては、企業立地に伴う新規社員の雇用に対する企業立地雇用奨励金の支給がなかったため生じたものでございます。

次に、タブレット資料10ページをごらんください。04商工業支援プログラム推進事業費の報償費でございますが、中小企業支援のために配置いたしました中小企業診断士及び寒川次世代経営者研究会開催時の講師に対する謝礼と、優良小売店舗表彰1社及びたばこ販売功労者表彰2社の表彰に伴う記念品代でございます。

次に、需用費でございますが、エコミックガーデニング事業を推進するため、専用ホームページを周知するためのカードを購入した消耗品費でございます。委託料は、町内企業の労働力不足の解消や生産性向上による競争力強化の目的で行った自動化・省人化セミナー開催委託料の49万8,960円と、地域を挙げて企業を支援しているという体制や支援策などを広く知っていただくため、エコミックガーデニングのホームページを新規に作成した委託料103万6,800円を合わせたものでございます。使用料及び賃借料につきましては、創業を支援するツール、地域のポテンシャルをデータとして提供できるよう準備している市場情報データの使用でございます。次に、負担金補助及び交付金の負担金でございますが、負担金につきましては毎年茅ヶ崎市と連携して実施しておりますビジネス探検隊実行委員会に対する負担金11万9,612円、湘南広域都市行政協議会で行ったテクニカルショウヨコハマへの出展負担金24万8,736円、湘南産業振興財団が実施しております湘南ビジネスコンテストへの負担金2万5,000円でございます。

続けて補助金になりますが、補助金等説明資料17ページもあわせてごらんください。まず、町内の4商店会で行っております商店街街路灯電料補助金と、商業振興と地域活性化を目的に行った寒川町にぎわい創出支援事業補助金、また展示会への出展やホームページの作成など、販路拡大に係る事業費、事業経営上有用な専門性の高い資格取得を対象とした中小企業活性化事業補助金、町の中小企業施設整備資金特別融資を利用した企業に対する利子補助金、小規模事業者経営改善資金融資を利用した企業に対する利子補助金、町の中小企業事業資金融資や中小企業施設整備資金特別融資、また県の小規模事業資金融資の融資制度を利用し、神奈川県信用保証協会に支払った信用保証料の一部の補助、そして中小企業の振興と従業員の雇用安定及び福祉の向上のため、事業主が負担する退職金共済掛金の一部に対して補助を行ったものでございます。次に、町内の個店への誘客を促進するため、商

業協同組合が実施するすいせんカードの補助金、最後に町内創業を目指す方へ新たなビジネスの創出や創業者を支援する環境を整備するため、創業融資に係る利子の一部を補助する創業者支援利子補助金となっております。

なお、不用額につきましては、各種補助金について、前年度実績等による想定よりも利用者が下回ったことが主な原因でございます。

次に、貸付金でございますが、町内4金融機関をお願いしております中小企業施設整備資金特別融資及び中小企業事業資金融資の預託金と、小規模企業者の経営の安定を図るための事業資金として、商工会に小口短期融資資金貸付金として貸し付けをしているものでございます。平成30年度は新規に施設整備資金融資に4件、事業資金融資に5件の利用がございました。

続きまして、特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は37ページ、13国庫支出金02国庫補助金01総務費国庫補助金の地方創生推進交付金は、報償費の謝礼、委託料の自動化・省人化セミナー開催委託料、エコノミックガーデニングホームページ作成委託料、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金の中小企業活性化事業の補助金と、それぞれエコノミックガーデニング関連事業へ充てておりまして、事業費の2分の1が補助の対象となっております。

次に、歳入番号②、予算書は41ページ、14県支出金02県補助金06市町村自治基盤強化総合補助金は、委託料の自動化・省人化セミナー開催委託料、エコノミックガーデニングホームページ作成委託料、負担金補助及び交付金の創業者支援利子補助金へ国庫補助を差し引いた額の3分の1を補助として充てております。

歳入番号③、予算書は47ページ、19諸収入03貸付金元利収入03中小企業融資資金貸付金元利収入は、中小企業の経営安定化を図ることを目的に、町内4金融機関が行う融資の資金として預託するもので、続いて、歳入番号④小口短期資金貸付金元利収入につきましては、小規模企業者が必要となった運転資金を商工会が融資する資金として貸し付けていた資金で、貸付金の小口短期資金貸付金へ充てております。

タブレット資料は11ページにお戻りください。次に、05住宅リフォーム等建設工事推進助成事業費の負担金補助及び交付金でございますが、タブレット資料18ページもあわせてごらんください。住宅リフォーム等建設工事推進助成金は、住宅をリフォームした町民の負担軽減と地域経済の活性化を推進するため、住宅リフォーム等建設工事推進の助成金を寒川町共通商品券で交付いたしました。次に、特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は39ページ、13国庫支出金02国庫補助金07商工費国庫補助金の社会資本整備総合交付金を、住宅リフォーム等建築工事推進助成事業の事業費に充てております。

次に、12ページをごらんください。0002産業まつり事業費001産業まつり開催事業費でございます。町産業の総合的な振興を図るため、産業まつりの実行委員会に交付金を支出したものでございます。なお、今年度につきましては、11月17日に開催する予定となっておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、タブレット資料13ページをごらんください。3目観光費0001観光振興事業費の01観光事務経費でございますが、報償費は町観光協会主催の写真コンクール表彰に伴う町長賞としての記念品で、観光事務経費の旅費は職員の出張に伴う普通旅費でございます。役務費は、寒川駅にございます周辺案内図等の建物共済保険料でございます。

次に、タブレット資料は14ページ、02観光振興推進事業費は、県内・県外で行っております観光誘客キャンペーンの際に配布するノベルティとしてクリアファイルを作成した消耗品費、負担金補助及び交付金につきましては、3市3町と県観光協会とで組織する湘南地区観光振興協議会へ14万5,000円、県観光協会へ3万円、県観光振興対策協議会へ7万円に対する負担金と、浜降祭実行委員会、さむか

わ神輿まつり実行委員会への補助金でございます。

次に、タブレット資料は15ページをごらんください。観光協会補助金事業でございますが、こちらは町観光協会に対する補助金でございます。次に、特定財源につきましては、歳入番号①、予算書は41ページ、14県支出金02県補助金06市町村自治基盤総合補助金の4万4,000万円は、観光協会補助金の一部としてパンフレット等の作成費に充てております。

以上で、産業振興課所管の平成30年度決算についての説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

【岸本委員長】 説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願いたします。

山田委員。

【山田委員】 それでは、2点お伺いします。

まず、資料の9ページの企業立地促進事業ですけれども、説明では1社1事業ということでしたけれども、これは幾らずつ出しているのかというのをお聞きします。

次に、11ページの住宅リフォーム助成制度ですけれども、これは支出のほうでは265万1,000円ということですが、これに関して何件の交付で、あとこれに対しての受注額はどれぐらいになるのかお伺いします。

以上です。

【岸本委員長】 原田課長。

【原田産業振興課長】 2点ご質問いただきました。

まず、企業立地促進の部分につきましては、1社1事業ということで、こちらは37万1,512円を充てております。こちらの企業様につきましては、平成27年2月から平成32年1月までの利子補助ということになっております。

続きまして、住宅リフォームの助成件数でございます。こちらにつきましては金額によって工事の5%ということで、上限につきましては6万円ということになっております。実績件数といたしましては、30年度56件でございます。29年度も実績は56件なので、大体横ばいという形になっております。ただ、申しわけございません、リフォームの全体の経費については今現状、数字を持っておりません。よろしくお願いたします。

【岸本委員長】 何か手元に数字のほうか。

原田課長。

【原田産業振興課長】 申しわけございません。資料ございました。56件で、合計の工事費になりますが、6,769万4,293円でございます。失礼しました。

【岸本委員長】 山田委員。

【山田委員】 企業立地の促進のほうは1社で37万1,000円ということで、それに関して不用額がありまして、今回雇用の対象の企業がなかったということなんですけれども、これに関しては何かまたこれから進めるために対策は考えているのか、よろしくお願いたします。

あと、それと住宅リフォーム制度56件ということで、たしか今年度補正予算で組んで増えていると思うんですけれども、経済効果でも6,769万円あるということで、それと住宅リフォーム制度に関してはいろんな業者さんがいるので、町内の業者さんを活用してもらおうというところで、どうしても町外の業者さんは使えないということがありますので、その辺またよく周知をお願したいと思えます。雇用促進のほうだけお願いたします。

【岸本委員長】 原田課長。

【原田産業振興課長】 雇用促進につきましては、企業立地で新たにそこに建物を建てた人が来たときに、新たに雇用した人に対して出る補助金でございますので、そもそも企業さんのほうで生産の

拡大はしても雇用をしなければ対象にはならないという形になっておりますので、その部分についてはしっかり企業様にも周知していきたいと思っております。

それと2点目のリフォームにつきましては、当然対象は町内のリフォーム業者さんということになっております。そのあたりもしっかり周知をしていきたいと考えておりますし、この助成事業自体でアンケート調査等も行っております。その中で、もしこのリフォームの事業がなければ町外のリフォーム会社を利用したのかという質問もございまして、その中では4人に1人ぐらいが「そうするつもりでした」というお答えもいただいておりますので、一定以上の効果はあるものと考えておりますので、しっかりと周知していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

杉崎委員。

【杉崎委員】 それでは、何点かお聞きしたいと思います。

就労対策事業でありますけれども、こちらの就労対策の成果、平成30年度もしわかっていればお聞かせいただきたいと思えます。また、それに絡めて、工業協会との懇談会の中でお話が出ましたが、人手不足というお話がありました。その人手不足の解消のために町としても何か支援というか、考え、施策がもしありましたらお聞かせいただきたいと思えます。

それから、町内の商業、特に飲食店も含めた商業ですけれども、このまま続けるのも結構厳しいんだという声を聞くことがあるんですが、駅前も含めて、特に飲食店の活性化があまりされないという現状、これはどのような認識を担当課としてお持ちなのかお聞かせいただきたいと思えます。

それから、昨年度でしたか、商工会の役員さんと懇談会を持ったときにさまざま現状をお聞きしましたけれども、担当課として、商工会の今の現状についてどのような認識があるのかお聞かせいただきたいと思えます。

それから最近、寒川町内でCMやドラマの撮影なんかが行われていると聞いておりますが、平成30年度どのようなものがあつたのかお聞かせいただきたいと思えます。

以上です。

【岸本委員長】 以上5点あつたと思えますけれども、答弁をお願いいたします。

原田課長。

【原田産業振興課長】 まず1点目、就労対策についての成果というところでございます。こちらは湘南地域労働者福祉協議会への補助金・負担金となっております。藤沢、茅ヶ崎、寒川にある民間企業、それと自治体などの労働組合でつくられている団体に対する補助金となっております。この補助金の効果といたしましては、湘南地域で働く勤労者の相互連携、また福祉活動を推進していくことによって、ボランティア活動や積極的に地域貢献を進めていただいております。

具体的な部分といたしましては、毎年年度末に行っております湘南地区障害者卓球大会への参加、また自治会へのクリーンキャンペーン等の協力、各種相談会、セミナー、スポーツ交流会などを実施している団体に対する補助ということになっております。

そして2点目、人手不足解消に向けた支援についてでございます。こちらにつきましては製造業を中心に人手不足が言われているところでございます。今年度新たな取り組みといたしまして、寒川高校さんのほうからご依頼をいただいておりますが、寒川高校さんは高校を卒業して就職される方も多くいるという中で、町の町内企業さん等々、消防の職員であつたり保育士さん等もいるんですが、製造業さんも何社か行っていただいて、そういった方たちと意見交換、また働くってこんなにすばらしいんだよみたいな話し合いの場を設けたということが、今年度についてはございます。

続きまして、3点目、商業を続けていくのが厳しいという中の町の認識はというところでございます。こちらにつきましては確かに、北口に限らず小規模の個店さん、商業さん、なかなか厳しい状況

は町としても認識しているところでございます。特に一番大きな理由といたしましては、次につながる事業承継がなかなか厳しいという中で、今後どうしていこうかという中で廃業される方も多くいらっしゃるようなお話を聞いているところでございます。

そういった部分の支援といたしまして、町といたしましては事業承継センターへつなげていくという部分であったりとか、企業訪問を通じて町の中小企業診断士さん等々と相談をさせていただきながら、事業承継自体が10年近くかかると言われているところもございまして、そのあたりについては事業承継の仕方もさまざま違いますので、それぞれ企業さんに合った形の事業承継等の相談をさせていただいているところでございます。

4点目の商工会の現状につきましては、商工会様にもとてもよくしていただいているのかなと感じております。特に商工会様のほうには、町では今、エコニックガーデニング事業を進めているところでございます。こちらにつきましては中小企業の製造業を中心として支援をしているところでございますので、商工会様の役割としては商店、商業を中心に、役割分担ではないんですけれども、今、力を入れて活動をしていただいているところでございます。

最後に、フィルムコミッションにつきましては、済みません、今手持ちの資料はないんですけれども、今年度行った事業といたしましては競艇のCMを行っております。場所としては旭が丘中学校の美術室を利用した撮影がございまして、今現在、ウェブCMで放送されています。それと中央公園でも、今現在、民放のテレビでのCMということで行われているものがございまして、それ以外にも幾つか、まだまだフィルムコミッションの撮影は行われているんですが、実際としてまだ表に出てない部分もございまして、それ以外にはあと「昼めし旅」とか、そういったものについても撮影が行われているところでございます。

以上でございます。

【岸本委員長】 杉崎委員。

【杉崎委員】 就労対策事業の件なんですけれども、今、課長が答弁されたものは就労対策につながるものなんですか。3万4,000円支出額がありますけれども、就労対策につながる事業なのか、もう少しお聞かせいただけますでしょうか。今の答弁を聞いていますと、就労対策にはどうもつながる様子が全くないんですけれども、いま一度お願いしたいと思います。

それから、町内の、特に工業関係の製造業の皆さんの人手不足に関してですが、寒川高校の協力を得ながらさまざま意見交換をしたり、働くことの意義、すばらしさも含めた話し合いをしているというお話がございましたが、それで人手不足の解消につながるかはちょっと。もちろんやっていることはすばらしいことですし、いいんですよ。ただ、それが本当に人手不足解消につながるかというと、そういうふうには、もっと具体的に町としてやれることって、あるんじゃないかなと思うんです。県にも要望している案件はあるんじゃないかと思うんですが、例えば寒川高校の件も含めて、具体的にどのような考えがあるのか。工業協会からも要望が出ているはずなんです、その辺のところを具体的にお聞かせいただけますでしょうか。

それから、町内の商業に関して、事業継承もさまざま個人訪問をしていただいたり、センターを紹介していただいたりというふうにも今答弁がありましたけれども、また中小企業に詳しい方が一緒に商店を訪問して、さまざま指導しているというお話でしたけれども、事業継承は事業継承で、また違う問題だと思うんです。要は町全体の商業の活性化について、産業振興課としてどう捉えて、どう対策を練っていくのかということが見えてこないんです。

あるところに視察に行ったときに、やっぱりそこも商業の疲弊が進んでいるということで、産業関係の担当課と商業者と一体となってアイデアを出し合いながら、こうすれば例えば駅前が活性化するんじゃないかとか、今、ちょい呑みフェスティバルをやっていますが、そういったアイデアを出し合

いながら一緒になってやっていくということが、お金を出すばかりじゃないと思うんです。担当課として取り組むべきことがあるんじゃないかということをお願いしたいんですが、その辺の見解をお聞かせいただきたいと思います。

それから、商工会の現状ですけれども、今、商工会に関しては会員数の問題もあって、なかなか資金的にも厳しいというお話をいただいています。だからといって別に補助金を増やせということではなくて、それに対して町として何かできることがあるんじゃないかと思うんですけれども、その辺はどうお考えなのか。今、基金を取り崩している状況で、このまいくとあと何年後かには、多分、商工会は成り立たなくなると思います。なので、その辺のところをどう認識されているのかお聞かせいただけますでしょうか。

町内でのCM、テレビ撮影等々、多くやられているという、30年度の報告はわかりませんでした、聞けなかったのが残念ですが、著作権の問題とかいろいろあるんでしょうが、ぎりぎりのところでもう少し町として発信できるものは発信したほうがいいんじゃないかと思うんですが、その辺はやっているのかどうかを確認させてください。

【岸本委員長】 原田課長。

【原田産業振興課長】 一つずつお答えをさせていただきます。

勤労者福祉の部分、就労対策についてでございます。こちらにつきましては、先ほどちょっとお話しさせていただいた障害者卓球大会については、障害者の方が少しでも前に出て就労していただくための事業でもございますので、そういった部分では就労対策にもつながっているのではないかと考えております。

2点目の質問とかぶるところがございますけれども、それ以外のものとしたしましては湘南就職面接会等々も行っております。こちらは先ほどご説明させていただいたハローワークと市町村が協力し合って合同面接会をさせていただいているところでございまして、すぐに大きな結果というのは出ないのかもしれませんが、参加企業については30年度29社登録いただきまして、合同面接会を開催しております。求職者については63名ということで、実際採用された方は7名と若干少ないところではございますけれども、そういった取り組みをやっているところでございます。

工業協会との話の中でという部分、寒川高校に具体的にはというところで、県の要望もあるのではないかとこのところでございます。こちらについては工業高校等々の話も出ているのは認識しているところでございます。こちらにつきましては今後、県と要望、説明、調整等を進めていきたいと考えているところでございます。

3点目でございます。活性化が見えてこないという部分で、今、委員さんのほうからお話をいただきましたが、町としてのアイデアということで、ちょい呑み等もあるんじゃないかということでございます。こちらにつきましては、確かに今、ちょい呑みを開催させていただいているところと、あと町の取り組みといたしましてはすいせんカードに対する補助金、こちらにつきましては50万円の補助金をさせていただいている。それと商業の活性化につきましては、個人住宅のリフォームの補助金に対する部分について、助成金ではなく、商品券を配ることによって町内の商業を知っていただく、また活用していただくという取り組みをしているところでございます。

続きまして、4点目、商工会はかなり財政的にも厳しいのではないかとこのことで、基金も取り崩しているという状況は聞いております。この部分については今に始まったことではなく、長い間ずっと続けてきている懸案事項でもございます。こちらにつきましては商工会とも引き続きよくお話をさせていただきながら、新たな施策等々の検討を進めていきたいと考えているところでございます。

あと最後に、フィルムコミッションでございますが、こちらは町として周知はしているのかというところでございます。こちらにつきましては撮影で著作権等もでございます。その中でオーケーが出た

ものにつきましては、町のホームページで公表させていただいているところがございます。

以上でございます。

【岸本委員長】 遠藤主査。

【遠藤主査】 人手不足解消の部分の補足ですが、先ほどうちの課長から、寒川高校さんと調整を行っているということでお話しさせていただきましたが、具体的なものとしまして、現在、製造業さんを回っている中で、今後、高校生の採用も広げていくという話を聞いておりまして、そういった中で寒川高校のキャリアアップガイダンスの教師の方と調整しまして、まずインターンを受け入れている企業を、私たち産業振興課が間に入りまして寒川高校さんにつなげていくという取り組みと、あと高校2年生を対象に総合学習というのがあるんですけども、その総合学習の場に寒川町内の企業さんに行ってもらって、企業さんのほうから生徒さんに、仕事とはこういうものだよという総合学習をしてもらっているという取り組みも現在行っているところです。

また、今後につきましては、高校生の就職というのは、先生がまず会社さんを知らないと多分推薦ができないという部分がありますので、寒川高校の先生にまず寒川町内の企業を知ってもらいたいと思っておりまして、そういったところから寒川町の企業を知ってもらって、寒川高校の生徒さんに寒川町内で働いてもらうというつながりで、今、取り組みを進めているところがございます。

以上です。

【岸本委員長】 杉崎委員。

【杉崎委員】 わかりました。就労対策事業に関しましては、引き続きしっかりと就労支援をお願いしたいと思います。

今の工業、特に製造業の人手不足に関して、寒川高校さんに本当にご協力いただいて、さまざま取り組んでいただいていることはよくわかりました。引き続き、ぜひ先生方と組んで町内企業をよく知っていただいて、企業さんにももう少し町内の高校から、また町内に住んでいる高校生を中心に採っていただけるような努力を、ぜひ担当課からもお願いしてもらいたいと思います。

寒川高校に関して県へ要望をしている件ですが、これは町として工業協会から言われたから出しているものなのか、町としてこうしてほしい、そのことによって町内の企業に勤めてもらって、寒川町に住んでいただく、子どもたちが将来にわたって住み続けてもらうという政策にもつながると思うんです。町内企業に就職するということは、ですから、その辺は話し合いとか要望だけでなく、しっかりと具体的に町としてどうしていくのかを、県に対してのアクションも含めてぜひお願いをしたいと思います。これは要望で結構です。

フィルムコミッションに関しましてはよくわかりました。これも結構です。

商工会の現状に関してですが、要は何が言いたいかというと、町が行っている事業で商工会にやっていただいて、もちろん商業とか工業につながるものですよ、それで利益を上げられるようなものってあると思うんです。それは後で環境課にお聞きいたしますけれども、その辺の周辺の商工会とか商工会議所がやっているものに関して、ぜひ調査・研究をしていただきたいと思います。こちらも要望で結構です。

商業の活性化について、すいせんカードの補助金というお話もありましたけれども、先ほども言ったとおり、お金じゃないんですよ。いかに担当課として、例えば夜の町の現状を見ていただいて、人通りも含めた、駅前も含めて、危機感が見えてこない。事業者の努力ももちろん必要です、事業継承も含めて。事業者の努力も当然必要ですし、商店連合会も含めて商店者の努力も必要だと思うんですが、町として何か打つ手があるんじゃないかと思うんですけれども、その辺の認識をぜひ持っていただきながら今後につなげていただきたいという要望で終わります。

【岸本委員長】 原田課長。

【原田産業振興課長】 ありがとうございます。特に商店会につきましては、商店会さんともよく話し合いを行いながら進めていきたいと思っております。北口商店会さんにつきましては、定例の会議には町も参加をさせていただいて、いろいろ意見等も聞いているところでございますので、いろいろまたご意見もいただきながら商業の振興に向けて進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

太田委員。

【太田委員】 それでは、2点お伺いしたいと思います。

まず1点目が、5ページにあります勤労者福祉事業費のところでございます。勤労者個人住宅取得奨励制度が始まって何年か経過している中で、30年度においては新築がそれまで10万円だったのが5万円になって、新築、改築、中古全てが5万円の奨励金になったかと思っております。そういった部分で不用額が出たのか、その辺の件数ですね、何件を見込んでいて、結果どういう件数だったのか、不用額が出た原因はどうだったのかということをお伺いしたいと思います。

2点目が、14ページにあります観光振興推進事業費です。これは残高はそんなではないんですけども、予算の概要を見ますと、町民、事業者、行政との協働によりイベントの開催や観光、消費拡大に向けた産業連携、また来訪者にとって魅力的な観光地の実現に向けた取り組みを進める。寒川神社を初めとした町の魅力を、県内外誘客キャンペーンなどの観光宣伝活動や、情報発信ツールを活用して積極的に発信する、来訪者の拡大を図るということで予算がついておりました。そういった意味ではこの30年度目標が達成できたのか、具体的にどういったことをやられたのかお伺いしたいと思います。

【岸本委員長】 原田課長。

【原田産業振興課長】 2点ほどご質問いただきました。

まず1点目、労働福祉の部分でございます。こちらにつきましては住宅取得奨励事業ということで、10万円が5万円に減ったところでございます。実績の数字でございますが、平成29年度につきましては203件の実績がございました。平成30年度、昨年度につきましては168件の実績となっております。当初予算額の見込みといたしましては、211件の当初予算額を立てておりましたが、実際に利用された方は168件という結果になったものでございます。

続きまして、観光事業でございます。こちらにつきましては執行残が出ているところでございまして……。

【岸本委員長】 その前に、不用額が出た原因というのもお答えいただけますか。リフォームではないです。

【原田産業振興課長】 済みません。個人住宅の不用額の原因でございますが、こちらにつきましては今までの伸びを考えた中で予算を計上しておりましたので、その部分の見込み違いが若干出ているところでございます。

済みません。観光のほうの質問だけもう一度お伺いできますでしょうか。

【岸本委員長】 太田委員。

【太田委員】 観光推進の部分で、30年度の予算の概要の中で事業の概要を書かれているんですけども、情報発信だったり、産業連携だったり、寒川神社を初めとする町の魅力を県内外に誘客キャンペーンなどで宣伝などをしていく。それで来訪者の拡大を図っていくというふうに予算をつけられたと思うんです、30年当初。その効果はどうだったのか、具体的にやられた内容はどういったことだったのかということをお伺いしております。

【岸本委員長】 内容と効果でお願いします。

原田課長。

【原田産業振興課長】 申しわけございませんでした。観光事業につきましては、多くは観光協会と一緒にやっている事業が多くなっております。そういった中では観光への取り組みというところで、観光協会さんが一般社団法人になった中で、いろいろな事業の拡充等々も町とともに進めていただいているところでございます。

幾つかお話をさせていただきますと、例えばウォークの開催等につきましては参加者、26年度当初、5年前は72人であったものが30年度については1,304人とかなり増えてきたりとか、イベント等もびっちょり祭、神輿まつり、さむかわ夏祭、桜のライトアップ、またひまわり等々かなり事業も拡充してきているところがございます。寒川神社につきましてはなかなか進んでないところは確かにございますけれども、あわせて冬のひまわりのキャンペーン等も行いながら、寒川神社の参拝客をこちらのほうに取り込むような事業も行っているところでございます。

【岸本委員長】 太田委員。

【太田委員】 個人住宅取得奨励制度ですけれども、見込みは29年度が203件というところで、恐らく30年度211件と見越した中で、これはいろんな原因があると思います。全てを5万円にしたからというわけではないと思いますけれども、これは制度を創設してからいろんな拡大をしていただいたと思いますが、当初は町外から町内に越されてきた方だったと思いますけれども、今は町内から町内でもこれは適用されていたかどうか確認をしたいと思います。

そういった中で、多分漏れはないと思うんですけれども、結構知らない方がいらっしゃるんです。私も引っ越されてきた方、また改築とか中古、新築、町内で買われた方、数人ですけれども、知らなかったというお声を聞いたことがあったんです。それが30年度だったかちょっとあれなんですけれども、そういった中で申請漏れというのはなかったのかどうか、その辺、確認をしたいと思います。

観光推進のほうですけれども、26年度から比べるとイベントの内容も相当変わってきて、そういった意味では町の交流人口というのは増えてきているなどというのは実感しております。昨年冬のひまわりは、私も町外の多くの友人からお問い合わせをいただいたところですが、そういった中で皆さんが、ここで言えるところなのかちょっとあれなんですけれども、どこに何があるか、ここを目指して行きたいんだけど、どうやって行けばいいのかという周遊の看板というのがなかなか寒川町ないよねってところで、そういったところをもう少し増やしていくというのはこの事業に当てはまるのかちょっとわからないんですけれども、そういったところをもう少しやったほうがいいのかはなかったのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

【岸本委員長】 原田課長。

【原田産業振興課長】 まず1点目の個人住宅の部分で、町内から内への利用が可能なのかどうかというところは、こちらは可能になっております。先ほどお話しさせていただきました合計168件のうち、町内から町内へ一戸建てを建てた方が91件ございます。

あと、申請漏れはないのかという部分についてでございます。こちらにつきましては申請主義になっているところがありますので、100%ないとは言いきれない状況にはなっておりますが、ないように努めているところでございまして、こちらにつきましては不動産協会、また建設組合等へ周知のお願いをさせていただいております。それ以外には、町民課の窓口のロビーの見えるところにチラシを置かせていただいている、また町内に入ってきた方には必ずお配りをしているくらしの便利ガイドにも記載させていただいております。それとあと、お家を購入されると家屋調査等が入ると思います。こちらのほうでもチラシ等の配布をお願いさせていただいているところでございますので、ある程度一定の周知はできているのかなと考えているところでございます。

2点目の周遊がなかなかわかりづらい、個々のコンテンツがどこにあるのかというご質問について

でございます。こちらにつきましては今後とも努力していくところでございますが、今年度につきましては寒川駅、また宮山駅から寒川神社に通じる観光の案内看板を9基設置する予定で、現在業務を進めております。

そういった形で周遊等の対策もとっていききたいというところ、それと観光協会でも周遊マップみたいなものも作成してございまして、神社等にも置かせていただいている状況がありますので、そういった部分でも取り組みを進めていきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

【岸本委員長】 太田委員。

【太田委員】 2点目の観光推進のほうはわかりました。今年度寒川駅と宮山駅からやっていただけるということで、承知をしました。

あと1件目の住宅取得奨励制度ですけれども、町内から町内も含まれているというところで、申請漏れはほぼないのではないかとのお答えでした。最終的には家屋調査のところまでひっかかってくるのかなと思いますので、そこはせっかく町内に構えていただきますので、申請漏れがないように気を配っていただければと思います。

そういった中で、これは勤労者の個人住宅取得ですので、以前から自営業の方は対象になってなかったと思うんですけれども、それは今も変わらないのか。勤労者という立場なので、ここの枠を広げてという話は以前からもしていますけれども、今後、勤労者の個人住宅取得奨励から大きく拡大をして、自営業の方も対象に含めていくという、そこら辺の捉え方は今もやらないという感覚でいらっしゃるのかどうか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

【岸本委員長】 原田課長。

【原田産業振興課長】 個人住宅の部分については、自営業者は対象となっております。今までもそうですし、今後も勤労者福祉という中ではその予定で考えております。

ただ、住宅リフォームの助成金につきましては、町民の個人住宅のリフォーム等という中に新築も含まれておりますので、個人事業主さんが新築をされた場合には、住宅リフォームのほうを使っただけだと補助の対象になってまいります。ただ、その後の住宅リフォームができない状況というのはございます。あと、条件といたしまして、リフォームの条件になりますので、町内事業者さんでの建設が条件ということになってまいります。

以上でございます。

【岸本委員長】 じゃ、最後の質問を小泉副委員長。

小泉副委員長。

【小泉副委員長】 1点だけお伺いさせていただきます。12ページになります。産業まつり、今年度もこれから開催されますが、実は平成30年度から始まっていたのかもしれないのですが、ことしから一部の団体さんの参加で、できれば参加を辞退していただきたいというお願ひをされたという声を聞いております。恐らくこれはパンプトラック等ができて、場所が狭くなったところがスタートではないかと思うのですが、これは平成30年度からこういうことは起こっていたのでしょうか。そのあたりご見解をお願ひいたします。

【岸本委員長】 原田課長。

【原田産業振興課長】 団体に辞退してほしいというご質問でございます。こちらにつきましては、そもそも産業まつりの趣旨というものが産業の発展、振興という部分がございます。産業と関係ない団体、関係ないと言っちゃあれですけれども、かかわりの薄い団体も多く参加されているという状況がございます。ただ、お祭りの盛り上がり等々を考えますと、そういった部分でも発展はひとつ認めてきたところがございます。

ただ、お話にもありましたとおり、パンプトラックができたことによって出店スペースがかなり減

ってきたという状況、それとあと関係の団体も数多く増えてきたという中で、今回出店の割り振りをしてもぎりぎりの状況でございます。なので、すぐに辞退してほしいとか、そういった意味で申し上げたつもりはございません。

ただ、今後、来年度、再来年度になるにつれて、今の状況を見るとさらにさらに出店者数が増えていく可能性がある状況の中で、産業まつりの趣旨、目的を達成するためには、そういった団体にはある程度ご考慮いただきまして、例えば産業まつり以外でも出店できるようなイベント等があれば、そちらへの出店等も将来的には考えていただきたいというところをお願いをさせていただいたものだと思います。

【岸本委員長】 小泉副委員長。

【小泉副委員長】 わかりました。ぜひほかのイベント等も検討していただきたいというところですね。

今、産業自体に直接かわりが薄い団体にはそのような形をとっているけれども、それ以外も出店者がどんどん増えている状況というお話がありましたが、今後、産業まつりにおいて、現状は中央公園のみを使ってやっておりますが、何かしらの形でエリアを拡大するようなことは検討されておりますでしょうか。

【岸本委員長】 原田課長。

【原田産業振興課長】 産業まつりは大きなイベントでございますので、町のメインの中央公園でやるのが一番いい事業なのかなと思っております。過去には役場の職員の駐車場を一部農産物品評会で利用したりとか、もっと古くを言うと、役場の庁舎をここができる前は使っていたこともございますので、今後、可能性としてはそういった部分に拡充していくことも検討の一つではあると考えております。

ただ、今、来場者を見ますと、かなり来場者数も増えている状況がございます。周りを今、駐車場としてかなり利用させていただいている状況がございまして、交通対策もしっかり取り組んでいかないと、来られる方の交通安全という部分もかなり重要になってきているところもございますので、そのあたりも含めてどうしていくかというところは、この産業まつり自体は実行委員会形式で実施しているところがございまして、農協さんであったり商工会さんとも意見を出し合いながら、今後どうしていくかということは決めていくことになると思います。

以上です。

【岸本委員長】 ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでございました。

以上で環境経済部産業振興課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。再開は10時20分といたします。

【岸本委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、環境経済部環境課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

大川部長。

【大川環境経済部長】 続きまして、環境課が所管いたします決算審査をお願いいたします。

説明につきましては小林環境課長が、ご質問については出席職員で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【岸本委員長】 小林課長。

【小林環境課長】 おはようございます。

それでは、環境経済部環境課所管の平成30年度決算につきましてご説明いたします。決算書の歳入につきましては33ページから36ページ、41ページから42ページ、45ページから46ページ、49ページか

ら50ページ、歳出につきましては61ページから62ページ及び79ページから82ページでございます。

なお、説明に当たりましては、タブレット資料030環境課決算特別委員会説明資料に基づきましてご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、環境保全担当の2款総務費1項総務管理費12目環境保全対策費からご説明いたします。

決算書は61ページから62ページ、タブレット資料は2ページをごらんください。1公害対策事業費の1公害防止対策事業費でございます。この事業につきましては、町の環境の状況を継続的に把握し、事業所対策等に活用するためのもので、消耗品費につきましては明細地図の購入費、委託料につきましては町内の河川の水質調査委託でございます。なお、詳細の調査結果につきましては、タブレット資料の17ページ以降が資料でございます。19ページの河川水質検査基準から24ページにまとめてございます。

次に、タブレット資料の3ページをごらんください。2環境衛生事業費の1環境衛生事務経費でございます。環境保全担当事業全般の事業経費で、報酬につきましては環境審議会を2回開催いたしました委員報酬で、環境報告書の内容につきましてご審議いただきました。執行残につきましては、審議会の開催回数の減及び委員の都合による会議欠席による報酬の残でございます。旅費につきましては、環境審議会委員の費用弁償と職員の普通旅費。役務費につきましては、放射線測定器の検査手数料。負担金補助及び交付金は、高座地区河川をきれいにする会、桂川・相模川流域協議会の負担金でございます。

タブレット資料の4ページをごらんください。環境衛生事業費の4動物対策事業費でございます。賃金につきましては、犬の登録及び狂犬病予防集合注射の臨時職員賃金でございます。報償費につきましては、愛犬のしつけ教室講師謝礼。旅費につきましては、職員の普通旅費。消耗品費につきましては、犬に関する啓発看板の作製や狂犬病予防済票の購入、ハチ駆除剤の購入などでございます。役務費につきましては、狂犬病予防集合注射実施の通知に係る通信運搬費。委託料につきましては、有害鳥獣及びスズメバチの駆除や犬の登録、注射促進協力事業の委託料で、有害鳥獣の駆除件数につきましては42件、内訳といたしましてはアライグマが22頭、その他ハクビシンなどが20頭でございます。スズメバチの駆除件数につきましては76件、確認が24件でございます。使用料及び賃借料につきましては、犬の登録事務用パソコン及びソフトのリース代で、平成30年度末時点の町内の犬の登録数は2,914頭で、前年度から21頭の増でございます。負担金補助及び交付金は、猫の不妊去勢手術費助成で、雄が41匹、雌が55匹の手術に補助金を交付いたしました。また、買い主のいない猫の不妊去勢や子猫の里親探し等の動物保護活動を行う団体への支援を目的とした補助金を、1団体へ補助いたしました。活動内容といたしましては、TNRによる不妊去勢手術数が96匹、譲渡会により里親に引き取られた数は43匹でございます。

下表をごらんいただき、動物対策事業費の特定財源でございますが、歳入番号①の決算書33ページ、34ページ、犬の登録の際、町手数料条例に規定された申請手数料を徴収する犬の登録手数料と、②の決算書41、42ページ、財政課が所管いたします市町村事業推進交付金の一部を充当しております。

タブレット資料の5ページをごらんください。環境衛生事業費の5地球温暖化防止対策推進事業費でございます。消耗品費につきましては緑のカーテン用の有機培養土の購入費で、負担金補助及び交付金につきましては、寒川町、茅ヶ崎市、藤沢市で構成する湘南エコウェーブへの負担金と家庭用燃料電池システム、いわゆるエネファームの設置補助金でございます。湘南エコウェーブの事業といたしましては、小学生とその保護者を対象といたしまして、日大の協力を得て実施いたしました緑の保全セミナー「みんなで森を知ろう」や、小中学生とその保護者を対象といたしました横須賀市リサイクルプラザ「アイクル」とクリクラ中央研究所の見学、18歳以上を対象といたしました酒匂川流域

下水道左岸処理場とアサヒビール株式会社神奈川工場の見学など環境学習事業を実施し、環境への意識向上を図りました。また、エネファームの設置補助につきましては、上限が5万円で、補助件数は7件でございました。

タブレット資料の6ページをごらんください。環境衛生事業費の6環境活動推進事業費でございます。報償費につきましては、例年7月にリサイクルセンター近くの目久尻川で、さむかわエコネット協力のもと実施しております川の生き物調査隊の講師謝礼、負担金補助及び交付金につきましてはさむかわエコネットへの交付金でございまして、環境保全に向けた協働による活動が展開されております。

タブレット資料の7ページをごらんください。3環境保全対策事業費の1美化運動推進事業費でございます。この事業につきましては、住民の皆さんの美化意識の向上とごみのないまちづくりを目指し、寒川町住みよい環境を守り育てるまちづくり条例の啓発と、まちぐるみ美化運動を6月、11月の年2回開催し、また各自治会や企業等で独自に実施いただいた環境美化活動、さらに町内に流れる相模川河川敷などの清掃を通じて、河川をきれいにする運動を啓発するものでございます。

需用費の消耗品費につきましては、まちぐるみ美化運動用のごみ袋の購入費、印刷製本費につきましては環境美化啓発ポスターの印刷代でございまして、住みよいまちづくりポスターを町内の小中学校から募集し、115点応募をいただきました中から優秀作品を選び、最優秀作品につきましてはポスターを作成し、町内公共施設や店舗、事業所約100カ所に配布して掲示していただき、啓発に努めました。役務費につきましては、役場前に設置しております三面啓発塔の保険料、委託料につきましてはまちづくり美化運動を初め、各美化活動のごみの運搬委託料でございます。まちぐるみ美化運動につきましては、30年度は6月24日と11月4日の2回実施し、合計で32.59トンのごみを回収いたしました。自主的な美化活動につきましては、16団体が60回実施し、延べ1,990人の方々にご参加いただき、24.5トンのごみを回収いたしました。河川清掃につきましては、毎年5月30日をごみゼロの日と定め、30年度は6月3日の日曜日に相模川美化キャンペーンを実施いたしました。38団体、11自治会と個人参加を含め843名のご参加をいただき、520キロのごみを回収いたしました。

続きまして、決算書は79ページから82ページ、タブレット資料は8ページをごらんください。資源廃棄物担当、美化センター、広域リサイクルセンター関連の4款衛生費2項清掃費1目清掃総務費でございます。職員給与費につきましては、環境課資源廃棄物担当、美化センター、広域リサイクルセンターの職員の計12名分の人件費でございます。

下表をごらんください。職員給与費の特定財源でございますが、歳入番号①及び②は、決算書の49、50ページ、美化センター並びに広域リサイクルセンター管理運営に関する茅ヶ崎市からの負担金のうち、それぞれの職員給与費に充当するものでございます。

タブレット資料の9ページをごらんください。清掃総務費の2清掃総務事務経費につきましては、資源廃棄物担当事業全般の事務経費でございまして、旅費につきましては職員の普通旅費、負担金補助及び交付金につきましては、大気汚染量負荷量賦課金及び神奈川県町村清掃行政協議会負担金でございます。

タブレット資料の10ページをごらんください。清掃総務費の3公衆便所維持管理経費につきましては、宮山駅前公衆トイレ及び寒川駅前公衆トイレの維持管理経費でございます。需用費の光熱水費につきましては電気料、水道料、下水道料使用料、役務費につきましては保険料、委託料につきましては日常の清掃委託でございまして、執行残は清掃委託の入札によるものでございます。

続きまして、タブレット資料の11ページをごらんください。2目じん芥処理費1ごみ減量化推進事業費の1ごみ減量化・資源化推進事業費でございます。こちらは自治会を初め、衛生指導員の皆様のご協力によりごみの分別の徹底を図り、資源化・リサイクル化を推進した事業費でございまして、

報償費につきましては各自治会への資源物分別の報償金及び衛生指導員187名の謝礼でございます。なお、各自治会への資源物分別の報償金内訳につきましては、タブレット資料の28ページに記載してございますので、よろしくお願いいたします。

需用費の消耗品費につきましては、ごみ回収用の指定収集袋の336万7,400枚の作製費でございます。そのほかに資源物回収用のコンテナやラッセル袋、生ごみ処理器こちらはキューロの購入費でございます。印刷製本費につきましては、違反ごみシールの印刷代でございます。役務費につきましては、指定収集袋販売店への代金請求の郵送料及び収集袋代金の口座振替手数料。委託料につきましては、収集用コンテナ等の配布委託、公共施設からの剪定枝の資源化委託、指定収集袋を販売する店舗までの配布委託、ごみ質分析の委託料でございます。使用料及び賃借料につきましては、購入した指定収集袋を保管しておくための倉庫の借上料でございます。対前年度当初予算と比較いたしますと、プラの小サイズの指定収集袋を新規に導入したことにより、消耗品費が増となっております。

下表をごらんください。ごみ減量化・資源化推進事業費の特定財源でございますが、歳入番号①②及び③につきましては、決算書の45、46ページ、物品売払収入の中の指定収集袋売払収入、環境課扱分資源物売払収入、生ごみ処理器売払収入でございます。①につきましては指定収集袋作製費に充当し、②につきましては資源物分別自治会報償金等の報償費に充当し、①及び②の残額は別事業の可燃ごみ収集運搬委託に充当しております。③につきましては、生ごみ処理器「キューロ」の購入費に充当しております。

タブレット資料の12ページをごらんください。2 ごみ資源物収集処理事業費でございます。こちらは一般家庭からごみ置き場に出された可燃ごみ、可燃粗大ごみ、不燃ごみを茅ヶ崎市環境事業センターへ、資源物プラスチック性容器包装を広域リサイクルセンターへそれぞれ収集運搬するものと、焼却灰を千葉県銚子市の民間処分場での最終処分と茨城県鹿嶋市及び栃木県小山市の民間事業者において焼却灰を熔融処理にて資源化、さらに死畜と臨時ごみ収集運搬の委託や、町内で不法投棄されたごみの収集委託が主な事業でございます。

需用費の消耗品費につきましては、開発行為等で新設されたごみ置き場の境界を明確にする境界プレート作製費や、蛍光灯分別収集用段ボール作製費等でございます。印刷製本費につきましては分別収集日程表の印刷代、修繕料につきましてはごみ集積所のブロック破損のための修繕でございます。役務費につきましては臨時ごみ用証紙売払手数料で、委託料は可燃ごみ、不燃ごみ、資源物等の収集運搬、死畜等の収集運搬、焼却灰の収集運搬処理委託、タイヤや家電などの処理困難物の処理委託、茅ヶ崎市への可燃ごみ等の処理委託料等でございます。なお、ごみ収集量につきましては、タブレット資料の25ページに一覧表を記載してございますので、よろしくお願いいたします。負担金補助及び交付金は、鹿島市への一般廃棄物搬入に伴う環境保全協力金でございます。執行残の主なものにつきましては、焼却灰資源化処理委託及び焼却灰運搬処分委託の処理量実績に伴うものでございます。

下表をごらんください。ごみ資源物収集処理事業費の特定財源でございますが、歳入番号①②③につきましては決算書の35、36ページ、廃棄物処理業許可申請手数料、諸証明手数料、臨時ごみの手数料、④⑤につきましては決算書の45、46ページ、物品売払収入の中の指定収集袋売払収入、環境課扱分資源物売払収入、⑥につきましては決算書の49、50ページ、広告掲載料で、分別日程表と指定収集袋の広告収入でございます。委託料及び印刷製本費に充当しております。

タブレット資料の13ページをごらんください。4 広域リサイクルセンター管理運営経費でございます。こちらは平成24年4月から本稼働いたしました寒川広域リサイクルセンターを管理運営するための経費でございます。広域リサイクルセンターにつきましては、稼働時から民間企業のノウハウを活用した効率的・効果的な管理運営の検討を茅ヶ崎市と進め、資源物の受け入れ、選別等や物資等の調達、施設の運転業務、機器類の維持管理及び大規模修繕等を包括的に業務委託することとし、17年9

カ月にわたる長期包括運営責任業務委託を平成26年7月から導入し、円滑に運営が行われております。報償費につきましては、広域リサイクルセンター運営委員会委員3名の謝礼、旅費はリサイクルセンター職員の普通旅費。需用費の消耗品は、緑地、花壇の花や事務用消耗品の購入費でございます。燃料費及び修繕料につきましては、リサイクルセンター公用車の燃料代と車検代及び強風により破損したシャッターの修繕。役務費は、建物や車両の保険料等でございます。委託料につきましては、施設の維持運転管理、自家用電気工作物保安管理業務やプラント機器類の稼働及び点検、資源物の受け入れ、選別、搬出や見学の対応等、施設の運営に係る長期包括運営責任業務委託でございます。負担金補助及び交付金につきましては、日本容器包装リサイクル協会への分別基準適合物の再商品化に係る市町村負担金と、資源物売却収入等について搬入割合により案分する茅ヶ崎市への分担金でございます。公課費につきましては、公用車の車検に伴う重量税でございます。執行残の主なものは、長期包括運営責任業務委託料で、資源物の確定搬入量が処理見込み量を下回ったことによる残と、資源物搬入量が確定したことによる茅ヶ崎市への分担金の残でございます。

下表をごらんください。広域リサイクルセンター管理運営経費の特定財源でございます。歳入番号①につきましては、決算書の45、46ページ、リサイクルセンター資源物売却収入は、市町で収集した缶、金属類、衣類等を売却した収入でございます。委託料の長期包括運営責任業務委託及び資源物抛出金分担金に充当しております。②③④につきましては、決算書の49、50ページ、②の再商品化合理化抛出金等配分金は、日本容器包装リサイクル協会から分配されるペットボトル等の有償抛出金でございます。搬入割合により茅ヶ崎市と案分するもので、委託料の長期包括運営責任業務委託及び資源物抛出金分担金に充当しております。なお、寒川町分の資源物全体の売払い実績につきましては、タブレット資料の26ページから27ページに記載してございますので、よろしく願いいたします。③の建物共済金につきましては、強風により破損したシャッターの修繕に伴う補償額で、修繕料の2分の1の補償割合でございます。④の広域リサイクルセンター管理運営負担金につきましては、茅ヶ崎市より管理運営に係る経費が資源物の搬入割合等により負担されるものでございまして、前段で説明した資源物抛出金分担金以外の科目に、おおむね搬入割合により案分して充当しております。

タブレット資料の14ページをごらんください。3目し尿処理費2し尿処理事務経費の1し尿処理事務経費でございます。需用費の消耗品費につきましてはし尿処理券の用紙代、印刷製本費につきましてはし尿処理清掃手数料の納入通知書等の印刷、役務費につきましてはその発送に伴う郵送料が主なものでございます。執行残につきましては、納入通知書の印刷等の入札によるものでございます。委託料につきましては、一般家庭及び事業所等から美化センターへのし尿の収集運搬委託でございます。なお、美化センター収集量の内訳につきましては、タブレット資料の31ページに記載してございます。

下表をごらんください。し尿処理事務経費の特定財源でございます。歳入番号①②につきましては、決算書の35、36ページ、し尿処理手数料及び滞納繰越分を充当しております。

タブレット資料の15ページをごらんください。4目美化センター費1し尿処理事業費の1し尿処理事業費でございます。寒川町及び茅ヶ崎市により収集し、美化センターに搬入されました、し尿及び浄化槽汚泥の中間処理経費と施設維持管理経費でございます。報酬につきましては、美化センター運営委員会の委員報酬。需用費の消耗品費では、中間処理に使用します高分子凝集剤、次亜塩素酸ソーダ等の各種薬品、試験用及び作業用品の購入費でございます。燃料費につきましては、公用車のガソリン代と機械用の灯油代。印刷製本費は、トラックスケールの計量表の印刷でございます。光熱水費につきましては施設の電気代、水道代、ガス代及び下水道使用料。修繕料につきましては、機械類の修繕に伴うもの及び公用車の車検代で、役務費につきましては電話料、コンピューター回線使用料のほか建物保険料等でございます。委託料につきましては、各種施設管理に伴う業務委託や各種分析委託、脱水汚泥を堆肥化する脱水汚泥運搬処理業務でございます。使用料及び賃借料につきましては、コピ

一等複合機の借上料及び使用料。公課費につきましては、公用車の車検に伴う重量税でございます。執行残の主なものにつきましては、消耗品費では薬剤等の購入での入札による減、光熱水費は稼働時間による電気代等の減、委託料では汚泥料減に伴う汚泥運搬処理委託料の減等によるものでございます。

下表をごらんください。し尿処理事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は49、50ページ、美化センター管理費に係る負担金につきましては、茅ヶ崎市からの管理運営に係る経費について、定額割として双方が10%ずつ負担し、残りの80%につきましては、し尿、脱水汚泥等の搬入割合等により負担されるものでございまして、職員給与費の充当分以外は各科目におおむね搬入割合により案分して充当しております。歳入番号②につきましては、決算書の41、42ページ、市町村自治基盤強化総合補助金の一部を充当しております。

タブレット資料の16ページをごらんください。最後になりますが、歳入決算の概要でございまして、2行目の14款県支出金2項県補助金1目総務管理費補助金の大気汚染常時監視測定網交付金につきましては、決算書の41、42ページ、県が町役場に設置しております大気汚染に係る常時監視測定機の電気代相当を負担しており、施設再編課の庁舎等維持管理経費の光熱水費に充当しております。そのほか上段の行政財産使用料につきましては、リサイクルセンター及び美化センターの通勤車両駐車場代等、3行目の原子力発電所事故に伴う賠償金につきましては、脱水汚泥の堆肥化可否を判断するための美化センター脱水汚泥放射性物質検査業務委託料を東京電力が負担するものでございます。

以上で、環境課所管の平成30年度決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

【岸本委員長】 説明が終わりました。質疑をお受けいたしますので、挙手にてお願いいたします。山田委員。

【山田委員】 では、1点お伺いします。5ページの地球温暖化防止対策ですけれども、家庭用燃料電池システムということでこれが5件、5万円を上限で7件ということでしたけれども、これはガスを使った発電ということによろしいですか。それに対して、今まで太陽光発電の補助金等もあったと思うんですけれども、その辺に関しては今回なかったということによろしいんでしょうか。

【岸本委員長】 小林課長。

【小林環境課長】 エネファームにつきましては、ガスを使ったものになります。それと太陽光につきましては、29年度をもって補助は終了いたしてございます。

以上でございます。

【岸本委員長】 山田委員。

【山田委員】 このエネファーム、ガスを使ったということで、これは東京ガスということですよねですか。大規模な災害が起きたときに東京ガスの配給がとまったときに、エネファームは使えるのかどうかを確認させてください。

【岸本委員長】 小林課長。

【小林環境課長】 エネファームはメーカーはいろいろあるんですけれども、今多いのが、パナソニック製のエネファームを導入されているご家庭が多いです。東京ガスさんが当然かかわってございます。また、ガスがストップしたときにはそのエネファームはどうかといったところですが、ガスがストップされればエネファームの機能は停止してしまうということになってございます。

以上でございます。

【岸本委員長】 山田委員。

【山田委員】 災害時にガスがとまったら使えなくなるということで、ここに関して、東京電力の電気の配線とエネファームを並行して使っているということですよねですか。もしエネファームだけ

で家庭の電気を賄っていた場合、電気が全然使えなくなるということになるかと思うんですけれども、その見解はどうでしょう。

【岸本委員長】 小林課長。

【小林環境課長】 こちらについてはガスだけではなく、電気と併用してございます。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

太田委員。

【太田委員】 それでは、大きく2点お伺いをしていきたいと思います。

1点目は、4ページ目の動物対策のところでございます。犬の登録が30年度は2,914頭ということ、前年比21頭増えたということでございます。今、ペットはペットとしてというよりは、家族としての存在になっているという部分では、増えていくのかなというふうには思っておりますけれども、そういった中で登録をすると鑑札で、予防接種をすると注射済票が発行されていくと思うんですけれども、これは法律で犬に装着というんですか、つけておかなきゃいけないとなっているけれども、散歩をしているとつけてない方が大変多い。

そういった中で、犬と犬もそうですけれども、かまれたりとかいう中で、散歩されている方がすごい不安を感じられている方が多くいらっしゃるというのが今現状で、きちんと装着をしてくださいというその辺の周知というのはしっかりと30年度もされて、その装着率というのを把握されているのかどうか、その辺を1点お伺いをしたいと思います。

2点目に、11ページのごみ減量化・資源化推進事業費のところ、30年度からキエーロ1本に絞って生ごみの処理をしたと思うんです。ほかの電動とかコンポスターを廃止して、キエーロ1本に30年度からしたと思うんですけれども、その辺の効果というのはこの30年度あったのかどうか、また、キエーロが何台販売予定で、何台購入していただいたのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

それから、これはいろんな場面でも言っていることなんですが、資源ごみの今、月1回という回数、この辺が会議の中でも議題になっているというお話を伺っていましたが、この30年度どういった内容の検討がされたのかお伺いをしたいと思います。

あと1つ、岡田に「こしのえき」というリサイクル、段ボール、雑誌類の、あれは民間なんですか、「こしのえき」という、古い紙の古紙なんだと思うんですけれども、その駅ということでもかなり大きなコンテナがあって、それは多分ことしなので、30年度その影響が出ているかどうかかわからないんですけれども、そちらのほうに流れていることによって、町の回収の量に30年度影響があったかどうかというのを把握されていたら、30年度だと、ことしの1月から3月まで30年度だと思うんですけれども、設置がその辺、微妙だったような気がするんですけれども、その辺の影響があったかどうか、まず確認をさせていただきたいと思います。

【岸本委員長】 小林課長。

【小林環境課長】 まず、犬の鑑札の装着率ということでございます。こちらについては正確な数字は把握してございません。ただ、ほぼゼロに近いぐらい、感覚としてはつけてない方が多いのではないかと、我々もこれは課題として捉えてございます。先ほどお話にもありましたように、人に危害を加える場合等もございまして、あと犬が逃げた場合に鑑札がついていれば、持ち主がすぐにわかるということもございまして、これについては30年度につきましては広報等で周知はしてございますが、この辺につきましては今後も課題として捉え、積極的に周知をしてまいりたいと考えてございます。

それと2点目のキエーロについてでございます。こちらキエーロの購入については、30年度から購入についてはキエーロだけにしているんですけれども、まだコンポスター等の販売は、在庫がある分は続けてございます。ただ、電動の生ごみ処理器の補助はないんですけれども、コンポスターの販売

はまだ続けてございます。

キエーロの実績ですけれども、担当としては年間15台買ってございますので、その15台を売り切るようにということでやってございますが、実績は6台の販売でございました。ただ、これについては産業まつりでも、あとフリーマーケットでもブースを設けて、積極的にPRをしているところでございます。

最後、岡田に「こしのえき」ということで、我々もこれは承知してございます。ただ、これを設置したから収集量に影響があるかということですので、まだ今のところ町の収集量に目に見える影響はない状況です。ただ、これは民間のものなので、この量がどれだけ出ているかという把握はなかなか難しいんですけれども、町の収集量に影響しているかどうか、その辺は気にかけていきたいと考えてございます。

資源ごみの1回ということなんですけれども、これは町民の方から要望はございます。ただ、毎日毎日のようにあるかということ、そういうことでもないんですけれども、要望はあります。これは町の担当も県内で1回というのを調べたところ、やはり寒川町だけになってございますので、その辺は担当も課題として捉えておりますので、今後、資源の回数を増やすといったところも、先ほどもちょっと説明させてもらいましたけれども、衛生指導員さんや自治会の協力のもと、確かに月1回では、現場の担当も言っております、すごい山積みの状態になっておりますが、ペットボトルがふだん町に散乱しているとか、そういうことがない状態で、皆さんの協力のもと、きれいな町を維持していただいております。その辺、2回どりにすると、ほかのごみの収集にもいろいろな影響が出てくる場所もあるので、そういうものの全体を把握しながら検討を引き続き進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

【岸本委員長】 太田委員。

【太田委員】 まず、動物対策ですけれども、ほぼゼロに等しいのではないかとということでございます。これはしっかり周知されているということですので、今後もしていただきたいと思っております。

そういった中で、なぜ鑑札をつけないかという大きな1つに、味気ない鑑札というのがありました。今、ペット関係は自治体もいろんな工夫をされております。

そういった中で、ペットと散歩したときに危ないといった、先ほど課長が言ったように逃げたときにもということもありますけれども、いろんな自治体でかわいらしい鑑札をつくっているところもあって、そうすると装着率が増えてくる。そうすると、皆さんの安心につながっていく。ペットを飼われている方はそうでもないかもしれませんが、特にちょっと苦手な方、アレルギーのある方というのはそういうところでも判断してくると思いますので、そういった工夫、味気ない丸い鑑札ではなくて、骨の形のものとか、いろいろ今各自治体で発行されているみたいなので、そういったものを利用しながら装着率を上げていくということも、目に見える大きな成果にもつながっていくのではないかと思いますので、その辺、検討に挙がっているのかどうか、またはそういった考えはどのように捉えているかお聞かせいただけますでしょうか。

犬に関しては、抱っこして飲食店とかお店の中になかなか入れないので、外にフックがあると大変便利だなというお声もいただきます。茅ヶ崎とか藤沢はかなりお店の外にフックがつけてあって、そこにリードをつけると数分間は犬がそこで待機をして、買い物ができるという状況もありますので、そういったことも踏まえて、ペットを絡めたまちづくりということも視野に入れながら少し検討していただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

あと、逃げたときの懸念もあるので、そういったときは鑑札をつけていくということも大事だし、マイクロチップを装着していくということもすごく大事だと思うので、これは目に見えないのであれですけれども、あわせてそこはしっかりと検討していただきたいと思っております。

ごみの減量化のほうです。補助金をカットした、廃止にしたということですよ、電動とかほかのものは。コンポスターは販売をしているということで、15台を目標にして6台という中では、いろんなところで私も啓発の場面は見ておりますけれども、いろんな課題があるのかなと。小さなキエーロもつくっていただいたと思います。そういった中では、また違った生ごみの減量対策の仕方があるのではないかと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

あと、資源ごみの回数、本当に藤沢とかは毎週のように、たしか来るんです。規模が違いますし、向こうは戸別回収ですので、条件は違うと思いますけれども、高齢者の方が、高齢者の方はそもそもそんなに大量に持っていくということではないですけれども、月1回だと持っていくのが大変というお声もあります。近ければいいんですけれども、ちょっと距離があると、資源ごみって普通の可燃ごみと違って、ちょっと距離が遠くなりますよね。そういった意味ではもう1回あったほうがいいかなというお声と、あと若い方たち、今エコでマイボトルとか使っていますけれども、それでもやっぱりペットボトルを大量に消費していきますので、ちょっと相反するところはあると思うんですけれども、その辺の検討をしっかりとさせていただきたいと思います。

いろんな衛生指導員さんの課題、また自治会さんの協力もないと、この辺はなかなか進んでいかないかと思いますけれども、ごみの分別に関しては本当に寒川町はすごい細かくて、皆さんの意識も高いと思いますので、そういった中でここをもう一步先に進めていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

あと、ごみの分別といったところで、年に1回いただくごみ分別表では、私も結構頻繁に見るんですけれども、拾い切れないものもあるんです。紙の分別表だと載ってないものもあるので、いろんな自治体ではアプリも開発されながら導入されているところもあるので、そういった検討というのは30年度挙がってきていたのか、その辺をお聞かせいただけますでしょうか。

【岸本委員長】 小林課長。

【小林環境課長】 まず、犬の鑑札の関係ですけれども、先ほど私が申し上げる前に委員のほうから言っていたんですけれども、今、全体的な流れはマイクロチップの導入というものが、鑑札をつけないというところも原因があると思うんですけれども、そういうところが進んでいる状況でございます。

確かに町外からペットと一緒に引っ越してきた方は、犬の鑑札で、私もすごくかわいらしい鑑札をつくっていらっしゃる市町村があるというのは承知してございます。ですので、マイクロチップの導入が今後進んでいくという中で、鑑札のほうはその辺を見きわめて検討をしていきたいと考えてございます。まだ今、うちのほうは鑑札の在庫はある状況でございます。ただ、在庫があるから新しいのをつくらぬのではなく、例えばここで新しいのをつかったのに、実際はマイクロチップのほうにどんどん進んでいくということであれば無駄になってしまいますので、その辺も踏まえて検討していきたいと思っております。

それと先ほどフックというお話がございました。うちのほうはどうしても買い主さんに対して、犬はこうやって散歩してくださいよとか、ふんをこういうふうに始末してくださいよとか、そういう情報発信しか今までしてなかったように思います。その辺は広報などを通じてやっているつもりではいたんですけれども、逆にそういうお店に対してとか、そういうアプローチが今まで足りなかったところもございますので、今後その辺も含めて、例えばスーパーさんですとか、どういうことが町から発信できるか検討していきたいと思っております。

あと、生ごみのキエーロの関係は、担当としてはこのキエーロを引き続き、積極的にPRしていきたいと考えてございます。ただ、おっしゃるように、生ごみの処理はキエーロだけかというのと、そうではないと担当のほうも認識しております。その辺、引き続き担当の課題として捉えて、どういふも

のが生ごみの減少につながっていくのか考えていきたいと思っています。

それと最後、資源ごみの1回については、高齢者の方を考えると、若い方は比較的車でリサイクルセンターに直接搬入をしていただいている。それをやっていただいた方は、1回やっていただくとは非常に便利だというお声もありますが、それができる方はいいんですけども、できない方のことも考えないといけないというところで、リサイクルセンターの利用者も年々増えてございます。だからいいとは担当も思ってございませんので、引き続きこれについても課題として捉えてございますので、よろしくお願いいたします。

あと、アプリの関係ですけれども、ごみの分け方・出し方が3年に1回、それと各地区の日程カレンダーは毎年つくっているんですけども、分別表は3年に一遍なので、まずはお年寄りでもわかるように、携帯を持っていらっしゃる方以外にもわかりやすくするように、次の作成のときには考えなければいけないねという話で、担当の中ではわかりやすくということは話題には出ていますので、まず紙ベースをわかりやすく、分別のところ、ネットでごみサクというので調べてもらおうと、意外とわかりやすくなるようにはなっていますけれども、それでもなかなか、今、分別というのが非常に複雑になっていますので、先ほどから検討、検討ばかりなんですけれども、その辺は課題として捉えて、若者から高齢者までわかりやすいものをつくっていきたくて考えてございます。

以上でございます。

【岸本委員長】 太田委員。

【太田委員】 それでは、動物対策のほうですけれども、マイクロチップに移行していただくという中で、ただ、急速にマイクロチップに移行するというのは今現状を見ていると難しいかなと思います。1回5,000円ぐらいしますし、補助が今あるわけでもないの、そういった中ではそういったことも考えながら、鑑札についてはちょっと検討していただきたいと思います。

そういうのが目に見えなくなることで不安になる方もいらっしゃるの、そういったときは予防接種の注射済票も、基本的には法律で装着してないとだめだというふうになっているかと思えますけれども、犬にそれを巻きつけておくというのはなかなか難しいので、いろんな自治体さんではリードに巻きつけられるように工夫をされているというふうにあるので、そういったことも検討しながら、買い主さんも周りで散歩されている方というか、移動されている方たちも目に見える形で安心するところはあると思いますので、そういった工夫もぜひ検討してみたいかなと思いますけれども、どうでしょうか。

あと、ごみ減量化のほうですけれども、キューロを含めて生ごみの処理の仕方は、今後もしっかり検討していただきたいと思います。

あと、ごみの回数ですけれども、先ほど課長も言いましたように、センターに持っていける方はそれでいいかなと思うんですけども、本当にそれでよしとするのかということ、そういうことではないと思いますので、そこはいろんな課題はあるし、ご協力していただかなきゃならない部分もいっぱいあると思いますけれども、しっかりとそこは検討して、早目に結果を出せるような形で進めていただきたいと思います。

アプリの件は、ごみサクとかいうのがあるということで、それが例えばホームページから拾っていかなくちゃいけないという、何段階もやっていくようでは、すぐ朝、見たいとかいうときに結構大変なんです。私も紙ベースで1回1回全部見ているんですけど。3年に一遍ということは、これは不燃ごみだったのに可燃ごみになったというときは、紙が回ってきますよね、改正みたいな感じで。そういうのも、えっ、そうだったのということが結構あるんです。

なので、私もついこの間、資源ごみを出しに行ったときに、缶のふたがついているもののふたは缶と一緒に出したらだめだよと言われて、あっ、そうでしたかと言って全部とって、不燃ごみに回すよ

うにしましたけれども、それって周知されていたっけなと思ったりとかするので、そういうことも1個1個気になりますので、わかりやすいようにさらに、本当に高齢者にもわかりやすいような対策をとっていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

【岸本委員長】 小林課長。

【小林環境課長】 いろいろと犬の関係、お話をいただきました。マイクロチップにつきましては、今現在、町の補助はないんですけれども、装着につきまして県の補助があるという話も聞いてございまして、この辺の周知が徹底されてないという部分もございまして。それとあと、マイクロチップが義務化の方向に今進んでいるという話もございまして、この辺、周知も含め、あと先ほど注射済票、いろいろなやり方というか、その辺は引き続き工夫をしながらやっていきたいと考えてございまして、よろしく願いいたします。

生ごみについては、これも先ほど言ったとおり、引き続き検討していきます。

それとアプリの関係ですけれども、これについてもおっしゃったとおり、ごみサクがあってもそこに行くまでになかなかどり着かないという、その辺も含めて引き続き工夫をしていきたいと考えてございまして。

以上でございます。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

杉崎委員。

【杉崎委員】 私のほうから2点質問させていただきます。

今、太田委員からありました資源ごみに関して私も質問したかったんですが、太田委員のほうからさまざま聞いていただきましたけれども、回数を増やすことによつての具体的な影響です。もちろんお金もそうですし、自治会さん、衛生指導員さんの負担も増えるということもあるんでしょうけれども、その具体的な影響はどのようなものがあるのか、具体的にお聞かせいただきたいと思ひます。

それから、指定収集袋売払収入に関してです。先ほど産業振興課のほうでもちょっと聞いたんですが、この指定収集袋の売払いに関して仕組み、町が発注してどのような形で販売店に行くのか、その仕組みをお聞かせいただきたい。330万枚ということですが、その仕組みをお聞かせいただけますか。

【岸本委員長】 小林課長。

【小林環境課長】 まず、資源ごみを1回から2回にしたときの具体的な影響ということでございまして。今、寒川町のごみの収集につきましては、公衆衛生社に委託をして行つてございまして。まず、この回数を増やすと、今、資源物も含めて1週間、月曜日から土曜日まで収集を各地区割り振つてございまして。その中で、まず公衆衛生社の人員、あと車両、パッカー車ですとかトラックですとか、そういうものを今ぎりぎりというか、適正な台数でやつていますので、これが2回に増えるということで、まず人員、それと車両の台数、そういうものも今の車両のままだと無理だという話もいただいているところでございまして。それとあと、そこを2回に増やすことによつて、今の仕組みを全部変えていかなきゃいけないところもあつて、そうすると地区の割り振り、そういうものも全て見直していかなきゃいけないといった中で、できないわけではございせん。ただ、時間をかなり要するという状況にございまして。それと冒頭、委員がおっしゃつていただいたように、財政的などところも影響してございまして。

それと2点目、指定収集袋ですけれども、こちらのまず内訳ですけれども、今ごみ袋は可燃袋の大、中、小がございまして。それと、プラの容器包装の大と小というもの、5種類ございまして。それを全部合わせますと、先ほど説明したとおり、300万枚を超える量をつくつてございまして。その量を、町がごみ袋の作製の業者に委託をかけて、ごみ袋をつくつてございまして。それができた後、今度そのごみ

袋を販売店に収集していただく委託をかけてございます。ですので、その委託会社の倉庫にできたごみ袋を一旦入れて、その倉庫から販売店へ収集する委託をにかけているという状況でございます。

【岸本委員長】 杉崎委員。

【杉崎委員】 資源ごみのほうは影響はよくわかりました。具体的なお金は聞きませんが、莫大な予算がかかってしまうんだろうなと思います。なおかつ収集車も含めた影響もあるということでございますけれども、本当に多くの方が、特に主婦の方から回数を増やしてほしいという声が、当然、担当課にも届いていると思うんですけれども、あるんですよね。だから、そこは実施できるようにぜひお願いをしたいと思います。これは意見として言わせていただきます。答弁は結構です。

指定収集袋の売上げですが、約3,100万円売上げですか、収入がありますけれども、この売上げの町が得る収入、委託業者に支払いも当然しているものであれですけれども、もちろん販売店のマージンもあるでしょうけれども、町が実質、利益として得る金額というのは幾らでしょうか。

【岸本委員長】 小林課長。

【小林環境課長】 済みません。先ほど私、収集と言いましたが、配布ですね。申しわけございません。ごみ袋をつくった後、各店舗に配布をしてもらう委託をかけてございます。

今のご質問ですが、町の利益ですけれども、約2,000万円。ただ、それは全てごみの収集のほうに充ててございますので、よろしく願いいたします。

【岸本委員長】 杉崎委員。

【杉崎委員】 2,000万円ですか。もちろんこれは今、収集のほうに充てているということで、当然町の貴重な財源になっていることは間違いないですし、いいことだと思います。ただ、この収集袋は、町がやっていくものではないんじゃないかなと思うんです。それこそ商工会を活用して、ぜひこれは商工会にやっていただく事業としてやっていただいてもいいんじゃないかなと思うんです。ほかの町の商工会ではやっているんです。寒川町だけとは言いませんが、結構数多くやっているんです、商工会が。先ほども言いましたけれども、課が違うのであれですけれども、商工会の財政も大変厳しい中でやっている中で、このものがあれば町からの助成金、補助金も含めて、いろいろと検討の余地があるのかなと思います。

これは私、1期目のときに予算だか決算でやったんです。もう十数年前ですけれども、そのときの担当からの答弁は、そのつもりはありませんという答弁だったんですが、その後、今、どのように考えていらっしゃるか、検討の余地があるかどうかも含めてお聞かせいただけますか。

【岸本委員長】 小林課長。

【小林環境課長】 担当といたしましては、先ほどもご質問ございました資源の1回から2回どりですとか、あと近隣市でも最近始めた近隣市でございますけれども、戸別収集ですとか、当然資源を1回から2回にすれば、また戸別収集を例えば始めるとすれば、財政的なものが今と同じ負担でできるものではございません。

担当とすると、ごみ袋の、利益と言ったらあれなんですけれども、収入をそちらの部分に充てているという考えを持って今までも、また資源の例えば2回どりを検討するときも今のごみ袋の金額、それと値上げした場合、どのぐらいというような、常にそこは一緒に考えていたところがありましたので、今までごみ袋の収入を切り離して考えたことはなかったというのが現状でございます。

以上でございます。

【岸本委員長】 大川部長。

【大川環境経済部長】 ごみの収集袋の売上げのお話ですけれども、確かに商工会といたしましても運営が厳しいという状況を伺っております。私は産業振興課の前の課長でしたので、そのときの考えとしては商工会の内部の事業内容の見直しをまず行っていただいて、その後、何か町で協力がで

できればというところを考えるとはいたんですけれども、具体的なご提案があったので、どのような形でこの部分で協力できるのかいうところはあるんですが、こちらは産業振興課と環境課とお互いにお話をしなければ、その先にいくかいかないかという部分もありますけれども、検討できない、話し合いができないということではないので、話し合ってみたいと思います。済みません。よろしくお願いします。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

小泉副委員長。

【小泉副委員長】 大きく2点、どちらも動物の件になるんですが、まず1点が、4ページ、動物対策事業費において、平成30年度におきましてペットが、例えば台風とかが来た際、昨年も台風があって、避難所を開設されたことがありましたが、一緒に避難できるような取り組みが最近進んでいるかなと思います。平成30年度においてどのように取り組まれて、実際にペットを連れて避難されてきた方はどれぐらいいたか、そのあたりの状況をまずお伝えください。

あと2点目が、動物対策の負担金補助及び交付金のほうで、猫不妊去勢手術等の申請件数が予定より少なかったという記載がありますが、こちらに関して予定数はどれぐらいだったのか。かつ現状、野良猫等も団体に委託する形で捕獲を行っていただいて、不妊手術を行っているかと思いますが、野良猫に関して、現状、町として増えている減っているというあたり、どのように把握されているか、この2点お伺いいたします。

【岸本委員長】 小林課長。

【小林環境課長】 30年度におきましては、ペットの避難訓練としつけ教室ということで、防災訓練のサブ会場のほうで実施をいたしました。それはあくまでも訓練で、平成30年度において避難所を開設したところにペットを連れてきたという実績については、担当としては把握してないです。いなかったと認識しております。

ただ、先日の台風では、皆さんペットを連れて避難所に避難されてきたという現実がございます。本日ニュースでもいろいろペットの問題がありまして、ペットを受け入れない避難所もございましたが、今回、寒川のほうではペットの避難の受け入れは全ていたしました。ただ、部屋を別にするとか、そういうことはありましたけれども、受け入れはいたしました状況でございます。

それと負担金のほうですけれども、野良猫のほうも受けているんですけれども、全額をこれは負担しているわけではございませんで、中には猫をすごいかわいがっている方で、野良猫の不妊去勢手術で自分でもお金を出してという方もいらっしゃいます。ただ、ここで予算の残が出たというのは、予算のほうも大きくとったということもありますし、平成30年度からボランティアさんに補助を出して、そちらのほうでも積極的に野良猫の不妊去勢手術をしていただいたということで、ボランティアさんのほうも、先ほど数字は言わせていただきましたけれども、かなりの数、不妊去勢手術をしていただいた、その辺の結果かなというところもございます。

以上でございます。

【岸本委員長】 小泉副委員長。

【小泉副委員長】 ちょっと確認だけさせていただきたいと思いますが、これは平成30年においてもペットの避難に関して訓練、しつけ等をやっていて、ただ、去年においては実績はなかったと。現状では受け入れを行っているということで、全ての避難所において、来たら受け入れられているという状況なのでしょうか。それともペットを連れてきたら、ごめんなさい、向こうの避難所に行ってくださいと、そのようなことになっていることはないかというところを確認をとらせてください。

あと、猫の不妊のほうはわかりましたが、さっき聞いていたんですけれども、野良猫自体が寒川町内において、現状増えているか減っているかというあたり、町としてどのように把握されているかと

いうところをお伺いします。

【岸本委員長】 小林課長。

【小林環境課長】 まず、避難所なんですけれども、今回の台風でよろしいですか。
(「今回に限らずで結構です」の声あり)

【小林環境課長】 実績としては全て避難所で受け入れをしたと。お断りはしてないという状況です。

それとあと、野良猫の数ですけれども、数をどれだけ実際に具体的に把握しているかということ、猫の場合は難しいところがあるんですけれども、ボランティアさん等の活動も皆さん積極的にやっていただいて、増えている状況ではないという認識はございます。ただ、じゃ、今の現状でいいかというところは、引き続き積極的に取り組んでいかなきゃいけない、減らしていかなきゃいけないという、担当としては認識でいます。

以上でございます。

【岸本委員長】 ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでございました。

以上で環境経済部環境課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

これより環境経済部農政課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

大川部長。

【大川環境経済部長】 引き続きまして、よろしくお願ひいたします。今度は農政課が所管いたします決算の審査をよろしくお願ひいたします。

説明につきましては勝又農政課長が、ご質問には出席の職員がお答えいたしますので、よろしくお願ひいたします。

【岸本委員長】 勝又課長。

【勝又農政課長】 それでは、農政課所管の平成30年度決算につきましてご説明させていただきます。なお、説明に当たりましては、お手元に配付させていただいております決算特別委員会説明資料をもとにご説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

決算書は83から86ページになります。6款農林水産業費1項農業費2目農業総務費でございます。タブレット資料は3ページをごらんください。職員給与費であります。課長を含む農政課職員5人分の給与、職員手当、共済費でございます。

次に、タブレット資料は4ページをごらんください。農業総務関係経費であります。農業の健全な発展、農業総務事業の充実を図るための経費でございます。旅費につきましては、職員の出張旅費でございます。負担金補助及び交付金は、神奈川県農業会議への負担金でございます。

続きまして、3目農業振興費でございます。タブレット資料は5ページをごらんください。農業振興事務管理経費であります。農業の健全な発展、農業振興事務管理の充実を図るための経費でございます。旅費につきましては、職員の出張旅費でございます。負担金補助及び交付金は、神奈川県森林協会及びさがみ都市農業保全対策協議会への負担金と、海老名市、綾瀬市、大和市、寒川町の3市1町で開催した湘南梨品評会への負担金でございます。

次に、タブレット資料は6ページをごらんください。家庭菜園事業費であります。町内4地区に開設しております家庭菜園173区画の貸し出しを行うもので、町民に収穫する喜びや農業の大切さを体験してもらい、農業に対する理解を深めてもらう事業でございます。需用費は、家庭菜園を維持するための消耗品の購入費でございます。

次に、タブレット資料は7ページをごらんください。農業振興対策事業費であります。農業経営の基盤強化や生産者の技術及び品質の向上など、農業振興を図るための取り組み支援事業でございます。報償費は、農産物品評会並びに農産物立毛共進会における商品等でございます。需用費は、遊休農地対策のためにJAさがみ青壮年部が実施しております、保育園児による農業体験のために使用したサツマイモの苗の購入費でございます。

負担金補助及び交付金でございますが、詳細につきましてはタブレットの12ページをごらんください。この表は農業振興費補助事業の一覧表となっております。上から順に説明させていただきます。15農業振興補助金であります。水稲や野菜などの病虫害の防除や、土壌改良、農業廃棄物の回収や、農業後継者育成及び各団体の支援に要する費用の補助金でございます。次に、16花き振興補助金は、カーネーションや鉢物の優良種苗などの購入費や、高品質化に要する費用の補助金でございます。17梨振興補助金は、梨の病虫害防除の薬剤購入費及び鳥の被害を防止するための防鳥網設置に対する補助金でございます。18施設いちご振興補助金は優良種苗の購入と、交配蜂の導入としてミツバチに受粉させ、労働力の軽減と着果率向上及び収量の増大を図るための経費に対する補助金でございます。19生産組合活動交付金は、町内23生産組合の円滑な活動の推進及び農業用排水路管理のための交付金でございます。20農業経営資金利子補給費補助金は、農家が国または県の融資制度を利用し、農協より融資を受けた場合に利子補給を行う補助金でございます。次に、21農業人材力強化総合支援事業補助金は、就農した初期段階における経営の不安定な新規就農者に対し、経営が安定するまでの間、年間最大150万円、最長で5年間補助するものでございます。22畜産振興補助金は、臭気対策等の畜産環境を整備するため脱臭剤の購入費や、蚊やハエの駆除を行い伝染病予防に努めるための薬剤や、注射に係る費用に対する補助金でございます。23水田保全事業補助金は、緑豊かな自然環境の保全に貢献する水田の維持及び稲作経営の負担軽減などを目的に、市街化調整区域内の水田に対し、農業用水の水利費相当分を補助するものでございます。

以上、合計9事業に対する補助金等で、いずれも補助の目的としましては農業経営の安定や品質の向上など、農業振興を図るための支援事業でございます。なお、補助率につきましては、事業の概要欄に記載のとおりでございます。

次に、お手数ですが、タブレット資料の7ページにお戻りください。負担金補助及び交付金の翌年度繰越額1,516万2,000円につきましては、平成30年度の台風24号により被災した農業者に対し、農産物の生産等に必要な施設等の再建、修繕を行うことにより、農業経営が継続できるよう補助を行うもので、農業用のハウスの修繕に必要な資材の確保など、年度内に事業が完了しないことから、全額翌年度へ繰越明許としたものでございます。なお、歳出の増減理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

下の表をごらんください。農業振興対策事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は41、42ページの農業人材力強化総合支援事業補助金150万円は、全額負担金補助及び交付金へ充ててございます。この150万円につきましては、国から県へ、県から町へ交付され、町はその全額を対象者へ支払っております。

続きまして、4目農地費でございます。決算書は85、86ページ、タブレット資料は8ページをごらんください。農地事務管理経費であります。農業生産基盤の整備と生産性の向上を目的とした事務管理の経費でございます。旅費につきましては、職員の出張旅費でございます。負担金補助及び交付金は、神奈川県土地改良事業団体連合会への負担金と、同じく湘南支部への負担金でございます。

次に、タブレット資料の9ページをごらんください。土地改良施設整備等事業費であります。農業生産性の向上のため農業用排水路等の整備と維持管理を実施し、主に農業用水の安定供給を行うものでございます。委託料につきましては、農業用排水路の維持管理を目的とした除草、しゅんせつ、

清掃委託等でございます。工事請負費につきましては、町内全域の農業用排水路等の軽微な維持補修を行った急施工事と、大蔵地内の用水路改修工事請負費でございます。負担金補助及び交付金につきましては、神奈川県所管の相模川左岸用水路の老朽化対策工事及び水門等の自動化工事に対する県営左岸土地改良区負担金と、相模川左岸用水路の草刈りや軽微な補修工事を行うための維持管理負担金でございます。なお、各事業費の増減理由としましては備考欄に記載のとおりでございます。

次に、タブレット資料の10ページをごらんください。6款農林水産業費2項水産業費1目水産業総務費でございます。こちらの水産業事務経費でございますが、内水面漁業の振興に関する法律に基づき、地方公共団体の責務として内水面漁業の保全が位置づけられており、神奈川県及び流域市町村と関係漁業団体が協力して、アユの再生による相模川の環境保全と地域活性化を進めるものでございます。負担金補助及び交付金は、老朽化したアユ中間育成施設、いわゆる養殖池ですが、この整備に係る負担金でございます。この負担金につきましては、工事の入札不調に伴い年度内に工事が完了しないことから、47万6,000円全額を翌年度へ繰越明許としてございます。

続きまして、歳入の一般財源についてご説明をさせていただきます。タブレット資料は11ページを、決算書は49、50ページでございます。12款諸収入4項雑入1目雑入でございます。神奈川県市町村共済組合負担金還付金は、共済組合の被扶養者となっている職員の家族に関してさかのぼっての異動があり、それに伴いまして町が負担する負担金が再計算され、還付があったものでございます。

以上で、農政課の平成30年度歳出決算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

【岸本委員長】 説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願いたします。大丈夫でしょうか。

小泉副委員長。

【小泉副委員長】 1点お伺いいたします。先ほど7ページにおきまして、農業振興対策事業費のところで負担金補助及び交付金、こちらの不用額を災害対策等ということで翌年度に繰り越しというご説明があったかと思いますが、こちらは解説のほうを見ますと、水田保全事業補助金の執行残というふうに記載のほうもありまして、まず予算の段階では水田保全事業補助金に関して幾らを見込んでいて、12ページに記載がありますが、予算幾らで、かつ実際には116万8,308円になったのでしょうか。その状況をまずお伝えください。

【岸本委員長】 角田主幹。

【角田主幹】 水田保全事業ですけれども、当初予算としましては140万円の予算をしておりました。実際に執行した金額としましては116万8,308円となっております。

以上でございます。

【岸本委員長】 小泉副委員長。

【小泉副委員長】 済みません。となると、ここは不明なところが、もともとこれは予算現額として2,185万8,600円と記載されていて、これ全体のところで支出済みが659万9,706円、不用額が1,525万8,894円となっておりますが、これはもともと負担金補助及び交付金のところに、先ほど説明のほうでもありました災害対策等ということも含んでいたということでしょうか。それともそれ以外の別途メニュー等があったということなのでしょうか。その詳細について、済みません、お伺いいたします。

【岸本委員長】 角田主幹。

【角田主幹】 ちょっと説明不足で大変申しわけありませんでした。実は昨年、30年9月に台風24号が来まして、ハウス等の農業施設に被害が出ました。こちらの被害が出た段階で、国の補助金が再支援ということで、工事費に対して3割、県が2割、町が2割ということで補助金がつくようになり

ましたので、実は3月補正でこちらのほうを上程させていただきまして、こちらの補正予算がついたということです。この金額が翌年繰越額ということで1,516万2,000円、丸々こちらの金額が台風の被害に遭った施設の費用となっています。こちらの被害に遭った件数ですけれども、こちらの補助金については11施設の金額となっております。

以上でございます。

【岸本委員長】 勝又課長。

【勝又農政課長】 今の補足説明ですが、負担金補助及び交付金の執行残額につきましては、詳細な内訳として、ただいま角田から説明がありました1,516万2,000円につきましては、台風の被害の繰り越しと。それ以外の執行残の内訳ですが、水田保全事業補助金の執行残が9万1,292円、生産組合活動交付金の執行残として4,850円、それと利子補給の執行残として752円、合計で9万6,894円、それと繰り越しの1,516万2,000円を合計した額となっております。

以上です。

【岸本委員長】 小泉副委員長。

【小泉副委員長】 今、課長のほうからも説明をいただきまして、水田のところでは9万1,292円執行残、その前にご説明いただいたところでは、水田保全のところでは、当初予算が140万円だったのが116万8,308円になったということもあって、金額のずれのところはご説明いただければと思うのですが、現状、いろいろとこういう補助事業のメニューがありますが、今回、平成30年度の決算を踏まえた上で、実際に農業従事者の方々からお声としてご要望が上がっているのが、いわゆる六次産業化への取り組みというのをいろいろやっていきたいという話も聞いておりまして、そうしたところに対して、今後こういう何かしらの補助メニューというのを検討されているのかどうか、そちらを最後、お聞かせください。

【岸本委員長】 角田主幹。

【角田主幹】 大変申しわけありません。先ほどの水田保全事業の140万円につきまして、差額と合っていないということですが、こちらのほうでは水田保全事業当初予算のうち14万400円を工事費に流用しておりまして、それで差が生じておるところでございます。

それとあと、六次産業化ということですが、こちらについてはそれぞれ県とか国の補助メニュー等をしっかりと注視しながら、農家さんでご希望があればそれぞれメニューなどを紹介して、活用できるものは活用していきたいと考えております。

以上でございます。

【岸本委員長】 それでは、以上で環境経済部農政課の審査を終わります。

引き続き農業委員会の審査に入ります。

暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、農業委員会事務局の審査に入ります。執行部の説明をお願いいたします。

勝又事務局長。

【勝又農業委員会事務局長】 それでは、これより農業委員会事務局所管の平成30年度決算につきまして審議をお願いいたします。説明につきましては、事務局長の私、勝又より、質問につきましては、同席しております職員よりお答え申し上げます。

それでは、座って説明させていただきます。説明に当たりましては、お手元に配付させていただいております決算特別委員会説明資料をもとに説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

決算書は83、84ページをお開きください。6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費でございます。タブレット資料は2ページをごらんください。職員給与費であります。事務局を除く農業委員会事務局職員2名分の給与、職員手当、共済費でございます。

続いて、下の表をごらんください。職員給与費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は35、36ページの農業委員会証明手数料は、職員手当等に充ててございます。

歳入番号②、決算書は35、36ページの農業者年金事務手数料及び歳入番号③、決算書は41、42ページの農業委員会交付金は、給料に充ててございます。

次に、タブレット資料の3ページをごらんください。農業委員会事務運営経費でございますが、報酬は、農業委員8名と農地利用最適化推進委員3名の年間報酬と、農地利用最適化事業の活動に対する報酬でございます。賃金は、農地台帳調査に伴う臨時職員の賃金でございます。報償費は、農政課主催の農産物品評会及び立毛共進会における副賞代でございます。旅費は、農業委員会会長・事務局長会議並びに湘南地区農業委員会連合会職員事務研究会等の費用弁償と職員の普通旅費でございます。交際費は支出がございませでした。需用費は、農業委員の活動に伴う消耗品でございます。役務費は、利用状況調査に伴う郵送料でございます。委託料は、農地台帳システム保守のための委託料でございます。使用料及び賃借料は、年間の農地台帳システムのパソコンリース料でございます。負担金補助及び交付金は、神奈川県農業委員会職員事務研究会の負担金でございます。

続いて、下の表をごらんください。農業委員会事務運営経費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は41、42ページの農地利用最適化交付金は、農地利用最適化事業の活動に対する交付金であり、報酬に充ててございます。なお、決算特別委員会説明資料の4ページ以降に、参考資料としまして農地の移動・転用一覧を添付してございます。内容の説明につきましては割愛させていただきます。

以上、簡単ではございますが、農業委員会事務局の平成30年度決算の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【岸本委員長】 説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

山田委員。

【山田委員】 農業委員会ということでありませけれども、30年度の農地の転用とか、そういうものはあったんでしょうか。確認します。

【岸本委員長】 資料についていますが、答弁お願いします。

広田主査。

【広田主査】 毎年、農地転用の許可申請というのはございまして、数については例年と同じぐらいの件数ということで認識しております。

以上でございます。

【岸本委員長】 勝又事務局長。

【勝又農業委員会事務局長】 資料の5ページをごらんいただくとわかると思うんですが、上段に①として農地法第3条の許可申請、その下に②③として第4条、第5条ということで、ちょっと内容の違う転用の許可申請がございまして、件数につきましてはごらんのとおり、農地法第3条につきましては9件、第4条につきましては7件、第5条につきましては9件ということで申請が出てございます。

それと許可申請は5ページなんです。6ページに届け出ということで、書類を提出すれば転用できる。市街化区域の転用につきましては4番、5番に記載されてございます。農地法第4条の届け出としましては合計54件、第5条の届け出としては111件の届け出がございませ。

以上でございます。

【岸本委員長】 山田委員。

【山田委員】 農地転用のことはこの資料でわかりましたけれども、これが適正にされているのかという確認なんですけれども、よろしいでしょうか。

【岸本委員長】 勝又事務局長。

【勝又農業委員会事務局長】 こちらの資料5につきましては、許可申請書でございますので、農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんを集めて毎月25日前後に総会を開きまして、審議をさせていただきます。総会の審議の前に当然現地を確認して、農家さんがそれぞれ適正に農地を管理しているか、あるいは申請に不備はないかということを、農業委員さんと事務局の職員でチェックをしまして許可させていただきます。それと6ページの届け出につきましても、内容を十分審査した上で総会で承認を得てさせていただきますので、特段問題はないと認識させていただきます。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

太田委員。

【太田委員】 1点だけお伺いしたいんですけれども、農地の管理というところで、田畑のある近隣の住宅の方からよく聞こえてくるのが、特に畑かな、土の流入・流出が雨の後とかにあって、それがその後きちんと処理をされてないというお問い合わせがよくあるんです。きちんと囲いをしている地権者の方もいらっしゃるし、そのままというところもあるんですけれども、そういったところというのは農業委員会の方のお仕事なのか、その辺の管理というのは個々になるとは思うんですけれども、そういったところの指導はどのようになっていますでしょうか。

【岸本委員長】 角田主幹。

【角田主幹】 今、このご時世の天候状況なので、台風とかいろいろあろうかと思えます。それで、畑から土が流出するという状況が多々見受けられます。こちらの指導ですけれども、実は生産組合を通じまして、土の流出について注意してくださいという呼びかけ等をしております。土地につきましては委員おっしゃるとおり、個々の持ち物なので強制はできませんので、あくまでもお願いという形で、我々もそういういろんな意見をいただいておりますので、生産組合を通じて周知しているところでございます。

以上でございます。

【岸本委員長】 勝又事務局長。

【勝又農業委員会事務局長】 済みません。補足の説明なんですけど、農業委員会としましては先ほどの添付の資料の6ページにも書いてありますとおり、⑥で農地造成工事ということで申請が上がっております。ですので、例えば田んぼを畑にしたいということで、土を盛るとということで申請があった場合に、当然土どめをしっかりとってくださいということで、構造図、断面図等を提出していただいて、流出の防止に努めてくださいということで審議をさせていただきます。ですので、近年造成した部分については、そういった構造でしっかりと対応していただいているんですが、以前に盛り土をしたところなどはまだそれが不足しているところがございますので、そういった場合はこちらのほうで注意をして、土が出ているから対応してくれというふうに指導させていただきます。

以上です。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 なければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでございました。

以上で農業委員会事務局の審査を終わります。

暫時休憩いたします。再開は13時15分をお願いします。

【小泉副委員長】 それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

それでは、ここより都市建設部道路課の審査に入ります。執行部の説明をお願いいたします。
黒木都市建設部長。

【黒木都市建設部長】 それでは、ここからは都市建設部の平成30年度歳入歳出決算につきまして、審査をよろしくをお願いいたします。

初めに、道路課所管の決算につきましては、富田道路課長より説明をいたします。また、質疑につきましては出席職員で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【岸本委員長】 富田道路課長。

【富田道路課長】 それでは、都市建設部道路課が所管いたします平成30年度決算についてご説明させていただきます。なお、説明に当たりましては、お手元に配付されております説明資料をもとに説明をさせていただきます。では、よろしくお願いいたします。

まず最初に、決算書87、88ページから、89、90ページをお願いいたします。タブレット資料、060道路課の決算特別委員会説明資料2ページをごらんください。増減理由等につきましては備考欄をごらんください。8款土木費1項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費でございます。0001職員給与費は、部長を含め道路課職員11名の給料、職員手当等及び共済費でございます。

続いて、職員給与費の特定財源でございます。歳入番号①及び②、決算書49、50ページ、19款諸収入4項雑入1目雑入4節土木費雑入は、聖天橋架替事業に係る神奈川県負担金及び茅ヶ崎市負担金の一部を充てており、町が事業主体となり、協定締結による負担割合で県、市が負担する事業費の事務費として4%を充当したものでございます。

次に、3ページ目をごらんください。0002道水路境界確認事業費は、道水路の適正な維持管理を図るための境界確認業務でございます。境界確認業務委託料は、境界の確認業務に伴う測量及び確定図の作成を委託し、事務処理の正確性、円滑化を図るもので、15件分の確定図の作成等を行ったものでございます。複写機保守点検委託料は、境界確定図交付用の複写機保守点検を行ったものでございます。使用料及び賃借料は、複写機の借上料でございます。委託の詳細につきましては、タブレットの11ページの参考資料1段目、2段目の表をごらんください。

続いて、道水路境界確認業務事業費の特定財源でございます。歳入番号①、決算書35、36ページ、12款使用料及び手数料2項手数料4目土木手数料1節道路橋りょう手数料は、諸証明手数料を充てており、境界確定図、官民有地確定証明、道路幅員証明の合計1,558件の各交付手数料でございます。

歳入番号②、決算書39、40ページ、14款県支出金1項県負担金3目市町村委譲事務交付金1節市町村委譲事務交付金の市町村委譲事務交付金は、こちらは財政課がまとめて説明したものととなります。

4目ページをごらんください。003の道路橋りょう管理事務経費は、道路の管理を行っていくための事務経費でございます。旅費は、職員の普通旅費でございます。需用費は、主に道路境界用の石杭や、アルミ製表示板等の消耗品の購入費でございます。委託料は道路台帳補正事業委託料で、町道の適正な管理を行うため、拡幅改良、新規認定、舗装改良等について道路台帳の補正業務を行ったものでございます。道路の拡幅改良分99メートル、新規認定分359.2メートル、舗装改良・路線廃止分118.5メートルなどで変更があった箇所を補正を行ったものでございます。委託の詳細につきましては、11ページの参考資料、上から3段目の表をごらんください。負担金補助及び交付金は、神奈川県道路利用者会議負担金と、神奈川県都市土木行政連絡協議会の負担金、私道整備補助金でございます。

次に、5ページ目をごらんください。2目の道路橋りょう維持費でございます。0001の道路橋りょう維持補修事業費は、道路橋りょうの老朽化や舗装の損傷などが発生した路線の舗装改良工事等を行い、交通安全の確保を図っているものでございます。工事請負費は、寒川町舗装維持修繕計画に基づき、小動宮山1号線ほか9件の舗装改良工事と、寒川町橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、寒川大

橋長寿命化工事を実施いたしました。また、道路施設の安全を保つため、緊急を要する道路施設の維持補修工事10件の安全対策急施工事でございます。工事箇所につきましては、13ページから14ページと15ページの工事箇所図、図面番号6から27をごらんください。

続いて、道路橋りょう維持補修事業費の特定財源でございます。歳入番号①、決算書37、38ページ、13款国庫支出金2項国庫補助金4目土木費国庫補助金1節道路橋りょう費補助金は、社会資本整備総合交付金の舗装打替事業5件の工事に充てており、補助率は50%、橋りょう補修事業1件の工事に充てており、補助率は55%となっております。

歳入番号②、決算書51、52ページ、20款町債1項町債2目土木費1節道路橋りょう事業債の道路橋りょう維持補修事業債は、財政課がまとめて説明したものととなります。

6ページ目をごらんください。0002の道路橋りょう維持管理経費は、道路や水路等の維持管理を行った経費でございます。需用費は、道路維持補修に伴う作業用の革手袋、バリケード等の消耗品の購入や雨具の購入、街路灯の電気料、街路灯の修繕料でございます。役務費は、寒川駅北口、南口エレベーター、エスカレーターの運用管理を行っていくため、N T T光ケーブルにより役場道路課へ映像を送るための通信料でございます。委託料は、道路の維持管理を行っていくための道路維持管理委託料でございます。委託の詳細につきましては、11ページの参考資料下段の表1から13をごらんください。使用料及び賃借料は、道路用地として民地の一部を借りているもので、これらの土地借上料と、コンピューター借上料として寒川駅南口、北口昇降機のモニター監視システムリース料でございます。原材料費は、道路補修用の砕石やアスファルト合材、側溝溝蓋などの材料の購入費でございます。備品購入費は、舗装穴埋め用転圧機の購入でございます。負担金補助及び交付金は、寒川駅南口エレベーター、エスカレーターの電気料負担金でございます。

続いて、道路橋りょう維持管理費経費の特定財源でございます。歳入番号①、決算書31、32ページ、11款負担金及び手数料1項負担金2目土木費負担金1節道路橋りょう費負担金は、道路掘削復旧費負担金を充てており、道路占用工事を道路管理者が監督や検査をする際に係る経費285件分でございます。

歳入番号②、決算書33、34ページ、12款使用料及び手数料1項使用料4目土木使用料1節道路橋りょう使用料は、道路占用料を充てており、道路の占用により徴収した占用料でございます。

歳入番号③、決算書33、34ページ、12款使用料及び手数料1項使用料4目土木使用料2節河川使用料は、水路使用料を充てており、町の管理に属する水路の占用により徴収した使用料でございます。

次、7ページ目をごらんください。3目道路橋りょう新設改良費でございます。0001の道路橋りょう整備事業費は、生活環境の向上に不可欠な道路整備を実施することで安全で快適な生活を確保するとともに、聖天橋の架けかえについては、河川改修に伴い、歩行者が安全で快適に利用できる道路形態としたものでございます。旅費は職員の普通旅費でございます。需用費は、設計図面印刷のためのインクカートリッジやプリンタートナーの消耗品の購入、設計に伴う積算資料や参考図書の購入費でございます。委託料は、用地買収に伴う測量分筆及び所有権移転登記委託料と、高額資材等価格調査共同利用料、聖天橋架けかえに伴う仮橋撤去工事と護岸工事の設計積算、現場管理業務委託料でございます。委託料の詳細につきましては、12ページの参考資料1段目から4段目の表をごらんください。使用料及び賃借料は、聖天橋架けかえに伴う道路用地の借上料と、工事設計書を作成するための市町村積算システム及びプリンターの使用料でございます。工事請負費は、道路改良工事2件と聖天橋仮橋撤去工事ほか2件でございます。工事箇所につきましては、13ページと15ページの工事箇所図、図面番号1から5をごらんください。公有財産購入費は、田端宮山6号線の一之宮十字路歩道用地買収に係る土地購入費でございます。負担金補助及び交付金は、神奈川県地区用地対策連絡協議会負担金と、神奈川県都市計画街路事業促進協議会負担金でございます。補償補填及び賠償金は、聖天橋架け

かえに伴い支障となる東京電力架空線移設補償費でございます。なお、不用額につきましては、聖天橋架けかえ事業完了に伴う建設費の執行残でございます。

続いて、道路橋りょう整備事業費の特定財源でございます。歳入番号①、決算書37、38ページ、13款国庫支出金2項国庫補助金4目土木費国庫補助金1節道路橋りょう費補助金の社会資本整備総合交付金は聖天橋架替事業を充てており、聖天橋仮橋撤去工事に対する補助率は50%となっております。

歳入番号②、決算書41、42ページ、14款県支出金2項県補助金6目市町村自治基盤強化総合補助金1節市町村自治基盤強化総合補助金は、こちらは財政課がまとめて説明したものとなります。

歳入番号③④、決算書49、50ページ、19款諸収入4項雑入1目雑入4節土木費雑入の聖天橋架替事業に係る神奈川県負担金及び茅ヶ崎市負担金は、町が事業主体となり、協定締結による負担割合で県、市が負担したものでございます。

歳入番号⑤、決算書51、52ページ、20款町債1項町債2目土木債1節道路橋りょう事業債の道路橋りょう整備事業債は、こちらは財政課がまとめて説明したものとなります。

歳入番号⑥、決算書45、46ページ、18款繰越金1項繰越金1目繰越金1節前年度繰越金は、平成29年度から平成30年度に繰り越した繰越金となります。

次に、8ページ目をごらんください。0002の狭あい道路解消事業費は、狭あい道路の解消を図るため後退用地の測量等を実施し、用地買収や物件補償を行ったものでございます。委託料は、狭あい道路後退用地の測量分筆等委託31件分と所有権移転登記等委託30件分でございます。委託の詳細につきましては、12ページの参考資料下段の表をごらんください。公有財産購入費は22件で、187.09平米の道路後退用地の用地買収を行ったものでございます。補償補填及び賠償金は、道路後退に伴う7件の補償を行ったものでございます。

続いて、狭あい道路解消事業の特定財源でございます。歳入番号①、決算書37、38ページ、13款国庫支出金2項国庫補助金4目土木費国庫補助金1節道路橋りょう費補助金は、社会資本整備総合交付金の狭あい道路整備等促進事業を充てており、土地購入費、測量等委託料に対して補助率は50%、物件補償費の補助率は30%となっております。

次に、9ページ目をごらんください。0003の交通安全施設整備事業費は、交通事故防止を図るため路面表示等を設置し、また交差点に道路反射鏡を設置するとともに、維持管理を実施したものでございます。需用費は、14カ所の道路反射鏡を修繕したものでございます。工事請負費は新たに8基の道路反射鏡を設置したものと、通学路等の危険箇所にて区画線等の設置工事をしたものでございます。工事箇所につきましては、14ページ、15ページの工事箇所図、図面番号28をごらんください。

続いて、交通安全施設整備事業費の特定財源でございます。歳入番号①、決算書45、46ページ、17款繰入金1項基金繰入金2目まちづくり基金繰入金1節まちづくり基金繰入金は、こちらは財政課がまとめて説明したものとなります。

最後、10ページ目をごらんください。最後に歳入予算の説明でございます。決算書45、46ページ、15款財産収入2項財産売払収入2目不動産売払収入1節不動産売払収入の土地売払収入は、法定外公共物のうち未利用道路、水路の払い下げによる売払収入で、3件でございます。一之宮9丁目地内にて9.86平米、中瀬地内にて3.65平米、小谷3丁目地内にて69平米でございます。

以上、道路課が所管いたします平成30年度の決算についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

【小泉副委員長】 説明が終わりました。それでは、質疑のほうお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

杉崎委員。

【杉崎委員】 何点かお聞かせください。

まず、道路橋りょう維持の工事請負費のところですが、町内の道路の穴があいている箇所は大分少なくなってきたように思います。道路自体はまだまだ悪いところはたくさんあると思うんですが、急を要する、穴があいているような箇所は回っていても少なくなってきたなというふうには感じていません。ご努力に感謝申し上げます。平成30年度に道路維持に関してどの程度計画が進んだのか、計画どおりにいっているのかどうかということをお聞かせいただきたいと思います。

6ページの道路橋りょう維持管理経費の中の委託の関係です。こちらは道路の緑地の維持管理、11ページを見ると、道路の高木の維持管理、緑地帯の維持管理になっているんですが、清掃などがあるんですけども、これはどのような形態で発注しているんでしょうか。これは委託期間を見ると、ほぼ年間の委託になっているんですが、この辺の維持管理の仕方、方法を詳しくお聞かせいただきたいと思います。

それから、最後の交通安全施設の整備事業で聞いていいんですか。歩道のようにするグリーンライン、安全の関係だと思うんですが、あれは30年度どのように進んだのかお伺いいたします。

【岸本委員長】 山本主査。

【山本主査】 先に舗装の修繕計画の進捗状況についてお答えいたします。寒川町の舗装維持修繕計画、平成27年度から32年度までの計画ですが、30年度の計画の進捗率が63%に対しまして、今回、30年度完了時点で65%、2%ほど進捗している状況になります。

以上です。

【小泉副委員長】 富田課長。

【富田道路課長】 じゃ、続きまして、2番の委託の関係ですけれども、11ページの4、5、6ということで、高木剪定からシルバー人材に依頼しているのと、あと建設業の中の植木屋さんという形で、3段階に発注しています。

まず最初に、4番の高木剪定というのは主に木の高さが3メートル以上とか、そういう形で、場所ですと、八角広場の辺の木とか水道道の木、あと役場の前の下寺尾、あそこの木の剪定という形で、高木剪定という形で発注しております。次に、5番目の緑地帯清掃で、シルバー人材への委託分というのは、これは定期的にやる、毎年決まってここをやってくれというところはシルバーさんに前もってお願いして、計画的にやっているというところが5番になります。6番の緑地帯清掃の造園業者委託分というのは、これは定期的にやなくて、急に伸びて、急いでやってくれというところは造園業協会さんをお願いしてやってもらっているという形で、ですので3段階というか、この3つに分けて発注をしております。

以上です。

【小泉副委員長】 大野主査。

【大野主査】 3点目のグリーンラインの件ですけれども、基本的には箇所の選定につきましては、主に通学路点検、小学校と道路管理者と交通管理者のほうで箇所を選定いたしまして、どのように対策を行ったらいのかというのを決めまして、その中で舗道が十分な幅がとれないところに関しましては、路側線に沿ってグリーンラインを設置しようということで決めたものに関して実施をしております。平成30年度の実施箇所については、済みません、詳しい数字が手元にないんですけれども、おおむね300メートル程度は引いたという形で実施をいたしました。通学路以外にもそれなりの交通量といえますか、歩行者の数が多いたる所に関しましては、例外的に引いている事例もございます。

以上です。

【小泉副委員長】 杉崎委員。

【杉崎委員】 道路維持計画のほうはわかりましたが、先ほども言ったように、まだまだ道路が悪く、不用額1,973万円何がしか出ていますけれども、これは多分、入札の執行残というふうに捉

えてよろしいのかと思うんですが、その中でほかの道路維持工事に回せるというのは難しいのかもしれませんが、毎年このところ道路維持の予算が少ない中で、1,900万円もあればある程度の舗装工事が出せるんじゃないかと思うんですが、その辺の融通がきかせられるものなのかどうか。予算が非常に厳しい、厳しいと言っている割には、1,900万円もったいないなど、道路をしっかりと舗装してほしいと思うんですが、その辺のご見解をお聞かせいただきたいと思います。

それから、委託に関して、ごめんなさい、1点忘れていました。側溝清掃、こちらは572万4,000円と発生した汚泥の処分、運搬となっていますが、道路側溝清掃に関しては毎年、当然予算を組んだ中で執行していると思うんですけれども、どの程度やれるものなんですか。町内の道路の中で何メートルとか、その年の予算によって決めていると思うんですが、そのところを詳しく、大雨対策も含めて、そこはお聞きしたいと思います。

それと、先ほどの道路の緑地の管理の関係です。このように分けて出すには、それなりの事情があってそうやっていると思うんですが、例えば草取りとか、高木もそうなんですけれども、あと緊急を要するというのが意味がよくわからないんですが、しっかりと年間の計画を持って、例えば草取りは年2回とか、3回とか、4回とか、剪定はこの時期に1回やるとか、この時期とこの時期に2回やるというしっかりとした管理計画があって、発注したほうがよろしいんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

それから、グリーンラインの関係ですけれども、いろんな話し合いをして、通学路を中心にやっているということなんです、これは評判が非常にいいですよ。本当に運転する方もあのラインがあると、変な話ですけれども、スピードに気をつける、運転に気をつけるという声も聞くことがあるので、ラインを設置できるところはしてほしいと思うんですけれども、現在、学校回りの通学路に関しては、予定どおりできているのかできていないのかお聞かせいただきたいと思います。

【小泉副委員長】 富田課長。

【富田道路課長】 では、最初に言われました工事費の1,900万円ぐらいの執行残という形ですけれども、これは以前にもちょっとあったんですけれども、執行残が出て、それを今度まとめて工事箇所へ発注すると、工事箇所が不明確、要は町というんですか、道路課内部だけで決めちゃうということもありましたので、そういうのを流用せずに、その分、補正で箇所を明確にしてやっていこうという形で、残額は使わないで新規にやっていくという形になりますので、どうしても件数が増える分、執行残が大きくなるという形になっております。

続いて、2番目の道路側溝清掃委託ですけれども、平成30年度道路側溝清掃したのは延長でいきますと1,130メートル、それとは別に今度、管渠、暗渠部分になると思うんですけれども、それが110メートル、集水ますに関しては90カ所を清掃して、現在こういう形になっております。

それと3番の緑地帯清掃ですけれども、計画的にと言われれば毎年生えてくるのは同じですし、時期もそうなので、計画的にやっていこうとは思っているんですけれども、基本的にはシルバーさんに全部お願いするんですけれども、シルバーさんがどうしても人手が足りないとかとなって、間に合わないという場合は、造園業協会さんをお願いしているというのが現状になっております。

それと4番のグリーンラインですけれども、これは道路課のほうで通学路のところを含めて調査しまして、まだ完全ではないんですけれども、幅員があって、グリーンラインが引けるところという学校回りはほぼできている形になります。ですので、これから先、また通学路は変わったりしますので、そこら辺を調査して、学校とも調整して、グリーンラインのほうは積極的にやっていきたいと考えております。

以上です。

【小泉副委員長】 杉崎委員。

【杉崎委員】 グリーンラインに関してはわかりました。ぜひ今後も進めていただきたいと思います。

それから、道路維持の不用額に関してですが、おっしゃることはよくわかります。ただ、道路課の皆さんは当然、道路をよく知っていらっしゃる方で、道路を常に管理している方なので、ある程度はここはどうしてもやりたいんだというところがあると思うんです。補正を待たずに。それは道路状況がいい町ならいいんですけれども、そうじゃない部分が結構あると思うので、当然本人というか、担当課としてはやりたいんでしょうけれども、内部の事情がいろいろあるかと思うんですが、その辺は今後なるべく融通がきくような形のほうがよろしいかなと思います。これは意見でございます。

道路側溝の清掃に関してですが、1,130メートルとか集水ます90カ所というのは、どういう基準で決めていらっしゃるのか、最後にお聞かせください。

道路の緑地帯関係の維持管理ですが、見ていて、年間を通しての計画的とはとても思えない状況だと思うんです。だから、そこは年間で委託をして、例えばこの時期、この時期という工程表をしっかりと出してもらって、この時期の間には必ず、例えば除草をやるんだとかいうのを決めておけば、急遽発注するようなことも要らないんじゃないかと思うんですけれども、その発注形態の検討、今後の考えをお聞かせいただけますか。

【小泉副委員長】 栢沼副技幹。

【栢沼副技幹】 側溝の清掃の基準ですけれども、住民の方からここ掃除してくださいという要望がありますと、まず私どものほうで現場の確認をさせていただいております。その中で側溝の堆積率が50%以上のところについては、基本的に行っていくことにしております。70、80とか結構多いところについては、早目に早目にという形で清掃しております。

あと、草刈りの計画ですけれども、基本的に草刈りする箇所につきましては、毎年同じ箇所を要望されたりとか、私どもで管理しなきゃいけないところは決まっておりますので、毎年やっているところにつきましては地図上で既にここはやっているという落とし込みをしておりますので、それをもって年初めにシルバーさんとか、造園業者さんに依頼をかけてやっているところでございます。

以上です。

【小泉副委員長】 栢沼副技幹。

【栢沼副技幹】 済みません。わかっているところにつきましては、年初めの4月の段階で、大体春から夏ぐらいに草は伸びてきますので、その段階で計画的に順次やってくださいということで依頼をかけております。

以上です。

【小泉副委員長】 それでは、引き続き質疑のある方、挙手にてお願いいたします。

山田委員。

【山田委員】 それじゃ、何点かお聞きします。

3ページの道水路境界確認のところですが、先ほどの説明で15件、30年度はあったということですが、まだこの先どれぐらい確認しなきゃいけないところが残っているのかを、まずお聞きします。

あと、今、杉崎委員も言いましたけれども、道路の側溝に関連して、草刈りに関してですけれども、よく地域の方が見かねて草刈りをしてくれるところがたびたびあるんです。そういうところは結局、放置されているから、地元の方も見かねてやってくれるということもありますので、それに関して今、道路の舗装面の点検を、たしか委託して点検してもらっていると思うんですけれども、そういう方たちに草が伸びているとか何かという点検をあわせてできないのかなという点について見解をお聞きします。

あと、狭あい道路の件ですけれども、30年度は31件ということですが、これは今、町内でどの程度進んでいるのか確認をいたします。

【小泉副委員長】 栢沼副技幹。

【栢沼副技幹】 境界確認が既に終わっているところの進捗率ですけれども、大体市街地においては9割程度終わっているという数字になっております。細かい数字はとれてないんですけれども、草刈りの点検といいますか、パトロールにつきましては箇所が多いところもありまして、いろいろ地元の方にご迷惑をかけてしまっているところはあるんですけれども、そういう目線でパトロールのほうも今後は回っていただくような形で進めていきたいと思っておりますので、済みませんが。

【小泉副委員長】 飯塚主査。

【飯塚主査】 狭あい道路の進捗状況ということですが、狭あい道路整備事業は申請に基づいて測量、分筆、修繕、あと工作物の移転補償等をしていくものなので、毎年30件ぐらいの申請がありますので、それに基づいて事業を行っているところです。

【富田道路課長】 済みません。今の狭あい道路の関係ですが、申請が要るということですが、今までの実績を出しますと、延長でいきますと、大体8割は狭あい道路は済んでいるという形になります。ですので、何件という数字は出ないんですけれども、約20%はまだ狭あい道路は残っているという形になっております。

以上です。

【小泉副委員長】 山田委員。

【山田委員】 まず、道水路の境界の確認ですが、9割ができています。地域の方からもいろいろ言われるのが、前もたしか予算特別委員会とかいろいろところで話はしているんですが、道路境界がはっきりしないので、結局、舗装されないで砂利のまま、そのために雨が降ると水がたまって通りにくくなる。そういう箇所が見受けられるんですが、そういうところは境界がはっきりしないと舗装ができないのか、とりあえず仮にでもいいですから、舗装するということができないのかなというところを地域の方から言われるんですが、その辺の見解をお聞きします。

草刈りの件はまめにパトロールしてもらって、早目に草刈りをしてもらうということをお願いします。

あと、狭あい道路に関して申請主義ということで、昔の狭いところだと全部農道というか、畑の周りとか、そういうところはどうしても狭いところがあるかなと思うんですが、そういうところに住宅が建ったりするとセットバックしてもらって、やってもらうのかと思いますが、計画の推進を進めていただきたいと思います。道水路の境界のところだけお願いします。

【小泉副委員長】 富田課長。

【富田道路課長】 一番最初の道路境界の関係ですが、舗装するには道路境界がきっちり決まって舗装するのが一番いいと。なおかつ幅員もあるでしょうけれども、それあと地域性で、歩行者、車等の交通量が多い少ないというのもちょっと考えて決めていきたいと思っております。ですので、境界が決まらなければ舗装しないというわけではないんですが、できれば舗装するんだったら境界が決まってから、皆さん納得の上で舗装するのが一番いいのかなと思っておりますので、そこら辺は場所と地域性を考えて決めながら、舗装するしないというのもやっていきたいと思っております。

【小泉副委員長】 他に質疑のある方、いらっしゃいますでしょうか。

岸本委員長。

【岸本委員長】 2点質問をさせていただきます。

1個目が、道路橋りょう管理事務費の中で私道整備の補助金の執行残がありますけれども、これの申請の仕方といいますか、私道を持っている方々が申請をして、きつとこの工事に入ると思うんです

けれども、逆に町のほうでも私道が残っているのを確認していると思っておりますけれども、そこで町のほうから、例えばこのようなものを使って道路を舗装しますかとか、働きかけをしているかどうかという確認と、もう一つが、先ほどの杉崎委員とちょっと絡むんですけれども、シルバー人材センターの道路施設管理業務委託の中で、先日の高齢介護の説明の中でシルバー人材センターに依頼をしているという話がございます、その中で民間とのバランスの中で3段階に分けて道路維持管理をしてもらってというふうにおっしゃっていましたが、その民間とのバランスというものはちゃんととれているのかどうか確認したいと思います。お願いいたします。

【小泉副委員長】 富田課長。

【富田道路課長】 まず最初に、私道整備の関係ですけれども、こちら辺が一番最初に住民の方から言われたところで、実際に見積もりをとって、大体幾らぐらいになるんですかということで出してもらいます。その後、実際、工事をしたときに、工事した後の内訳、現場等を見て金額を精査します。ですので、当初と申請と実際に不用額が出たという形で、これは設計士と現場を見て決めております。

私道整備のアピールですけれども、町としては特にはやってないんですけれども、自分の家の前が私道なのか公道なのかわからないという問い合わせがあります。なおかつ砂利が敷いてあったりする場合、舗装できないんですかという場合はそういう要綱の案件を教えてあげて、対象になるなら出して下さいというぐらいの、アピールまでいかないんですけれども、そういう形でやっております。

次のシルバー人材の関係ですけれども、先ほどちょっと私が説明したのは樹木の草刈りのほうなんですけれども、道路の穴埋め等もシルバーさんに頼んでおります。まず段階的に、町の職員が簡易でできるものは町の職員がやる。今度、町の職員がなかなかできないようなところは、シルバー人材さんに頼んで週3日間パトロールしてもらって、穴埋め等をやってもらっています。それから、それ以上大きいものになりますと、今度、建設業協会にお願いして、常温合材を使って本格的な舗装をするという形で、草刈りも3段階なんですけれども、道路の穴埋め等も一応3段階という形でやっております。

【小泉副委員長】 岸本委員長。

【岸本委員長】 私道の整備のほうは確認できました。

2つ目のシルバー人材センターの活用というか、維持管理ですけれども、年間契約ではなくて、例えば週3日で、費用面としては、例えば幾つ埋めたから幾らとか、そういう費用面についての契約というか、その形態はどうなっているのか確認させてください。

【小泉副委員長】 栢沼副技幹。

【栢沼副技幹】 シルバーさんとの契約ですけれども、基本的には1時間当たりの単価で契約させていただいております。なので、例えば草刈りであれば3人で何時間働いて、トータルで何十時間やりましたというところで契約をさせていただいております。

【小泉副委員長】 ほかになければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で都市建設部道路課の審査を終わります。ご苦労さまでした。

暫時休憩といたします。

【小泉副委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

引き続きまして、都市建設部下水道課の審査に入ります。執行部の説明をお願いいたします。

黒木部長。

【黒木都市建設部長】 続きまして、下水道課所管の決算につきましては、一般会計及び特別会計がございます。説明につきましては中村下水道課長より、質疑につきましては出席職員で対応させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

【小泉副委員長】 中村下水道課長。

【中村下水道課長】 それでは、都市建設部下水道課所管の平成30年度決算につきまして、ご説明させていただきます。なお、説明に当たりましては、お手元に配付させていただいております説明資料をもとにご説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず、一般会計でございます。決算書は91、92ページの8款土木費2項都市計画費4目下水道費でございます。タブレット資料は2ページをごらんください。19節負担金補助及び交付金と24節投資及び出資金の0001下水道事業特別会計負担金、0002下水道事業特別会計補助金、0003下水道事業特別会計出資金でございますが、これらにつきましては一般会計から下水道事業特別会計への繰り出しでございます。

一般会計については以上でございます。

【小泉副委員長】 説明が終わりました。それでは、一般会計分につきまして質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【小泉副委員長】 では、引き続き下水道事業特別会計の審査に移ります。執行部の説明をお願いいたします。

中村課長。

【中村下水道課長】 続きまして、特別会計についてご説明いたします。決算書は、171、172ページの平成30年度寒川町下水道事業特別会計決算報告書でございます。こちらは事業運営に係る収益的収入及び支出でございます。上の表の収入における1款下水道事業収益の決算額は12億9,372万8,272円で、予算額に対し3,126万2,728円の減額でございます。

次に、下の表の支出における1款下水道事業費用の決算額は、12億7,192万4,455円で、不用額は4,310万7,545円でございます。

1枚おめくりください。173、174ページは、下水道の建設改良に関する費用の資本的収入及び支出でございます。

上の表の収入における1款資本的収入の決算額は4億5,142万9,006円で、予算額に対し5,750万994円の減額でございます。

次に、下の表の支出における1款資本的支出の決算額は9億3,501万3,562円で、不用額は3,672万2,438円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額につきましては、損益勘定留保資金などを補填してございます。

続きまして、176ページは平成30年度寒川町下水道事業特別会計損益計算書でございます。こちらは平成30年度中における公共下水道事業の経営成績を明らかにするため、営業活動等による収益と費用を記載し、純損益とその発生の由来を示した報告書でございます。上から1営業収益と2営業費用の差である営業利益がマイナス4億1,023万2,522円、3営業外収益と4営業外費用の差である営業外利益が4億1,369万4,202円となりましたので、営業利益と営業外利益との差額346万1,680円が経常利益となりました。5特別利益につきましては12万8,331円、6特別損失につきましては23万8,544円となりましたので、これらの差し引き11万213円と先ほどの経常利益を合わせた335万1,467円が当年度の純利益でございます。なお、この当年度純利益に前年度からの繰越利益剰余金673万5,624円を加えた当年度未処分利益剰余金は、1,008万7,091円となりました。

177、178ページは平成30年度寒川町下水道事業特別会計剰余金計算書で、剰余金が年度中にどのように増減、変動したか、その内容をあらわした報告書でございます。表中の資本金につきましては、公営企業法第17条の2の規定による雨水の建設財源に充てる出資金を追加し、資本金の当年度末残高は62億9,384万6,007円となりました。

次に、剰余金のうち資本剰余金でございますが、受贈財産評価額及び補助金に変動はなく、当年度末残高は1億4,073万4,697円。同じく剰余金のうち利益剰余金につきましては、当年度純利益が335万1,467円生じたので、当年度末処分利益剰余金は1,008万7,091円となります。

以上、資本金と剰余金を合わせた資本合計の当年度残高は64億4,466万7,795円となりました。

177ページ下段の平成30年度寒川町下水道事業特別会計剰余金処分計算書は、資本金、資本剰余金、未処分利益剰余金の処理状況をあらわしたもので、平成30年度は議会の議決による処分を行わず繰越利益剰余金とするものです。

179、180ページの平成30年度寒川町下水道事業特別会計貸借対照表は、企業の財政状態を明らかにするため、平成31年3月31日時点において保有する全ての資産、負債、資本を総括的にあらわした報告書でございます。

179ページ、資産の部における1固定資産の合計は、215億7,468万4,599円、2流動資産の合計は2億5,591万8,371円で、この2つの額を合わせた資産合計は218億3,060万2,970円でございます。

180ページ、負債の部における3固定負債の合計は55億9,739万8,880円、4流動負債の合計は7億1,742万5,096円、5繰り延べ収益の合計は90億7,111万1,199円で、負債の合計は153億8,593万5,175円でございます。

資本の部における6資本金は62億9,384万6,007円、7剰余金は1億5,082万1,788円で、これらを合算した資本合計は64億4,466万7,795円で、この資本合計に先ほどの負債合計を合算した負債資本合計は218億3,060万2,970円となり、179ページの資産合計と同額となります。

以上が決算報告書でございます。

なお、企業会計決算における法定調書は、各事業の支払いの明細提示がございませんので、歳出の詳細につきましては、タブレットの決算特別委員会説明（参考）資料によりご説明いたします。

また、下水道事業につきましては、総務省繰出基準などにより科目も多く、その充当先が多岐にわたるため、資料各ページの財源欄と収入番号欄、各表の下段にあります事業に対する収入科目等をご確認いただきたくお願い申し上げます。

それでは、タブレット資料の3ページをお開きください。1款下水道事業費用1項営業費用1目管渠費01施設管理事業費、01下水道維持補修事業費の9節備用品費は、維持管理に必要なマンホールふた蝶番の購入、13節光熱水費は水門開閉及びマンホールポンプの電気料、16節修繕費は宮山マンホールポンプの水位計修繕、22節委託料は施設の維持管理に要する委託で、13件の委託を行いました。内容につきましては、参考資料の19ページに掲載してございますので、ご参照ください。

24節賃借料は、下水道施設用地として借地しております2筆分の賃借料でございます。25節工事請負費は、下水道施設やフェンスの補修など9件の維持補修工事を行いました。内容につきましては、タブレット資料の21ページに掲載してございますので、ご参照ください。

27節負担金は、茅ヶ崎市直接流出区域の雨水処理に要する維持管理費用について、協定に基づき茅ヶ崎市へ応分の負担を行ったものでございます。28節補助交付金は、雨水貯留槽設置について助成を行ったもので、不用額につきましては2件の申請実績による執行残でございます。

続きまして、タブレット資料4ページの02下水道台帳管理費22節委託料は、下水道情報管理システムの保守点検を行いました。内容につきましては、タブレット資料の19ページ下段に掲載してございますので、ご参照ください。

5ページの2目相模川流域下水道維持管理事業費、01相模川流域下水道維持管理事業費の27節負担金は、神奈川県及び9市3町で構成する相模川流域下水道の汚水処理及び維持管理に要する費用について負担を行ったものでございます。

6ページをお開きください。3目普及指導費、01水質規制事業費22節委託料は、公共下水道施設の

機能確保を目的とした事業用排水の水質分析で、内容につきましては、タブレット資料の20ページ上段に掲載してございますので、ご参照ください。

下段の01水洗便所等普及事業費、28節補助交付金は、排水設備工事に關する助成金等で、不用額につきましては、水洗便所改造等助成金1件の申請実績に伴う執行残でございます。

タブレット資料7ページをお開きください。4目総係費、01職員給与費でございます。1節給料から4節賞与引当金繰入額までは、損益勘定支弁職員8人分の人件費でございます。5節報酬は、下水道運営審議会委員の報酬でございます。

タブレット資料8ページをお開きください。02一般管理費の8節旅費は職員の普通旅費、9節備用品は図書や事務用品などの購入費、10節燃料費は公用車のガソリン代、16節修繕費は公用車の車検及び点検代、17節被服費は職員用かっぱなどの購入、18節通信運搬費は指定工事店と責任技術者の更新通知に關するものでございます。19節手数料は公用車の車検印紙代、20節保険料は公用車の自賠責保険、任意保険代、22節委託料は上下水道料金一括納付事務や公営企業に關する委託など7件の委託を行いました。内容につきましては、タブレット資料の20ページに掲載してございますので、ご参照ください。

24節賃借料はプリンターや企業会計システム機器の借上料、27節負担金は日本下水道協会や研修参加費、一般会計事務経費等の負担金、30節公課費は公用車の自動車重量税、32節貸倒引当金繰入額は不納欠損予定額による差額補充分。

タブレット資料9ページをお開きください。5目減価償却費、01有形固定資産減価償却費の34節有形固定資産減価償却費は、下水道施設の減価償却費。下段の02無形固定資産減価償却費の35節無形固定資産減価償却費は、流域下水道の施設利用権としての減価償却費。

タブレット資料10ページをお開きください。2項営業外費用1目支払利息及び企業債取扱諸費、01企業債利息の39節下水道債支払利息は、町債元金に対する利子。下段の03一時借入金支払利息の41節一時借入金支払利息は、資金不足の際の一時借り入れに対する利子ですが、該当はございません。

タブレット資料11ページをお開きください。2目消費税及び地方消費税、01消費税及び地方消費税の44節消費税及び地方消費税は、決算額による消費税確定に伴う不用額でございます。

下段の3項特別損失4目過年度損益修正損、01過年度損益修正損の50節過年度損益修正損は、過誤納等による使用料の還付金。

タブレット資料12ページをお開きください。5目その他特別損失、01その他特別損失の51節その他特別損失は、過年度の支払い不足に備える科目の設定で、該当はございません。

下段の4項予備費1目予備費、01予備費の90節予備費は、該当ございません。

ここまでが収益的支出で、3条予算と言われるものでございます。

タブレット資料13ページをお開きください。ここからは資本的支出の説明で、こちらは4条予算と言われるものでございます。

1款資本的支出1項建設改良費1目管渠建設事業費、01下水道整備事業費の22節委託料ですが、こちらは市街化区域における委託料で、高額資材調査など3件を実施し、不用額は事業の実施による執行残でございます。内容につきましては、タブレット資料の22ページに掲載してございますので、ご参照ください。

23節使用料は、公共工事の積算システム使用料でございます。25節工事請負費は、雨水及び汚水に關する建設改良工事で19件の工事を実施し、不用額4,811万8,160円のうち、大曲幹線枝工事等の建設改良繰越予算として3,397万円を平成31年度に繰り越してございます。内容につきましては、タブレット資料の23ページ上段に掲載してございますので、ご参照ください。

27節負担金は県道掘削に伴う事務負担金、29節補償費は工事の実施に伴う既存埋設物や構造物の移

設補償費で、不用額は工事に伴う損失補償の該当がなかったためでございます。

タブレット資料14ページをお開きください。02下水道調整区域整備事業費の25節工事請負費は、汚水に関する建設改良工事で3件の工事を実施し、不用額は入札に伴う執行残でございます。内容につきましては、タブレット資料の23ページ下段に掲載してございますので、ご参照ください。

27節負担金は、茅ヶ崎市直接流出区域の雨水整備事業の建設に要する費用で、協定に基づき茅ヶ崎市へ応分の負担を行ったものでございます。29節補償費は、工事の実施に伴う既存埋設物や構造物の移設補償費で、不用額は工事に伴う損失補償の該当がなかったためでございます。

タブレット資料15ページをお開きください。01職員給与費の1節給料から4節賞与引当金繰入額までは、資本勘定支弁職員4人分の人件費でございます。

2目建設総務費、02一般管理費の8節旅費は職員の普通旅費、9節備用品費は図書や事務用品などの購入費、12節印刷製本費は埋設シールの印刷費でございます。

タブレット資料16ページをお開きください。3目相模川流域下水道建設事業費、01相模川流域下水道建設事業費の27節負担金は、相模川流域下水道の建設事業に要する負担金。下段の3項企業債償還金1目企業債償還金、01企業債償還金の54節下水道事業債償還金は、過去に借り入れた企業債の償還金元金でございます。

以上が各事業の詳細でございます。

なお、タブレット資料の説明(参考)資料ですが、これまでのご説明以外に、24ページに工事箇所図、25ページに普及状況表、26ページに供用開始図を添付してございますので、ご参照ください。

最後に、平成30年度寒川町下水道事業特別会計決算附属書類に関してでございます。決算書の182ページ、平成30年度寒川町下水道事業特別会計報告書をお開きください。1概況、(1)総括事項では、建設改良工事の状況、維持管理の状況、経営の状況。183ページでは、(2)議会議決事項、(3)行政官庁許認可事項、(4)職員に関する事項。184、185ページは、2工事として、(1)建設工事の概況。186ページで、3業務として、(1)業務量、(2)事業収入に関する事項。次の187ページで(3)事業費に関する事項。下段の4会計、工事や委託に関する(1)重要契約の要旨。188ページ、(2)企業債及び一時借入金の概況では、平成30年度の起債の借入高や償還高。5その他、(1)他会計繰入金等の用途の特定については、繰入金の金額と充当先を記載してございます。

189ページは平成30年度寒川町下水道事業特別会計キャッシュフロー計算書で、こちらは現金の流れを、業務活動、投資活動、財務活動の3項目に分けてあらわしたものでございます。

190ページから192ページまでの収益費用明細書は、収益的収入及び支出の損益計算書上の金額を款、目、節別に記載したものでございます。

193、194ページの固定資産明細書は、当該年度内の資産の増減及び年度末の資産残高を種類別にあらわしたものでございます。

195ページから202ページの企業債明細書は、公共下水道、流域下水道、資本費標準化債に係る未償還分の企業債の発行に関し、発行の時期、発行総額、残高等をあらわし、発行総額は128億9,680万円で、平成30年度末における未償還残高は61億4,929万4,392円で、これは188ページの上段の表、ア企業債の概況と一致するものでございます。

平成30年度寒川町下水道事業特別会計の決算に関する説明は以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【小泉副委員長】 説明が終わりました。それでは、これより質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

山田委員。

【山田委員】 下水道に関してですけれども、使用料の推移というのは186ページのところの下水

道使用料、これではよろしいのか。それとも一つ、私は毎回言っているんですけども、これは生活に必要なものというところで、消費税をかけなきゃいけないのかというところの考えをお聞かせください。

【小泉副委員長】 中村課長。

【中村下水道課長】 下水道の使用料に消費税が課せられるかというご質問だと思います。下水道事業が事業として対価、対価というのは使用料のことです。これを得て資産の譲渡や役務の提供、役務の提供といいますのは下水道の整備であったり維持管理等です。これが消費税法第4条第1項に該当し、課税事業者という扱いになってございます。また、町の公共下水道使用料条例第3条第2項にも、同様に消費税を課するという記述をしております。

以上でございます。

【小泉副委員長】 山田委員。

【山田委員】 条例とかそういうもので、消費税をかけなきゃいけないということです。今回は平成30年度の決算なので、これから先の下水道使用料の値上げとか懸念されるところがあるんですけども、そういうところはこれから先、利用者に負担をかけるというのも多分問題になってくると思いますので、その辺はいろいろとまた研究とか検討をお願いしたいと思います。これは意見です。

【小泉副委員長】 ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【小泉副委員長】 ほかになければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

それでは、暫時休憩いたします。再開は2時45分といたします。

【小泉副委員長】 それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

続きまして、都市建設部都市計画課の審査に入ります。執行部の説明をお願いいたします。

黒木部長。

【黒木都市建設部長】 それでは、都市建設部最後になります都市計画課所管の決算につきまして、畠山都市計画課長より説明し、質疑については出席職員で対応させていただきます。よろしくお願いたします。

【小泉副委員長】 畠山課長。

【畠山都市計画課長(兼)一之宮公園管理事務所長】 それでは、都市建設部都市計画課の平成30年度決算につきましてご説明申し上げます。決算書につきましては、89ページから92ページに記載の8款土木費2項都市計画費における1目都市計画総務費2目公園緑地費及び5目国県事業対策費でございます。タブレット資料につきましては、080都市計画課の説明資料をもとにご説明申し上げますので、ご参照のほどよろしくお願いいたします。

それでは、説明資料2ページをお開きください。1目都市計画総務費の職員給与費2節給料から4節共済費につきましては、都市計画課、田端拠点づくり課、倉見拠点づくり課、計20人分の人件費でございます。

説明資料3ページをごらんください。都市計画事業費1節報酬は、都市計画審議会委員13名分の報酬で、不用額は会議の開催実績によるものでございます。9節旅費は、職員の普通旅費及び都市計画審議会委員の費用弁償で、不用額は実績によるものでございます。11節需用費の消耗品費は参考図書などの購入、19節負担金補助及び交付金は、神奈川県建築物震後対策推進協議会、神奈川県都市計画実務担当者連絡協議会、神奈川県地域住宅協議会、神奈川県住環境整備事業推進協議会への負担金でございます。

下段の表をごらんください。事業に対する歳入科目でございますが、決算書35、36ページの都市計

画手数料につきましては、用途証明の発行がなく充当はございませんでした。

説明資料4ページをお開きください。19節負担金補助及び交付金につきましては、木造住宅耐震診断事業、木造住宅耐震改修工事事業及び沿道建築物耐震診断事業への補助金で、平成30年度におきましては耐震診断3件、耐震改修工事2件の実績でございました。

下段の表でございます。事業に対する歳入科目でございますが、歳入番号①につきましては、決算書37、38ページの社会資本整備総合交付金からの一部、歳入番号②は、決算書41、42ページの神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金の一部を充てており、③の沿道建築物耐震化支援事業費補助金の充当はございませんでした。耐震診断の補助金の内訳につきましては、補助総額の2分の1が国、県は国の補助額の2分の1で上限は5,000円、残りが町となっております。また、耐震改修工事補助金額の内訳につきましては、補助総額の2分の1が国、県と町が4分の1ずつとなっております。

説明資料は5ページをお開きください。11節需用費、消耗品費につきましては、住居表示板に張りつけて使用しますハイナンバー及び町名表示板の購入費。

説明資料は6ページをお開きください。14節使用料及び賃借料につきましては、都市計画業務支援システムの賃借料でございまして、下段の表、事業に対する歳入科目につきましては、決算書45、46ページの地図売払収入を充てております。

説明資料7ページをお開きください。11節需用費の印刷製本費は、都市マスタープラン作成事業スケジュール変更に伴い、印刷製本の未執行による不用額でございます。

説明資料は8ページをお開きください。13節委託料につきましては、空き家実態調査委託料でございます。下段の表、事業に対する歳入科目でございますが、歳入番号①につきましては決算書37、38ページの社会資本整備総合交付金の一部を充てております。

説明資料9ページをお開きください。都市計画事業積立金、25節積立金につきましては、都市計画事業に充当するための積立基金の利子分でございます。平成30年度末の積立金の総額は446万9,443円でございます。事業に対する歳入科目につきましては、下段の表、決算書43、44ページの都市計画事業基金利子を充ててございます。

説明資料10ページをお開きください。交通施策事業費でございます。8節報償費は地域公共会議における学識者1名への謝礼で、不用額は開催回数による実績でございます。11節需用費、印刷製本費につきましては、コミュニティバス時刻表印刷に伴う入札による執行残。13節委託料はコミュニティバス運行に伴う経費で、不用額につきましては精算行為によるものでございます。19節負担金補助及び交付金は、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議、相模線複線化等促進期成同盟会への負担金及び寒川駅・海老名駅間の路線バス運行事業者であります。神奈川中央交通株式会社及び相鉄バス株式会社及びJR東日本に対する負担金でございまして、不用額につきましては、バス運行事業者の地域間幹線系統確保維持国庫補助金の額及び運賃収入の確定並びにJR東日本が行いました倉見駅バリアフリー化に伴う詳細設計の負担額確定によるものでございます。

説明資料11ページをお開きください。2目公園緑地費、寒川総合体育館運営管理費でございます。11節需用費、修繕料につきましては、総合体育館における飲料水系統加圧ポンプやトイレ排水ポンプなどの修繕。12節役務費は体育館建物災害共済分担金。13節委託料につきましては指定管理者でありますシンコースポーツ・静岡ビル保善共同事業体への指定管理料で、下段の表でございまして、事業に対する歳入科目につきましては、歳入番号①、決算書33、34ページの都市公園施設設置管理使用料及び歳入番号②、決算書43、44ページの都市公園施設命名権収入を充ててでございます。

説明資料は12ページをお開きください。公園緑地管理経費、9節旅費につきましては、公園事務に係る職員の普通旅費、11節需用費のうち消耗品費につきましては、施設運営に必要な蛍光灯や水道の蛇口、ガムテープなどの購入でございます。燃料費につきましては、一之宮公園及び川とのふれあい

公園管理事務所の灯油代、光熱水費につきましては、公園の電力、上下水道料金及びガス代でございます。修繕料につきましては、中里公園の遊具やさむかわ中央公園の屋外スピーカーなどの修繕でございます。12節役務費につきましては、一之宮公園管理事務所の電話料及び公園など8カ所の砂場における寄生虫卵や大腸菌検査に係る手数料及び公園内施設の建物災害共済分担金でございます。13節委託料につきましては、公園緑地、緑道における除草、清掃、芝生管理、樹木の剪定など維持管理に要する業務委託でございます。詳細につきましては、19ページに一覧がございますので、ご参照のほどよろしくお願い申し上げます。

続く、14節使用料及び賃借料につきましては、川とのふれあい公園、旧目久尻川ふるさと緑道、さむかわ中央公園の借地料でございます。16節原材料費は、補修用材料としましてペンキや木材などの購入、19節負担金補助及び交付金につきましては、神奈川県公園緑地行政連絡協議会及び公益財団法人かながわトラストみどり財団への負担金でございます。事業に対する歳入科目につきましては、いずれも決算書33、34ページに記載の歳入番号①の都市公園施設設置管理使用料、②の都市公園使用料、③の公園占用料、④の行政財産使用料を充てているところでございます。

説明資料13ページをお開きください。25節積立金につきましては、緑地保全及び緑化の推進を図る事業の財源のための基金で、平成30年度の積立金の利子分でございます。平成30年度末における積立金の総額は2,478万4,183円でございます。事業に対する歳入科目につきましては、決算書43、44ページの緑化基金利子を充てているところでございます。

説明資料14ページをお開きください。緑化推進事業費、11節需用費の消耗品費は産業まつりにおける配布用苗木の購入費。

説明資料は15ページをお開きください。5目国県事業対策費、国県事業対策事務経費でございます。9節旅費は国県事業に係る職員の普通旅費。

説明資料は16ページをお開きください。国県道整備促進事業費でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、平塚、茅ヶ崎、大磯、寒川の2市2町で構成します新湘南国道並びに藤沢大磯線新設改良促進協議会への負担金や首都圏中央連絡道路建設促進期成同盟会の会費、関東国道協会への負担金でございます。

説明資料は17ページをお開きください。河川整備促進事業費、19節負担金補助及び交付金は、茅ヶ崎、平塚、寒川の2市1町で構成します相模川整備促進協議会及び神奈川県河川協会への負担金でございます。

最後に、歳入決算に関する概要でございます。決算書は49、50ページ、説明資料につきましては18ページをお開きください。19款諸収入4項1目雑入4節土木費雑入、一之宮公園自動販売機電気使用料につきましては、一之宮公園に設置されております自動販売機の電気料、広告料につきましては公益財団法人神奈川県市町村振興協会によるコミュニティバスへの広告掲載、これは宝くじの広告でございます。そして、公園水道料金返還金につきましては、さむかわ中央公園の水飲み器の漏水に伴う返還金でございます。

以上でご説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【小泉副委員長】 それでは、説明が終わりました。質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

山田委員。

【山田委員】 まず、公共交通充実促進事業のところですが、負担金補助及び交付金のところで、各コミュニティバス、あと寒川駅・海老名駅間の路線バス、倉見駅のバリアフリー化、これはどこに幾ら出したのかというのを確認したいと思います。

それとあと、公園緑地のところで、中里公園の修理とか書いてありましたけれども、以前、一般質

間でも公園の整備のところでは取り上げましたけれども、どういうものを修理したのかというのを確認したいと思います。

以上です。

【小泉副委員長】 畠山課長。

【畠山都市計画課長（兼）一之宮公園管理事務所長】 それでは、いただきましたご質問、まず1点目のコミバスですが、こちらの委託料という形になります。

その中で、香川第一交通さんで運行しております倉見大村と南ルートへの委託の費用が、月曜日から金曜日と土日に分けているんですけども、月曜日から金曜日については1,652万3,219円、土日の運行につきましては646万9,484円でございます。そして、東ルートコミュニティバスを運行しています神奈中さんでございますが、こちらの月曜日から金曜日の委託料が1,710万9,800円、そして土日の運行につきましては546万2,640円。そして済みません、多少前後してしましますが、先ほどの協議会等への負担金ですが、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議に対する負担金が5,000円、それと複線化等促進期成同盟会負担金が10万円、寒川・海老名間の路線バスに対する事業の負担金が1,183万3,653円、倉見駅のバリアフリー化に対する詳細設計の負担金が1,815万7,800円でございます。

それともう1点の中里公園の修繕でございますが、これは鉄のステンレスですか、パイプの滑り台が設置されているんですけども、そのパイプが滑る箇所に数本引いてあるものが、下のステイから外れて浮いていた状態になっていましたので、それを新たに設置といたしますか、つけ直して危険がないようにしたという形でございます。

以上です。

【小泉副委員長】 山田委員。

【山田委員】 公共交通の負担金の件は了解しました。

これに関して不用額のところに書いてありますけれども、運賃収入が見込みを上回ったというか、不用額も増えているということで、これに関しては利用者が増えれば増えるほど不用額も増えていくということでしょうか。

それと公園緑地の滑り台の件、2年ぐらい前に町民の方からもいろんな要望があって、早目に修理をやってほしいということをおっしゃったんですけども、なかなか進まなかったんですけども、ここで平成30年度で終わったということで、町民の方も安心していただいていると思います。

ということで、以上でいいです。

【小泉副委員長】 1点でよろしいですか。

畠山課長。

【畠山都市計画課長（兼）一之宮公園管理事務所長】 1点の運賃収入が増えればというところですが、当然利用の方が増えていただければ、町からの負担、あとは委託料、そういったものが減少していくという形になります。

以上です。

【小泉副委員長】 ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

杉崎委員。

【杉崎委員】 今回の公共交通充実促進事業に関してですが、まずコミュニティバスに関して、先日、議会のほうに昨年度の報告がございました。順調に乗車率も伸びているようでございますし、当初、走らせたときの町民の方々からいただいた厳しい声とか意見は、最近はあまり聞かれなくなってきました。見ていても結構乗車している方が多くて、コミュニティバスを利用されている方が多くていいと思うんですけども、今後のコミュニティバスのあり方というか、将来に向けての計画がありましたら、今の運行形態ではなく、違った形の検討もされているのかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

います。

それから今、広域での海老名駅・寒川駅間を走らせていますが、私も含めて同僚議員も質問しましたけれども、他の地域、例えば湘南台とか、そういったバスの運行についての進捗状況、平成30年度はどのような議論、検討がされたのかお聞かせをいただきたいと思います。

それからあと、総合体育館についてでございますけれども、これは確認したいんですが、総合体育館の中に携帯がつながりにくい場所等はあるのかどうか確認をしたいのと、それからWi-Fi環境は整っているのか、そこを確認させていただきたいと思います。それから、主にさむかわ中央公園も含めてお願いをしたいと思います。

【小泉副委員長】 畠山課長。

【畠山都市計画課長（兼）一之宮公園管理事務所長】 ご質問を3点いただきました。

まず、1点目ですけれども、コミュニティバスの今後のあり方というところですが、コミュニティバスの運行につきましては、微増ながらも現在増えていっているという状況にはなっております。ただ、将来的なまちづくりであったり、都市計画道路が整備されたりとか、そういった社会的な交通網だったり、人が集まるようなところの変化、そういったのが将来起きていくことも想定されますので、そういった社会的な背景も踏まえた中で、そのときに一番応じた利用しやすいコミュニティバスのルートであったり、そういったものは絶えず検討していくような考え方を持っていくべきであると考えております。今現在において、例えば路線をまた大きく変えるとか、そういった具体的な計画はない状況でございます。

それと、海老名駅・寒川駅間のように、他の地域との行政間をまたいでのバス路線の検討でございますが、2市1町で現在進めております湘南台・寒川間の路線バスにつきましては、今委託を行った中でいろんな乗車の見込みだったり、そういったものをバス事業者さんにも提示して、現在まで進めてきたところでありますが、実際その事業者さんのほうから、文教大学の一部移転であったり、あとは運転手さんの不足、こちらは全国的な話になっておりますけれども、そういったものを考慮した中でいくと、今現在、現実的に考えることはちょっと難しいという回答をいただいているところです。

例えば今回の場合は2市1町という枠組みの中ですけれども、1市1町というところで、また茅ヶ崎市さん、藤沢市さん、1市1町という中では、またいろいろな検討もできるのかなと考えておりますので、寒川町としてもそういった隣接する自治体と共同した中で、寒川・湘南台というのは希望が薄くなりましたけれども、そういった流れの中では考えていいかなと思っているところです。

【小泉副委員長】 野呂主査。

【野呂主査】 それでは、3つ目の総合体育館における携帯のつながりやすさ、それとWi-Fi等の整備状況についてお答えさせていただきます。

総合体育館はコンクリートの壁が厚いということで、場所によっては聞こえにくいとか使いにくいということはありますが、今のところ直接携帯が繋がらないで困りましたというお声は私どものところには届いておりません。

2つ目のWi-Fiの整備状況でございますが、総合体育館でいいますと、1階のロビーについてはWi-Fiが整備されていて、利用できる状況です。

以上です。

【小泉副委員長】 あと、公園のほうですね。

【野呂主査】 済みません。公園を取りこぼしました。公園については、今現在はWi-Fiは整備されておられません。

【小泉副委員長】 杉崎委員。

【杉崎委員】 まず、湘南台と寒川を結ぶバスは期待薄というか、今の段階では実現できそうにな

いという、非常に軽いショックを受けていますけれども、今後もしっかりと検討していただいて、先ほど課長のほうから1市1町というお話がありました。そこは進められるところはぜひ進めていただいて、2市1町の枠組みにとられることなく、茅ヶ崎・寒川、藤沢・寒川と、1市1町間での調整も引き続きぜひお願いをいたします。こちらは意見で結構でございます。

それから、コミュニティバスに関しては、大幅なルート変更をする考えは今のところないというお話がございました。課題としては南ルートの乗車率ですとか、倉見関係の乗りこぼしの関係が多々あるかと思うんですけれども、今回の一般質問の中でも答弁として、例えば公園の利用に関しても、コミュニティバスを利用して中央公園まで来てほしいみたいな答弁もあったし、この決算特別委員会の中でも、コミュニティバスをぜひ利用してどここの施設へ行ってくださいみたいな答弁があった中で、そうするとコミュニティバスの利便性をもう少し高めないと、なかなかそういかないと思うんです。

特に中央公園に来る、これは若いお母さんから聞いた話ですけれども、来るまでの道路が怖いんだと、自転車なんかで行くと。歩道がないし、子どもと一緒に自転車なんかで来るにしても、道路が非常に怖くて行けないというご意見もいただいたことがございます。また、高齢者の方はもちろんでございますが。

ということは、多く聞かれるのは、毎回出ていますけれども、相互運行を望む声というのは最近では多くなってきているのかなと思います。先ほども言ったように、厳しい意見がなくなった分、皆さんコミュニティバスに期待している部分があります。特に今後、高齢化率もどんどん上がって行って、高齢社会になっていく中で、コミュニティバスの役割というのは非常に高くなるのかなと思うので、その辺の相互運行の考え方についてご見解をお聞かせいただけますでしょうか。

それから、公園は整備されてないということでもわかりました。それから、総合体育館はロビーだけということでもございますが、今後それを広めていく考えはあるのか、Wi-Fi環境の整備についてお聞かせいただけますか。

【小泉副委員長】 畠山課長。

【畠山都市計画課長（兼）一之宮公園管理事務所長】 それでは、コミュニティバスの相互運行という部分ですが、当初、相互運行で走らせていて、その中で費用的な部分を含めて、あとは利用者の方のニーズも含めた中で、今の状況に一応形はつくられてきているという状況でございます。そういったところでいきますと、現時点で相互運行については、具体的な検討は残念ながら今行っていないところでございます。

コミュニティバスを皆さん利用していただくというのは、我々にとってもありがたい状況にはなるんですけれども、恐らく利用においても、また道路の状況においても、皆様個々でいろんな視点で物事を見られていると思うんです。そうしますと、その辺のものを全部コミュニティバスだけで補うというのもなかなか難しいのかなと思っているところであります。なので、例えば道路の整備であったり、高齢者の方であれば、個別のコミュニティバス以外のドア・ツー・ドアの輸送とか、あとはコミュニティバスをもっと利用しやすく、利便性を上げるというのは当然のことなんですけれども、さまざまな分野の中で取り組みを進めていくことが必要であると今感じているところでございます。

それとWi-Fiの関係ですけれども、申しわけございません、こちらも今のところ具体で、例えば2階、3階といったところまでというのは、検討はない状況でございます。ただ、これだけそういった環境が町なかにおいても広まってきている状況下でございますので、その辺は改めて調査・研究といえますか、取り組みたいと思うところでございます。

以上です。

【小泉副委員長】 杉崎委員。

【杉崎委員】 Wi-Fi環境についてはこれで結構です。

コミュニティバスの関係、今、課長が答弁をしました。まさにそのとおりだと思います。なので、相互運行も含めて、コミュニティバスの利便性の向上も含めて、例えば高齢者福祉の担当ともよく連携をして、こういう手段もあるんだとか、いろんな連携が必要ではないかと思うんです、庁内の中で。そこは限られた予算の中ですから、すぐには当然相互運行も難しいでしょうけれども、そういった将来的な高齢化社会に向けた計画というものは、今のうちに考えておいたほうがよろしいかと思います。まさにそういった各部署、各課のいろんなそういう課題があるので、そこはしっかりと連携をしていただきながら、ぜひよりよいものになっていくような準備だけは今のうちにしていただきたいということをお願いして、終わります。

【小泉副委員長】 ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

太田委員。

【太田委員】 2点お伺いしたいと思います。

まず1点目は、これは数字的なものではないんですけれども、2ページ目の職員給与費のところ、この形式になってからのようなんですけれども、都市計画課の職員給与費の中に拠点づくり部の2つの課の職員給与費が入っているのはどういうことなのか。いろいろ関連はあるのかなと思いますけれども、部を超えてここにあって入っている理由があるようでしたらお聞かせいただきたいのと、こういうことは大丈夫なのかどうかというのを理由も含めてお聞かせください。

あともう1点が、11ページの総合体育館の運営管理経費ですけれども、30年度において、またトイレの話でいつも申しわけないんですけれども、体育館利用の方から、特に1階のトイレは個数が少ないということと、赤ちゃん対応等々されてないというお声を聞きます。私も最近、体育館の1階のおトイレを見てないので、何とも言えなかったんですけれども、そこは設置されているかどうかということと、そういった個数の変更の要望というのは声が届いているかどうかお聞かせいただけますか。

【小泉副委員長】 畠山課長。

【畠山都市計画課長（兼）一之宮公園管理事務所長】 まず、1点目の職員給与費の関係でございますが、この形式というところで、今こちらのほうで計上されているところでございますが、大きく都市計画事業の一環とした中で、このような形で今位置づけされていると認識しているところです。それが手続上、大丈夫なのか否かという部分ですが、その辺の検証は今把握できておりませんので、その辺は総務課に確認させていただければと思うところでございます。

あと、2点目の体育館の1階のトイレの関係ですけれども、先日、基数というよりも、要介護が必要な方が介護者と一緒に入れるようなスペースといいますか、トイレをというご要望はあったところでございます。そういった中で、建物の配置が今の形でできている状況でありますので、壊してスペースをとるとするのは難しい部分もありましたので、例えば大規模な改修とか、そういった部分で検討できればと考えさせていただいているところです。

それとトイレの赤ちゃん対応という部分ですが、トイレの中にベビーベッド自体は設置されているという状況です。それとサブアリーナのロビーから向かっていくと、右側にちょっと部屋があるんですけれども、そちらのほうで授乳をしていただけるようなスペースは確保してありますので、その辺は我々の示し方もちょっと工夫しながら、もっと利用しやすいような形をとればと思っているところです。

以上です。

【小泉副委員長】 太田委員。

【太田委員】 1点目の給与費の件はわかりました。部ごとにくくられていたほうが、需用費を含めて、どういった経費がその部でかかっているのかというのがわかりやすいかなと、今までどおりの。

というところで、この形式になってから、どうしてこういうふうになったのかなというのがちょっと不思議だったので、聞いてみました。また、その辺は確認をしていただきながら、大丈夫のようであれば、大丈夫だから多分こうやって載せていただいているんだと思いますけれども、確認をしていただければと思います。

あと1点、1階のトレイはベビーベッドがあるということはわかりました。授乳室もあるというのは承知しているんですけども、子どもを連れておトイレに親が入りたいときにベビーチェアというのがないということと、あと圧倒的に今、体育館を利用されている方、公園を利用されている方、公園は外にもありますけれども、どちらかというと公園というよりは、中に入ってきておトイレに行く方がどうしても多いんです、特に女性の方は。そういった中で個数が少ないというお声があって、この30年度ではないですけども、先日もアークリーグのような若い人たちが多く集まる機会のときに、赤ちゃん連れ、小さいお子さん連れのファミリー層の方が多く来られていた。

実はうちの孫も来ていて、おトイレに入ろうと思ったけれども、お母さんのほうはすごい行列で、お父さんと一緒に入ろうと思ったけれども、お父さんのほうはなかったと言っていたのかな、そういったこともあったので、これから交流人口を増やしていく、またここに集客をしていくといったときには、そこら辺の整備をしっかりとしていくことが必要ではないかと思えます。

いつもトイレ事情で申しわけないですけども、トイレがきちんとされているところに人は集まるし、女性は来るし、そこに家族がついてくるという構造に多分なっていると思うので、そこをもう一度見直していただきながら、個数を増やすというのは今の形態では難しいかなと思えますので、大規模改修のときにはそういったことも視野に入れながら検討していただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

【小泉副委員長】 畠山課長。

【畠山都市計画課長（兼）一之宮公園管理事務所長】 ありがとうございます。今お話しいただきましたベビーチェア、そういったものというのは再確認させていただきたいと考えております。

あと整備、基数を増やしたりという部分については、ある程度の改修のタイミングというところが目標といいますか、めどにしていければと思うところです。

あと、今現在も日々イベントといったものは、今後もいろんなイベントを続けていく状況下になろうと思うんですけども、どれだけの人数が集まればどれくらいが必要なのかなというのも、ここで見えてきた部分もあるかと思えますので、一義的には仮設のトイレという話になろうかと思うんですけども、町が主催であるケースであったり、町でないところが主催とするケースであったり、そういったところを集めて、現状把握できた利用状況を組み込んだ中で、トイレの設置というのもまた考えていく必要があるなと思うところでございます。

以上です。

【小泉副委員長】 よろしいでしょうか。

それでは、ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

（「なし」の声あり）

【小泉副委員長】 それでは、ほかになければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

【小泉副委員長】 それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

続きまして、拠点づくり部倉見拠点づくり課の審査に入ります。執行部の説明をお願いいたします。
廣田拠点づくり部長。

【廣田拠点づくり部長】 それでは、これより拠点づくり部の平成30年度決算審査をお願い申し上げます。

まず、倉見拠点づくり課でございます。説明に当たりましては皆川課長より行いますので、よろしくをお願いいたします。

【小泉副委員長】 皆川倉見拠点づくり課長。

【皆川倉見拠点づくり課長】 それでは、拠点づくり部倉見拠点づくり課所管の平成30年度決算につきましてご説明させていただきます。なお、説明に当たりましては、お手元に配付させていただいております説明資料をもとにご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

決算書は、89、90ページの8款土木費2項都市計画費1目都市計画総務費でございます。タブレット資料は2ページをごらんください。

ツインシティ倉見地区整備事業費であります。東海道新幹線新駅誘致及びツインシティ倉見地区のまちづくりの実現に向けた取り組みを行うものでございます。9節の旅費につきましては、職員の普通旅費でございます。13節の委託料につきましては、まちづくり事業調査委託料172万9,080円で、ツインシティ倉見地区のまちづくりを検討するための業務に係る費用となっております。概要としましては、関係機関協議に伴う図面作成やニュース発行支援等、全般にわたる技術的コーディネート支援でございます。19節の負担金補助及び交付金につきましては、3件で119万1,071円でございます。内訳といたしましては、ツインシティ現地駐在事務所運営費負担金100万円、神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会分担金18万円、東海道新幹線（仮称）倉見新駅促進協議会交付金1万1,071円となっております。

タブレット資料は3ページをごらんください。東海道新幹線新駅整備基金積立金でございます。寒川町東海道新幹線新駅整備基金条例に基づき、新駅の整備に要する資金を積み立てるもので、平成30年度は預金利子の9万2,738円が積立額となりました。なお、30年度末積立総額は6億2,013万8,252円となっております。

続いて、下表をごらんいただき、東海道新幹線新駅整備基金積立金の歳入財源でございますが、歳入番号①、決算書は43、44ページの東海道新幹線新駅整備基金利子9万2,738円で、本積立金へ充てております。

タブレット資料は4ページをごらんください。都市基盤整備事業基金積立金でございます。寒川町都市基盤整備事業基金条例に基づき、都市基盤整備の事業に要する資金を積み立てたもので、平成30年度は預金利子の1,148円が積立額となりました。なお、30年度末の積立総額は768万2,854円となっております。

続いて、下表をごらんいただき、都市基盤整備事業基金積立金の歳入財源でございますが、歳入番号①、決算書は43、44ページの都市基盤整備事業基金利子1,148円で、本積立金へ充てております。

その他の各事業費に関する不用額につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【小泉副委員長】 倉見拠点づくり課の説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

山田委員。

【山田委員】 負担金のところかな、それとも委託料なのか、県のほうから出向で駐在事務所があると思うんですけども、今、何人の職員が待機されていらっしゃるのかお聞きします。

【小泉副委員長】 皆川課長。

【皆川倉見拠点づくり課長】 ツインシティ整備推進センターの寒川駐在事務所の県からの職員でございますが、県の職員につきましては4名でございます。また、それに寒川町からの派遣が1名、

それと平塚市から1名の合計6名という体制でございます。

以上です。

【小泉副委員長】 ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【小泉副委員長】 ほかになければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【小泉副委員長】 それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

続きまして、拠点づくり部田端拠点づくり課の審査に入ります。執行部の説明をお願いいたします。

廣田拠点づくり部長。

【廣田拠点づくり部長】 続きまして、拠点づくり部田端拠点づくり課の平成30年度決算審査をお願い申し上げます。説明に当たりましては米山課長より行いますので、よろしくをお願いいたします。

【小泉副委員長】 米山田端拠点づくり課長。

【米山田端拠点づくり課長】 それでは、田端拠点づくり課所管の平成30年度決算につきましてご説明させていただきます。決算書につきましては89ページから90ページ、8款土木費2項都市計画費1目都市計画総務費のうち、事業0003さがみ縦貫道路インターチェンジ周辺整備検討事業費が本課の該当するものでございます。なお、説明に当たりましては、タブレットにより配付させていただいております資料をもとにご説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、タブレット資料の2ページ目をごらんください。1の田端西地区まちづくり事業費であります。平成31年、令和元年、今年度の9月の組合設立認可に向けて、必要な調査及び支援を行ったものでございます。8節旅費につきましては、神奈川県や関係機関との調整に係る職員の普通旅費、11節需用費につきましては、図書や事務用品、消耗品でございます。13節委託料につきましては、田端西地区土地区画整理事業実施に向け、土地区画整理組合の設立認可に必要な調査等について委託を行ったものでございます。

委託の内容につきましては、まちづくり支援業務委託として大きく2つ実施しております。1つ目については、地元の合意形成、支援業務として田端西地区土地区画整理組合設立準備会の役員会、全体説明会や勉強会などの運営支援のほか、地権者への情報提供を行うためのまちづくりニュースの作成等を実施したものでございます。2つ目につきましては、組合設立認可申請関連業務といたしまして、不動産鑑定評価、地籍調査などを実施したものでございます。

前年度との増減の理由といたしましては、土地区画整理事業の実施に必要な調査を、毎年、年度年度行っておるものでございまして、年度によって調査内容が異なっているところが理由でございます。

以上で、本課が所管いたしました平成30年度決算につきまして説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【小泉副委員長】 済みません。今、旅費のところ8節とおっしゃっていましたが、これ9節の誤りではないでしょうか。

米山課長。

【米山田端拠点づくり課長】 大変失礼いたしました。ご指摘のとおりで、8節ではなくて9節の間違いでございます。大変失礼いたしました。

【小泉副委員長】 それでは、説明は終わりました。質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

山田委員。

【山田委員】 委託料ですけれども、組合設立の準備のためのいろんな費用ということですけど

も、これ詳細に委託先の金額というのがわかればお願いします。

【小泉副委員長】 米山課長。

【米山田端拠点づくり課長】 2ページ目の委託料のところに記載してあるとおり、支出済額1,599万4,800円でございます。こちら1本の委託になっております。

以上でございます。

(「内訳」の声あり)

(「さっきまちづくりニュースだと、鑑定評価とかという話をしたじゃない。

この細かい内訳って出るんですか」の声あり)

【小泉副委員長】 米山課長。

【米山田端拠点づくり課長】 済みません。きょう委託の契約の設計について持ってきてないんですけれども、そちらについて、後日、提出させていただく形でよろしいでしょうか。

【小泉副委員長】 後日、資料の提出ということでよろしくお願ひいたします。

【米山田端拠点づくり課長】 済みません。よろしくお願ひします。

【小泉副委員長】 よろしいでしょうか。

ほかに質疑のある方いらっしゃいますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【小泉副委員長】 ほかになければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上にて、拠点づくり部田端拠点づくり課の審査を終わりにします。

暫時休憩いたします。

【小泉副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、拠点づくり部寒川駅周辺整備事務所の審査に入ります。執行部の説明をお願いいたします。

廣田拠点づくり部長。

【廣田拠点づくり部長】 それでは、拠点づくり部最後になります。寒川駅周辺整備事務所の平成30年度決算審査をお願い申し上げます。説明に当たりましては、飯尾所長より行います。よろしくお願ひいたします。

【小泉副委員長】 飯尾所長。

【飯尾寒川駅周辺整備事務所長】 それでは、拠点づくり部寒川駅周辺整備事務所所管の平成30年度決算につきまして、ご説明させていただきます。なお、説明に当たりましては、お手元に配付させていただいております説明資料をもとに説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

決算書は91、92ページの2段、3目駅周辺整備費です。あわせてタブレットですが、3日目説明(参考)資料の1103寒川駅周辺整備事務所の決算特別委員会説明(参考)資料の2ページをごらんください。

初めに、000101職員給与費2,477万7,050円は、事務所職員3名の給料、職員手当等共済費でございます。

次に、タブレットは3ページをごらんください。0002寒川駅土地地区画整理事業費の01土地地区画整理事業事務経費1億1,936万7,067円です。これは土地地区画整理事業の実施に際し、必要な事務を行うものです。1節の報酬については土地地区画整理審議会の委員報酬。9節の旅費は関係機関への出張旅費。12節の役務費は、土地の権利者への精算金通知の郵送料や土地地区画整理事業用地の不動産鑑定手数料。13節の委託料は、精算金徴収交付事務や区画整理の再評価事業の委託料。14節の使用料及び賃借料は、湘南信用金庫南側にあります緑地の使用料。19節の負担金補助及び交付金は、まちづくり区画整理協

会の負担金と、土地所有者である寒川町が区画整理施行者である寒川町に対して支払った徴収の精算金。22節の補償補填及び賠償金は、区画整理施行者である寒川町が権利者に対して支払った交付の精算金です。

続いて、下の表をごらんください。土地区画整理事業事務経費の財源でございますが、歳入番号①、予算書は49、50ページの土木費雑入の寒川駅土地区画整理事業精算金6,867万2,349円、これは土地の権利者から区画整理施行者である寒川町に徴収精算金として支払われたもので、22節の補償補填及び賠償金の区画整理事業施行者である寒川町が権利者に対して支払う交付の精算金に充当してございます。なお、土地区画整理事業の精算金ですが、徴収分と交付分は基本的には同じになるんですが、徴収分の権利者のうち一部の方が分割納付を選択されているため、平成30年度末時点では、精算金の徴収分として寒川町に入る分である歳入のほうが少ない、差額が生じております。

続きまして、タブレット4ページをごらんください。0003寒川駅南口整備事業費であります。これは寒川駅南口整備に関する事業費であります。支出としては13節の委託料170万1,000円です。これは寒川駅南口の現況を把握するため、交通量調査を実施しました。

続きまして、タブレット5ページですが、これは財政課でご説明し、6ページは先ほど3ページの歳入でご説明しましたので、割愛させていただきます。

次に、委託の詳細については、タブレット7ページをごらんください。1番は精算金徴収交付事務等業務委託です。これは土地区画整理法第110条による精算金について、徴収となる権利者64名、交付となる権利者178名、これは共有分をそれぞれカウントしています。これに対して精算金の決定通知書とか精算金の内訳書、分割納付額の計算書などを作成しております。また、土地区画整理法112条により、抵当権者25機関に関する調書などの作成も行いました。また、土地区画整理事業では、最終的に土地の地番を変更する必要があるがございます。このため区画整理登記に関する関係図書の整理、登記申請もあわせて行いました。このことにより滞りなく区画整理登記が実施でき、混乱なく無事に新しい地番での登記が完了できました。

2番は区画整理再評価事業委託です。これは寒川駅北口地区土地区画整理事業は期間として30年、事業費が約160億円要したことから、公共事業の評価手法として確立しています費用に対する便益費を、国土交通省によるマニュアルに基づき算定しました。なお、算定結果については、6月に事業総括として報告いたしました。

次に、タブレット8ページの3番ですが、寒川駅南口の交通量調査です。これは寒川駅南口の現況を把握するために自動車、バイク、自転車、歩行者などの数を昼間12時間、7時から19時で交通量調査をしました。この結果から、南口の整備に当たって今後どのように実施していくのかを検討しています。

以上が、平成30年度の寒川駅周辺整備事務所が所管いたしました決算内容でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【小泉副委員長】 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【小泉副委員長】 質疑ないようですので、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。暫時休憩いたします。

【小泉副委員長】 それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。
続きまして、会計課の審査に入ります。執行部の説明をお願いいたします。
戸村会計管理者（兼）課長。

【戸村会計管理者（兼）会計課長】 皆さん、改めましてこんにちは。これより、私、会計管理者が所管いたします会計課の平成30年度の決算の内容につきまして、私から概要、そして質問に関しましては、同席してございます三枝副主幹とともに対応いたしますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、着座にて説明させていただきます。

決算書は57、58ページ中段の5目会計管理費でございます。説明に当たりましては、タブレットの会計課の決算特別委員会説明（参考）資料の2ページをごらんください。

2款総務費1項総務管理費5目会計管理費の会計管理事務経費につきましては、9節の旅費と11節の需用費からなっております。9節の旅費ですが、職員の出張旅費となっております。11節の需用費ですが、印刷製本費といたしまして役場全体で使用いたします共用の封筒の印刷費でございます。なお、不用額につきましては、契約に伴う執行残となっております。

続いて、下表をごらんください。この事業に対する歳入には一部特定財源がございます。決算書は47、48ページ、19款諸収入、下水道事業事務費負担金320万5,000円のうち、2万円を印刷製本費に充ててございます。

続きまして、タブレットの3ページの歳入の状況でございます。決算書は47、48ページになります。19款諸収入2項1目の町預金利子でございます。会計管理者が保管してございます町のお金を定期預金等にすることによって得られる利子でございます。35万5,675円を歳入してございます。

以上、会計課の歳入歳出決算の状況となりまして、続きまして、決算書をごらんいただきたいと存じます。ページは163ページとなります。物品の関係になります。よろしいでしょうか。この163ページから167ページまでに記載いたしました物品の状況について説明させていただきます。この表は、30年度末において町が所有いたします50万円以上の物品をお示ししてございます。ここでは30年度中に増減がありました品目についてご説明させていただきます。

163ページにつきましては、表の左側の分類で、上から椅子類、机類、箱・戸だな類及びちゅう具類については増減がございませんでした。

次ページ、164ページをごらんください。分類の上から、冷暖房機器類も増減がございませんでした。その下の事務用機器類ですが、品目は製本機について1点減としてございます。こちらは平成元年度に購入いたしましたもので、総務課にて使用してございましたが、故障し、修理不能となったため廃棄いたして、減となったものでございます。

次の計測機器類及び写真光学機器類は増減がございませんでした。

次の医療用機器類でございますが、1つ増がございました。こちらの内容ですが、除細動器となります。昨年の6月に消防署に納品されたものでございます。

次の試験実験機器類、農工具類についても増減はございません。

お隣の165ページをごらんください。諸機械類については1つの増と2つの減がございました。1つ目の減はファクシミリで、こちらにつきましては次に説明いたします全国瞬時警報システム装置、Jアラートの更新に伴う減となっております。次の全国瞬時警報システム装置、Jアラートにつきましては昨年の7月に更新いたしまして、増減となっているものでございます。

次ページ、166ページをごらんください。次は車両類となります。車両類については1つの増と3つの減がございました。まず、特殊用途自動車ですが、町消防団の第4分団が使用されております自動車の買いかえによる増減となっております。残りの減とした車両の2つは軽自動車で、平成9年及び平成11年に増としたもので、2台とも老朽化により減としたものでございます。

その下の体育器具類は2つの増がございました。物品の名称はパンプトラックでございます。昨年の10月に中央公園に納品されたものでございます。1つがグランプリコース、もう一つがスピードリ

ンクコースとなっております。

次の楽器類、雑器具類の増減はございませんでした。

167ページをごらんください。標本、美術用品類は1つ増がございます。こちらは平成4年3月に寄贈取得いたしましたもので、小池清文氏作の絵画でございます、まことに申しわけございません、寄贈当初からの記載漏れでございます、今回増といたしましたものでございます。

分類最後の教授用具類の増減はございませんでした。

最後に、合計となります。29年度末444点に対し6点の増、また6点の減で、30年度末プラスマイナス同数で、29年度末と同じ444点の重要物品を保有しているという状況でございます。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

【小泉副委員長】 説明が終わりました。それでは、これより質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【小泉副委員長】 特になければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦勞さまでございました。暫時休憩いたします。

【小泉副委員長】 休憩を解きまして会議を再開いたします。

それでは、続きまして、寒川町選挙管理委員会事務局の審査に入ります。執行部の説明をお願いいたします。

原田書記長。

【原田選挙管理委員会事務局書記長】 それでは、選挙管理委員会事務局所管の平成30年度決算につきましてご説明させていただきます。申しわけありません。一部修正いたしましたので、タブレットの更新をしていただければと思います。

では、座らせていただいて説明させていただきます。お気づきのとおり、また今回も私1人で説明させていただきますので、申しわけありません、よろしくお願い申し上げます。では、説明に当たりましては、タブレット端末の決算特別委員会説明資料に基づきましてご説明をさせていただきます。決算書は67ページから68ページの2款総務費4項選挙費1目選挙管理委員会費であります。

では、タブレット資料、表紙の次、2ページをごらんください。まず、職員給与費ですが、職員2名分の給与、職員手当等及び共済費であります。

下段の表をごらんください。職員給与費の特定財源であります。歳入番号①、決算書は43、44ページの在外選挙特別経費委託金3,226円のうち、1,948円を在外選挙人資格調査時の時間外勤務手当に充てております。

次に、タブレット資料3ページ、事務局経費をごらんください。これは事務局運営を行うための経費であります。報酬につきましては、選挙管理委員4名の月額報酬であります。報償費につきましては、町選挙管理委員会表彰の記念品代であります。旅費は、職員の県庁等への交通費であります。交際費は執行いたしませんでした。

需用費につきましては消耗品費で、選挙関係事務提要の追録代や月刊誌等の図書購入費であります。こちらは少々不用額が多くなっておりますが、こちらは業者から見積もりをいただいているんですけども、今回も追録の回数が当初の見積もりよりも少なかったためであります。役務費は、在外選挙人事務等郵送料であります。負担金補助及び交付金につきましては、湘南4町による湘南地区選挙管理委員会連合会への負担金であります。

下段の表をごらんください。事務局経費の特定財源であります。歳入番号①、決算書は43、44ページの在外選挙特別経費委託金3,226円のうち、1,278円を在外選挙人事務に係る郵送料に充ててお

ります。

続きまして、タブレット資料4ページ、2目選挙啓発費の選挙常時啓発事業費をごらんください。これは明るい選挙の推進や選挙啓発のための経費であります。まず、旅費は神奈川県三浦湘南地区明るい選挙推進協議会の研修会参加に伴う交通費です。需用費につきましては、消耗品費ですが、執行はいたしませんでした。負担金補助及び交付金は、寒川町明るい選挙推進協議会への補助金であります。済みません。執行しなかった消耗品なんですけど、こちらは常時啓発の配布物品として毎回とっているんですが、また在庫がいろいろ発見されて、それを使いまして、今回は支出せずに済みましたということです。

最後に、タブレット資料は5ページ、3目県議会議員知事選挙費の県議会議員知事選挙経費をごらんください。これは平成31年4月7日に執行されました統一地方選挙神奈川県議会議員及び神奈川県知事選挙に係る平成31年3月31日までの経費であります。

まず、報酬につきましては、期日前投票管理者及び期日前投票立会人の報酬であります。職員手当は、書記の選挙執行事務や3月末までの期日前投票事務に係る時間外勤務手当であります。賃金は、選挙事前準備や期日前投票事務等選挙事務の補助に係る臨時職員賃金であります。旅費は、選挙事務説明会に伴う交通費であります。需用費につきましては、選挙事務用図書や物品等の消耗品、期日前投票立会人の弁当代の食料費及び投票所入場整理券の印刷製本費であります。ちなみに、この選挙から入場整理券の裏面に期日前投票の宣誓書を印刷しております。役務費は、投票所入場整理券や不在者投票等の郵送料及び投票用紙交付機や計数機等の点検手数料であります。委託料につきましては、ポスター掲場製作設置委託料、期日前投票事務従事等の人材派遣業務委託料、期日前投票システム運用サポート業務委託料であります。こちらはかなり執行残が出ておりますけれども、これは県議選が無投票になりましたので、期日前投票事務従事の人材派遣業務委託料の中の人員をお一人減させていただきましたので、その分かなり残になっております。使用料及び賃借料は、ホストコンピューター及び周辺機器の借上料であります。

下段の表をごらんください。県議会議員知事選挙経費の特定財源であります。歳入番号①、決算書は43、44ページの県議会議員知事選挙執行経費委託金は977万9,606円となっており、上記歳出の県議会議員・知事選挙経費全ての節に充当しております。

以上で選挙管理委員会事務局の説明を終わります。よろしく願いいたします。

【小泉副委員長】 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑のある委員は挙手にてお願いいたします。

山田委員。

【山田委員】 今回の30年度県議会議員知事選の選挙ということで、県からの支出金なので、町からの持ち出しはほとんどこれにはないということなんですけれども、毎回聞くんですが、30年度投票率の向上のために啓発事業とか何かいろいろと事業をやったと思うんですけれども、その辺のことがもしあればお願いします。

【小泉副委員長】 原田書記長。

【原田選挙管理委員会事務局書記長】 この年は前半は特に選挙がありませんでしたので、常時啓発で新しい試みといたしまして、毎年小学生に出前授業をやっているんですが、寒川高校にお願いにいきまして、出前授業の候補者役に寒川高校の演劇部の生徒さんに出ていただくようお願いして、高校生も選挙啓発になりますので、そういうので協力いただいたのと、それから青年会議所（JC）の神奈川ブロックが寒川高校での出前授業とおっしゃっていただいたので、それで寒川高校でやるのに、私は物品を貸し出したりとかいうお手伝いで、寒川高校への啓発ということでやらせていただきました。

あとは、通常の中では、特に県議会議員に関しては事前にイベントがなかったもので、この直前にインターネットラジオの湘南さむかわラジオが開通いたしましたので、そこで啓発を初めてさせていただこうということをお話をさせていただいて、出演は4月になってからだったんですけども、そういうのが新しい試みで、明推協の会長と一緒にお話に行ったということがあります。

【小泉副委員長】 山田委員。

【山田委員】 皆さんたしか小学校の選挙の、私も見には行きました。高校生も参加してもらって、結構演技もうまく、子どもたちも喜んでいたかなと思っっているんです、それに関しては。

あと、これも答弁の中になかったんですけども、今、選挙公報が、前はたしかシルバーさんをお願いして全戸配布とか何か過去にやっていたのかなと思うんですけども、最近は新聞の折り込みと、あとコンビニとか人の集まるところに置いてあると思うんですけども、その辺も新しい試みとか何かというのはあるんでしょうか。

【小泉副委員長】 原田書記長。

【原田選挙管理委員会事務局書記長】 選挙公報に関しましては、新聞を講読されている世帯が大分減っておりますが、まだ新聞の折り込みではやっているんですけども、皆さんの目につくところへということで、選挙公報の発行を委員がおっしゃったように寒川駅、コンビニ、セブンイレブンですね、それから郵便局、農協さん、徐々に金融機関等に増やして、あとフジスーパーに置かせていただいたんですけども、そういうのに選挙公報を置かせていただいているんですが、目につかないと結局置いただけになってしまいますので、全戸配布というのは以前は恐らく自治会を通してだったと思います。あまり自治会長さんもお時間が、日数がかかってしまうというのもありますし、自治会長さんも結構かわられると、家が離れているとわかりにくいというのもあるようで、なかなか難しいということなんです。全戸配布するとすれば、「広報さむかわ」を今全戸配布しているシルバーさんをお願いすることになると思います。

その辺はどちらにするかというのは今検討しているんですが、先日、9月、町長選・町議補選が終わった後に、広報のeマーケティングリサーチ制度でアンケートをお願いしまして、その中で新聞講読はどのぐらいされているとか、選挙があるのを知ったのは何で知ったかということで、選挙公報というのはほとんどなかったんです。ですので、もっと選挙公報が見えるようにしないとということと、せっかく皆さんの政策が書かれているものですので、それを見ていただくのが一番だと思いますので、たくさんの人に、できれば全戸配布には思っているところです。そのアンケートもいろいろ検討しながら考えていきたいと思っております。

【小泉副委員長】 山田委員。

【山田委員】 選挙公報って目につくところというのはなかなか難しい点もあるんですけども、今eマーケティングでアンケートをとっているところで、それを今聞いていて、選挙公報というのはインターネット上で公開するものというのはあるんでしょうか。そういうところももしあれだったら、QRコードとかありますけれども、ああいうものを利用してスマホでぱっと、カメラで見られるようになるかなと今ちょっと思ったんですけども、そういうのもいろいろ検討をお願いしたいと思うんですが、これは意見で結構です。

【小泉副委員長】 ほかの皆様、よろしいでしょうか。

太田委員。

【太田委員】 2点だけお伺いしたいと思います。

先ほどご答弁の中で、小学校に対して出前授業をやっていると伺いをしました。これは明るい選挙推進協議会の人にやっただいていただいているのかな、そういった方々から協力的な学校とそうではない学校とあるというお話も聞いております。その辺が改善されてきているのかどうか1点お伺いしたい

のと、あと点字用の選挙公報を作成するに当たって、点字をする機械があまりいい状態ではないというお話を聞いて、どこかの予算で言ったような気がするんですけども、その辺の備品というのを30年度で購入した経緯があるかどうかというのをお聞かせください。

【小泉副委員長】 原田書記長。

【原田選挙管理委員会事務局書記長】 まず、小中学校の出前授業の関係なんですけど、小中学校の予算をつくる計画の前に前年度の依頼は出しているんですけども、その後、先生がかわられたりで順繰りにお話がなった時点で、1校時をあけていただくというのが、どこも今きゅうきゅうできついそうなんです。ずっとやっておられる旭小学校だけが必ず1月の1校時はあけていただいているので、旭小学校は恒例のようにやっていたいんですけども、新しいところがなかなか難しいようです。

あと点字、備品、今まではそれを使っていたんですけど、難しいということで、購入という話もあったんですけど、かなりするものでして、選挙のあるときにしか使わず、ほかにも使うかもしれませんけれども、それがずっと置いてあるという使い方が、選挙の備品ではなかなか買えないもので、今回、町長選・町議選のときには、1回で済みますので委託で出しており、そのほかの国や県の場合はそれぞれでつくったものが来ますので、費用面を考えれば委託のほうで、あとは録音のテープ、CD、それも制作してもらっていますので、それも委託で対応できればということでやっております。

【小泉副委員長】 太田委員。

【太田委員】 わかりました。点字のほうは、打っていただいている方から大変ご苦労のお話も以前聞きましたので、多分30年度だったような気がしましたので、ちょっとお伺いしてみました。委託のほうの結果的によいということであれば、不自由がなければそれはそれでいいのかなと思いますので、承知をいたしました。

小学校の出前授業、これは依頼はかけているけれども、学校も今、さまざまなことを展開しなければならぬので、ここは違う場面でやってみたいかなと思います。ありがとうございます。

【小泉副委員長】 ほかにいらっしゃいますでしょうか。

それでは、岸本委員長。

【岸本委員長】 選挙の常時啓発事業についてなんですけれども、その中で今、明るい選挙推進協議会の方々と事務局と一緒にやっていると思うんですけども、大体でいいので、明推協の方々の人数、年代層がわかればお願いします。

【小泉副委員長】 原田書記長。

【原田選挙管理委員会事務局書記長】 もう60、70で、私より若い、私もそんなあれですけども、いらっしゃらないですね。30年度中にたまたま町内にいらっしゃるユースクリエイトという、全国的に若者に政治を普及するという会の会員が、今、理事になっているんですけども、寒川にいらっしゃって、その方は会員になっていただきました。あとはJCのほうに声をかけていただいて、3名さんに会員でいらしていただいています。あとは60、70、見たところ若い方よりお元気のような気がするんですけども、年配の方で、人数は30名は超えております。三十五、六ですね。ここでまた少し入りまして、そのぐらいになっております。

【小泉副委員長】 岸本委員長。

【岸本委員長】 我々の責任もあるかもしれないんですけども、選挙に行かれる方々の年齢が高いというところで、できれば明推協のメンバーに年齢が低いといえますか、そういった心がけとか、今の会員さん以外に入ってもらえるような働きかけをしているかどうか、その点についてお聞かせください。

【小泉副委員長】 原田書記長。

【原田選挙管理委員会事務局書記長】 よく町でもおっしゃっています子育て世代というんですか、ちょうど小中学校のお子さんを持つ親御さんというとPTAになりますので、寒川町のPTA連絡協議会の会長さんに毎年お声をおかけして、何か事業をやっていただけませんか。それで何名かちょっと引っ張ってみようかなと思ったんですが、なかなか集まる、それから選挙の催しをあんまり受け入れていただけてなくて、お話はしておりますので、できればそのぐらいのPTAのママさん、パパさんあたりが入っていただければというのはすごく思っています。PTA側に働きかけしているのが1つです。

【小泉副委員長】 岸本委員長。

【岸本委員長】 若い世代が入ることによって、例えば啓発事業のやり方も変わると思うんです。広報の仕方とか、例えばウェブを使うとかSNSを使うとか、響くような施策も出てくると思うので、今の方々、プラス若い世代の考えを反映してできるような取り組みをできれば早急に取り組んでもらいたいと思いますけれども、それについての見解をお聞かせください。

【小泉副委員長】 原田書記長。

【原田選挙管理委員会事務局書記長】 前にSNSのお話がありまして、それで結構知っていただければ、若い方は見ておられるので、選挙にも興味を持っていただけるかと思ひまして、町のツイッターを通じてやったんですが、選挙の間に入れるのはなかなか使い勝手がというのがありまして、明推協の中でお話できれば、明推協でアカウントをつくってもらって、若者にそういう場でちょっと宣伝をして、JCの方にもご協力いただいて、それで情報を出せば選挙中でも情報は出ますので、それでももう少し興味を持ってもらえるかというのは考えております。

【小泉副委員長】 ほかになければ、ここで質疑は打ち切ります。ご苦労さまでした。
暫時休憩いたします。

【小泉副委員長】 休憩を解きまして会議を再開いたします。

続きまして、監査委員事務局の審査に入ります。執行部の説明をお願いいたします。
藤澤事務局長。

【藤澤監査委員事務局長】 それでは、監査委員事務局所管の平成30年度決算につきまして、私、事務局長の藤澤が説明いたします。質疑につきましては、同席の遠藤主査ともども対応しますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

2款総務費6項監査委員費1目監査委員費でございます。決算書は69、70ページ下段、タブレット資料は140監査委員事務局でございます。

2ページをごらんください。監査委員事務局では2事業を実施し、予算現額は総額2,378万1,000円に対しまして、支出済額2,368万9,130円、執行率は99.6%でございます。

まず、職員給与費でございますが、事務局職員2名分の給料、職員手当等及び共済費でございます。全額一般財源でございます。

3ページをごらんください。監査委員事務運営経費でございます。監査委員が行う例月出納検査、定期監査、随時監査、財政的援助団体等の監査、決算審査等の実施に伴う事務運営経費でございます。平成30年度は、監査年間計画に基づき定期監査23件、随時監査として補助金等監査2課、財政的援助団体等の監査5団体、毎月の例月出納検査、そして決算審査健全化判断比率等審査を行いました。次に、報酬は、識見を有する監査委員と議会選出監査委員の報酬でございます。3月に議会選出監査委員の交代があり、3月分は日割り計算となったため端数が生じています。次に、旅費につきましては、県町村等監査委員協議会総会及び研修会や町村監査委員全国研修会等の監査委員2名の出席に係る費用弁償と事務局職員2名の旅費でございます。不用額8,320円の主な理由は、公用車対応や議会と

日程が重なり欠席となったことなどによるものでございます。交際費につきましては、30年度の実績はございませんでした。需用費の消耗品費につきましては、財務実務等の資料としている加除式図書追録代や消耗品の購入代でございます。最後に、負担金補助及び交付金は、湘南地区監査委員連合会負担金と神奈川県町村等監査委員協議会負担金でございます。全額一般財源でございます。

以上で、監査委員事務局の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

【小泉副委員長】 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【小泉副委員長】 特になければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでございました。暫時休憩いたします。再開は4時45分といたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。暫時時間延長いたします。

それでは、本日最後の審査に入ります。最後は消防本部の審査です。執行部の説明をお願いいたします。

小林消防長。

【小林消防長】 こんにちは。長時間にわたる審査でお疲れとは存じますが、消防本部消防総務課、予防課、消防署所管の平成30年度歳入歳出決算につきまして、審査をお願いいたします。説明につきましては一括で濁川消防総務課長が、質疑につきましては各課長及び出席職員で対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

【岸本委員長】 濁川課長。

【濁川消防総務課長】 それでは、消防本部消防総務課、予防課及び消防署所管の平成30年度決算につきまして、ご説明させていただきます。なお、説明に当たりましては、お手元に配付させていただいております決算書及び説明資料をもとにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

決算書は91、92ページの9款消防費をごらんください。平成30年度の消防費決算は、予算現額6億2,841万1,388円に対し支出済額6億2,366万5,970円で、執行率は99.24%でございます。

なお、決算書は、91ページの1目常備消防費から、96ページの3目消防施設費まででございます。

それでは、決算書93ページ、タブレットの2ページをごらんください。9款消防費1項消防費1目常備消防費1の1職員給与費は、消防職員59人分の給与、職員手当等及び共済費でございます。なお、消防費決算額全体の80.0%を占めてございます。

次に、タブレットの3ページをごらんください。2の1常備消防管理経費は、消防業務を運営するための事務経費であり、職員の健康管理及び安全管理体制の整備等を行う経費でございます。報償費は、消防協力者や出初式において、団員に勤続表彰の被表彰者に対する記念品代。旅費は職員の旅費。交際費は消防本部における交際費。需用費、消耗品費は、印刷用紙、参考図書、事務用品、出初式用の消耗品の購入。燃料費は、緊急消防援助隊として出動要請があった場合の燃料代を見込んでおりましたが、出動要請がなかったため未執行でございます。被服費は、消防吏員に貸与する活動服、救助服、防火衣などの被服の購入。役務費は、各種郵送料及び救急自動車等の携帯電話使用料と、救急救命士及び消防業務賠償責任の保険代。委託料は、職員の健康管理のための健康診断や肝炎の検査、各種予防接種の委託料。使用料及び賃借料は、公用車の有料道路の通行料。負担金補助及び交付金は、全国消防長会、関東支部及び神奈川県消防長会等への負担金でございます。

続いて、下表をごらんください。常備消防管理経費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は37、38ページの消防費国庫負担金については、消防庁長官の指示を受けて出動した緊急消防援助

隊の活動に要する費用を国が負担するもので、緊急消防援助隊の出動がなかったため皆減となっております。

次に、タブレット4ページをごらんください。2の2消防庁舎維持管理経費は、消防庁舎の建物や設備の維持管理を行う経費でございます。需用費、消耗品費は、庁舎に設置するトイレトーパーなどの消耗品の購入。光熱水費は、消防庁舎の電気使用料、下水道使用料及びガス代。役務費は、電話回線使用料及び貯水槽法定点検手数料。委託料は、消防庁舎の清掃業務、電気設備保安管理業務及び消防設備保守点検委託。使用料及び賃借料は、NHK受信料や消防庁舎照明設備、空調設備、変電発電設備の借上料でございます。

続いて、下表をごらんください。消防庁舎管理経費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は49、50ページの雑入については、需用費、光熱水費に充てており、消防庁舎に設置してある自動販売機の設置者より電気使用料をいただくものでございます。

次に、タブレットの5ページをごらんください。3の1火災予防推進事業費は、町民及び事業所等に対し、火災予防運動等により防火思想の啓発及び防火体制の強化を図るとともに、防火対象物の立ち入り検査を実施し、災害発生の起因となる要素を是正・指導する事業でございます。

需用費、消耗品費は火災予防啓発物品、予防関係図書、訓練用消火器、プリンタートナー及び街頭消火器等の購入。印刷製本費は、春と秋の火災予防運動防火用ポスターの印刷代。役務費は、街頭消火器を廃棄する際のリサイクル料。委託料は、消防業務専用サーバーの保守点検。負担金補助及び交付金は、寒川町危険物安全協会への補助金でございます。

続いて、下表をごらんください。火災予防推進事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は35、36ページの消防手数料124万3,400円は、予防関係図書や街頭消火器購入の消耗品費、防火ポスターの印刷製本費、街頭消火器の廃棄手数料、消防事務専用サーバーの保守点検委託に全額充ててございます。歳入番号②、決算書は41、42ページの神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金は、街頭消火器及び訓練用消火器購入の消耗品費に充てており、3分の1の補助でございます。こちらは町民安全課でまとめてご説明させていただいたものでございます。

次に、タブレット6ページをごらんください。4の1消防活動事業費は、火災を初め複雑・多様化する災害に迅速かつ的確に対応し、町民の生命・財産・身体を守るため消火用資機材等を装備し、出動体制の充実を図る事業でございます。需用費、消耗品費は、消防活動用のホース、空気呼吸用面体などの購入。修繕料は、高圧空気清浄設備の修繕料。役務費は、空気呼吸器用や潜水用ポンベの耐圧検査手数料。委託料は、ポンベ充填用の高圧空気製造設備の定期点検委託料。備品購入費は、空気呼吸器用空気ポンベのなど購入費でございます。

続いて、下表をごらんください。消防活動事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は45、46ページのまちづくり基金繰入金42万7,000円は、備品購入費に充てており、こちらは財政課でまとめてご説明させていただいたものでございます。

次に、タブレットの7ページをごらんください。4の2救急活動事業費は、救急需要の増加と多様化する事案に対応できるよう救急体制を強化するため、平成30年1月より2隊体制とさせていただきました。救急車を必要とする傷病者に対する的確な手当を実施し、救急医療機関へ搬送を行うとともに、特定行為などを行うための救命資機材等の整備を行う事業でございます。

需用費、消耗品費は、救急活動に伴う感染防止衣等の購入。医薬材料費は、除細動器用パッド等の購入。役務費は、医療用酸素の充填、ポンベの検査手数料及び救急救命士の特定行為に対して、医師からの指導助言や事後検証に伴う手数料で、指導助言や事後検証を依頼する事案が当初予測より少なかったため、減となりました。委託料は、救急車に搭載している高度救急医療機器及びストレッチャーの点検委託。備品購入費は除細動器等の購入。負担金補助及び交付金は、湘南地区メディカルコン

トロール協議会及び高速道路神奈川県協議会への負担金でございます。

続いて、下表をごらんください。救急活動事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は49、50ページの消防費雑入の救急業務支弁金489万9,960円のうち489万9,000円でございますが、中日本高速道路株式会社より、高速自動車国道における救急業務に関する覚書に基づく支弁金で、救急活動事業費全般に充ててございます。

次に、タブレット8ページをごらんください。4の3救助活動事業費は、交通事故や災害等により生命・身体に危険が及んでいる被災者を救助するための装備及び機械器具の充実を図る事業でございます。需用費、消耗品費は、救助活動で使用する救助ロープ等の購入。役務費は船舶中間検査手数料。委託料は、ガス測定器保守及び潜水器具等の点検委託料でございます。

次に、タブレットの9ページをごらんください。4の4通信業務維持管理経費は、茅ヶ崎市と寒川町との消防指令業務に関する事務の委託に関する規約に基づく消防指令施設の運営及び管理に関する経費でございます。需用費、消耗品費は、トナーカートリッジの購入。委託料は、消防司令業務を茅ヶ崎市へ委託したもので、茅ヶ崎市と寒川町との消防司令業務に関する事務委託に関する協定書に基づく委託料で、運営経費についての町の負担割合は17%でございます。なお、施設整備費については、27.3%となっております。負担金補助及び交付金は、県内の消防本部が共同で整備したデジタル無線共通波維持管理のための負担金でございます。

次に、タブレットの10ページをごらんください。4の5消防車両維持管理経費は、あらゆる災害に備え、消防本部の消防車両を維持管理するための経費でございます。燃料費は消防車両12台分の燃料代、修繕料は車検及び法定点検等の経費、役務費は車検用の印紙代及び保険料、公課費は自動車重量税でございます。

次に、タブレットの11ページをごらんください。4の6警備業務維持管理経費は、消防署員の警備業務を行う上で必要となる衛生管理を図るための経費でございます。需用費、消耗品費は当直勤務に必要な洗剤等の購入、使用料及び賃借料は消防署員が夜間の仮眠時に使用する寝具類の借上料、備品購入費は大型冷蔵庫の購入費でございます。

次に、タブレットの12ページをごらんください。5の1応急手当等普及啓発事業費は、普通救命講習会等の各種講習による応急手当等の普及啓発及び庁内に設置してございますAEDの整備や管理を行い、救命率の向上を図る事業でございます。需用費、消耗品費は、普通救命講習会用テキストや修了証、訓練用人形に使用する乾電池などの購入。使用料及び賃借料は、町施設に設置してございます11台分のAEDの借上料でございます。備品購入費は、救命講習会等で使用する異物除去トレーナーの購入でございます。

お手数ですが、タブレットの63ページをごらんください。普通救命講習会の実施状況でございます。平成30年度は普通救命講習会を16回開催し279名、心肺蘇生法訓練は46回、1,955名、三角巾や搬送法などの救急訓練に21回、760名で、合計83回、2,994名の方に受講していただきました。

お手数ですが、タブレットの12ページにお戻りください。続いて、下表をごらんください。応急手当等の普及啓発事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は41、42ページの神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金は、異物除去トレーナーを用いて講習会を実施するための備品購入費に充てており、3分の1の補助となっております。

次に、タブレットの13ページをごらんください。6の1消防職員研修事業費は、消防業務の充実を図るため消防組織法、救急救命士法等に基づく教育訓練、資格取得、各種研修を受講し、専門性や技術の習得等職員の資質向上を図る事業でございます。旅費は、新規採用職員2名の消防学校での初任教育、救急などの専科教育や救急救命士の研修や、消防職員の研修、各講習会等に伴います旅費。委託料は、救急救命士が実施する気管挿管や薬剤投与などの特定行為を行うための実習及びスキルチェ

ックのための病院研修の委託料。負担金補助及び交付金は、新採用職員2名の消防学校の初任教育等の研修や救急救命士の処置拡大に伴う研修や、大型免許資格取得の負担金でございます。なお、救急救命士は平成30年度末で20名でございます。

次に、タブレットの14ページをごらんください。決算書は、93、94ページの9款消防費1項消防費2目非常備消防費でございます。1の1非常備消防事務運営経費は、消防団員の報酬、公務災害の補償、退職報償金及び被服などの購入の消防団運営に係る経費でございます。報酬は、正副団長を初め消防団員176名分でございます。定数178名に対し、平成30年度末では6名欠員の172名となっておりますが、団幹部及び各分団長を初め、消防団員による個別訪問勧誘や各種イベント等に消防団員募集のパンフレット等の配布などの広報活動を実施しました。令和元年10月1日現在、2名増の174名となりましたが、引き続き団員確保の広報活動等を実施する予定でございます。災害補償費は、消防団員の公務災害に対する補償費。報償費は、消防団員として5年以上勤務された方が退職された場合に支給いたします退職報償金で、7名の方に支給しました。

需用費、消耗品費は、団員の階級章等の購入。光熱水費は、消防団車庫待機室10カ所の電気、上下水道使用料。被服費は、防火衣、活動服、アポロキャップ、雨具、編み上げ、ヘルメット、耐切創性手袋、革手の購入。役務費は、消防団車庫待機室の建物損害保険料。委託料は、消防団待機室の浄化槽保守点検委託。負担金補助及び交付金は、公務災害補償や退職報償金等に対する共済基金への掛金や消防団運営交付金などでございます。

続いて、下表をごらんください。非常備消防事務運営経費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は41、42ページの神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金は、消防団被服費のうち防火衣、活動服、編み上げ靴、耐切創性手袋に充てており、2分の1の補助となっております。歳入番号②、決算書は49、50ページの消防団員退職報償金379万9,000円は、5年以上在団した消防団員に対し、退職報償金条例により、階級、勤務年数により支給し、消防団員等公務災害補償等共済基金より消防費雑入で同額受け入れるものでございます。

次に、タブレットの15ページをごらんください。2の1消防団活動事業費は、消防団員の災害訓練等の出動時の費用弁償や、活動用資機材及び消防団車両の維持管理、また町消防操法大会の開催や、隔年で開催される県消防操法大会に出場するための経費でございます。報償費は、町消防操法大会入賞者への記念品代。旅費は、災害出動、訓練等の職務に従事した際の費用弁償。需用費、消耗品費は、消火活動用のホース等の購入。燃料費は、消防団車両10台分の燃料代。修繕料は、消防団車両の車検、法定点検整備代。役務費は、車検時の印紙代や消防団車両の保険料等。備品購入費は、折り畳みリヤカーや背負い式消火水のう等の購入。負担金補助及び交付金は、県消防操法大会出動分団補助金及びデジタル簡易無線機23台の電波使用料負担金。公課費は、消防団車両の自動車重量税でございます。

続いて、下表をごらんください。消防団活動事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は41、42ページ、神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金は、消防用ホースの消耗品費及び備品購入費に充てており、2分の1の補助でございます。

歳入番号②、決算書は49、50ページのコミュニティ助成事業助成金は、折り畳み式リヤカー及び背負い式消火水のうの備品購入費に充ててございます。

次に、決算書は95ページから96ページ、タブレット資料は16ページをごらんください。3目消防施設費1の1消防施設整備事業費は、町内の消防施設や設備の保守管理を行い、消防施設を最良の状態に保つ事業でございます。需用費、消耗品費は分団のホース掛け用ロープの購入、修繕料は小谷第5分団の車庫待機室外壁等の修繕でございます。

続いて、下表をごらんください。消防施設整備事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は41、42ページの神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金は、消防団車庫の長寿命化を図る

ための修繕料に充てており、2分の1の補助でございます。

次に、タブレットの17ページをごらんください。2の1消防水利関係経費は、公設消火栓や防火水槽の維持管理を行い、災害時の万全な消火体制の確保を図る事業でございます。

需用費、消耗品費は、防火水槽等用地借上げに伴う収入印紙代や、消防水利標識板等の購入。委託料は、消火栓表示ライン塗装委託料。使用料及び賃借料は、防火水槽等用地の土地の借上料。負担金補助及び交付金は、町内にある消火栓の維持管理及び新たな消火栓1基分の設置負担金で、県企業庁水道局に負担している経費でございます。なお、現在、町内には579基の消火栓がございます。

次に、タブレットの18ページをごらんください。3の1消防車両等整備事業費は、消防車両の更新を行うことにより消防力の充実を図り、災害による被害の最小化を図る事業でございます。備品購入費は、あらゆる災害に対応が可能な第4分団岡田の車両更新として、小型動力ポンプ付多機能型積載車の購入費でございます。

続いて、下表をごらんください。消防車両等整備事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は41、42ページの神奈川縣市町村地域防災力強化事業費補助金342万6,000円は、2分の1の補助でございます。歳入番号②、決算書は51、52ページの消防債780万円についても備品購入費の車両に充てており、こちらは財政課でまとめてご説明させていただいたものでございます。

続きまして、歳入決算の一般財源他分についてご説明させていただきます。タブレット資料は19ページ、決算書は33、34ページの12款使用料及び手数料1項1目消防使用料でございます。こちらは2万5,476円でございますが、消防庁舎に設置してございます自動販売機の行政財産使用料でございます。

また、ご参考までにタブレットの20ページから、平成30年中の災害各種統計等を掲載した令和元年消防年報を添付させていただきました。

お手数ですが、タブレットの66ページをごらんください。平成30年中の災害出動概要でございます。火災件数は30年中が14件、29年中が16件で2件の減、救急件数は30年中が2,344件、29年中が2,374件で30件の減、救助件数は30年中が12件で、29年中が8件で4件の増となっております。そのほかにつきましては、後ほどごらんいただければと思います。

以上で、消防本部消防総務課、予防課、消防署所管の平成30年度決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

【岸本委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けますので、質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

杉崎委員。

【杉崎委員】 本当に日々消防本部、また分団の皆様には、安全・安心のために活動していただいておりますこと、まずもって感謝を申し上げたいと思います。

2点伺いをさせていただきます。

説明資料の15ページの旅費、これは費用弁償ということでしたけれども、167万4,000円の決算額ですが、これは延べ何名分なのかお聞かせいただけますか。

それから、16ページの消防施設の整備事業費で、30年度は関係ないんですが、消防団の車庫待機室というんですか、正式名は。いわゆる詰め所、こちらのエアコンの設置状況についてお聞かせいただけますか。

【岸本委員長】 甲課長。

【甲予防課長】 まず、1点目の消防団の費用弁償でございますが、条例により火災等の出動手当は1回につき1,000円、訓練等での出動手当は1回につき500円と定めており、平成30年度の消防団の出動状況は火災や水防などの出動は3件で、人員は延べ255人、訓練等での出動は96回で、人数は延

べ2,838人でした。

2点目のエアコンの設置状況でございますが、消防本部で整備するものは待機室のみで、中に設置するエアコン等は消防団のほうに設置していただいているのが現状でございます。ですから、設置状況についてはほぼ100%ついているとこちらのほうでは把握しておりますが、それは消防団のほうで自主的につけていただいているという状況でございます。

以上です。

【岸本委員長】 杉崎委員。

【杉崎委員】 費用弁償の件ですけれども、255人と96回の延べ2,838人ということなんですが、これはどのようにしてこの人数は把握されているのでしょうか。全て把握されるような、どういう仕組みになっているのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、消防団の詰め所のエアコンの設置ですが、間接的にはあれなんだろうけれども、要は待機所には公費を使っての設置はされてないという解釈でよろしいのかお聞かせいただけますか。

【岸本委員長】 甲課長。

【甲予防課長】 消防団の費用弁償の報告ですが、各分団長が出動のたびに消防本部に出動報告書というものを上げていただきます。そこに各分団に、個別に1名1名出動したかしていないかを出していただきます。

エアコンは公費ではありません。

以上です。

【岸本委員長】 杉崎委員。

【杉崎委員】 最初、エアコンについて聞きますけれども、今回の台風のことはあんまり言っちゃいけないんですが、この場では。ただ、分団員の待機所のエアコンが壊れて大変な思いをしたと聞いているんですけれども、これ建物自体は町が管理している建物ですよ。だから、エアコンの設置は町のほうで設置をしていただきたいと思いますと思いますが、今既に設置をされているということですので、全分団の待機所の状況はわかりませんが、故障したものは順次、そこはやっぱり公費で、まして台風時の待機ですとか、いろんな場面での、特に大雨のときは活躍していただく中で、夏場が多いわけですよ。だから、そういった面を含めると、ぜひこれは調査していただいて、公費でちゃんと設置をしていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。見解をお伺いいたします。

出動手当は全てちゃんと把握していると。分団のほうから誰々が出動したと、訓練もそういった同じような形で報告を上げて、そのもので把握しているということでもよくわかりました。なので、エアコン設置の関係だけ見解をお伺いいたします。

【岸本委員長】 濁川課長。

【濁川消防総務課長】 消防団待機室のエアコン設置状況につきまして、至急全部の分団の詰め所につきまして調査をさせていただいて、公費で設置しているものが一つもない、自分たちのお金で設置していただいたものも多数あるかと思いますが、その辺は調査しまして、今後、故障だとか買いかえ、ある分団は200ボルトにかえないとエアコンが設置できない等々のご相談もいただいておりますので、その辺、設置できるように財政当局との予算要求など、今後そのような形で対応していきたいと考えてございます。

以上でございます。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 じゃ、何点かお聞きします。

まず、4ページの空調機の更新というのが書いてありましたけれども、電気代はかなり安くなって

きているということなんですけれども、今まで使っていた空調機というのは何年ぐらい使われたものなのかというのが1つ確認と、あと救急搬送で約2,000件ほどあるということなんですけれども、今の状況で救急車、人員等は足りているのか確認したいと思います。

あと、12ページのAEDのことなんですけれども、消防署では11台借り上げているということですが、それ以外にもたしかいろいろとあちこちにAEDは設置されていると思うんですけれども、その数をもし把握されていければお願いします。

それとあともう一つ、これはどこの科目に入るのかわからないんですけれども、消火器が町内の道路沿いにあちこち設置されていると思うんですけれども、その管理はどうなっているのかお願いします。

以上です。

【岸本委員長】 濁川課長。

【濁川消防総務課長】 まず、1点目の空調の関係ですけれども、実はこれは平成29年度に更新をさせていただいて、実質、効果があらわれるのは30年度にかけてという部分でございます。対前年度比で電気料の削減できた部分、消防本部の庁舎になります、電気料のキロワットとしては1万3,493キロワット、金額にしますと14万6,582円節約できたという形でございます。

1点目については以上でございます。

【岸本委員長】 飯塚署長。

【飯塚消防署長】 2点目の救急車は足りているかという状況ですが、30年度2,344件の救急出動がありましたが、2隊編成でおおむね1,000件ちょっとずつぐらい各隊が出ています。毎年平均でおおむね30件は2台の救急車では対応できない状況で、隣接市に救急要請をお願いして来ていただいている状況なので、足りているとは言い切れませんと思います。広域化が決定していますので、今後その辺で消防力の充実を図れると感じております。

以上です。

【岸本委員長】 古谷主幹。

【古谷主幹】 3問目のAEDの設置状況です。タブレットの64ページをごらんください。町公共施設に設置しているAEDの一覧となります。これが全部で19台、消防署で管理しているのは11台、長期のリース契約となっております。また、県の施設に7カ所、各事業所には65カ所、平成30年8月1日現在、長期のリース契約となっております、リース契約の内容によっては令和4年7月31日に終了予定となっております。

あと、4問目の消火器の関係です。消火器の関係は、消防本部予防課警防担当のほうで管理しております。

以上でございます。

【岸本委員長】 1問目の空調機の関係のどれぐらい使ったかとか、何に使ったかという質問が抜けていましたけれども、ご回答が。

濁川課長。

【濁川消防総務課長】 何年から使用しているかという答弁漏れがございました。大変失礼しました。建設したのが平成2年、その平成2年来ずっと使っておった空調を平成29年に全更新したということでございます。

以上でございます。

【岸本委員長】 山田委員。

【山田委員】 今の空調機の件は了解しました。建設当時から使って27年ということですよ。確かにエアコンに関しては、寒川の本庁舎のほうも老朽化でどんどんで今更新している状態かと思いま

す。新しい機器にかえることによって電気代も節約できるということで、全庁を挙げる中でいろいろとまた考えていくべきなのかなと思います。これに関しては了解です。

あと、救急隊のほうも広域化が将来始まりますので、そこでまたいろいろ検討していってほしいと思います。

それとAEDのほうですけれども、この資料のほうにあったのを見落としましたので。それと、AEDを実際使われたことがあるのかというのをもし把握されていればお願いします。

それと消火器の件なんですけれども、予防課のほうで担当しているということです。この消火器なんですけれども、ボックスとかブロックとか、そういうもので囲われたりしているものがあるんですけれども、それが割れたりとか、ちょっと危ない状況のところがあったりするんですけれども、その辺の管理というのはどういうふうにされているのでしょうか。お聞きします。

【岸本委員長】 飯塚署長。

【飯塚消防署長】 AEDは今までに使われたことがあるかということなんですが、30年中の統計の資料は持ち合わせてないんですが、平成28年から30年現在まででAED設置施設のAED使用は老人施設で11件、それは装着されていて、実際にショックを実施されたのはそのうち1件のみということです。その他に老人施設以外の3施設で3件装着されておりました。28年度から30年度の間で合計14件、AEDは使用されております。

以上です。

【岸本委員長】 甲課長。

【甲予防課長】 2点目の消火器の件ですが、町なかに設置してありますコンクリートブロックで囲われている消火器の管理ですが、開発行為に伴う消防水利の関係で設置していただいたもので、アパートとかスーパー等に設置してあるものは事業所が管理するもので、分譲するようなところで、町に移管されたものは町が管理しております。

以上です。

【岸本委員長】 山田委員。

【山田委員】 AEDの関係で14件使われたということで、これに関して、あれはたしか1回使用すると、中に入っているパッドとか、ああいうものを新しくするのは管理しているところでやるのかなと思いますけれども、その関係をお願いします。

それと消火器のブロックの管理は、土地の持ち主が管理するということになるのかと思うんですけれども、その辺がもし危ないとか、そういうものに関しては、消防署のほうで指導とか何かはできるのかどうか確認します。

【岸本委員長】 古谷主幹。

【古谷主幹】 AEDのパッドの件ですけれども、AEDのパッドは1回のみ使用となります。リース契約の内容によって違うと思われませんが、リース契約している会社によっては、1回使ったら交換にすぐ来てくれるということになっております。

以上でございます。

【岸本委員長】 甲課長。

【甲予防課長】 2点目の消火器の維持管理について消防本部がというお尋ねですが、事業主がはっきりしている場合であれば、事業主のほうにお願いするような形をとります。町が管理しているものであれば、町が直すという形になると思います。

以上です。

【岸本委員長】 他にございますか。

太田委員。

【太田委員】 1つだけお伺いしたいと思います。平成30年度の女性防火クラブの活動内容をお聞かせいただけますでしょうか。

【岸本委員長】 本村主査。

【本村主査】 女性防火クラブの事業内容ということですが、事業内容については9月の防災訓練、11月に秋季の火災予防運動がございます。そこで高齢者宅の住警器ですとか消火器ですとか、その辺の防火訪問を行っております。その後、産業まつりにおきまして、住警器のアンケート等を手伝っていただいております。その後、出初式に参列、3月の春季の火災予防運動に、同様に防火訪問を行っております。

以上でございます。

【岸本委員長】 太田委員。

【太田委員】 女性防火クラブの皆さんもかなり高齢化してきているかなと思います。高齢者宅を訪問していただいて、大変重要な役割をさせていただいているかなと思いますけれども、そもそも高齢者宅を訪問するのに女性防火クラブの人員は足りているのか、またその募集とかはどのようにされているのかお尋ねをしたいと思います。

【岸本委員長】 本村主査。

【本村主査】 募集のほうでございますが、火災予防運動時に無線において町内を広報で巡回することが1つと、駅前の農協に横断幕を張らせていただきまして、広報等を行っております。

以上です。

【岸本委員長】 小泉副委員長。

【小泉副委員長】 簡単に2件お伺いいたします。

まず、10ページの消防車両維持管理経費のところ、こちらは関連としては69ページのほうに所有している車一覧があるんですが、これはたしかことしの3月予算、ないしはその前の決算でも少々話題になったかと思うんですが、車の老朽化ですね、こちらのほうを見てみますと、古いもので16年3カ月たっていましたり、ほかにも13年4カ月たっている車両2台と、先ほどのエアコンの件にも負けず結構年数がたっているかなという印象がありますが、車両の現状、問題ないかどうかというところを、まずコメントいただければと思います。

続いて2つ目が、説明資料としては12ページ、応急手当のところですが、こちらは63ページが関連になるかなと思いますが、普通救命講習会を受講されている方々の件なんですが、例えば町役場で、このフロアでは何人この資格をちゃんと受講して取っているようにですとか、もしくは各企業さんから受講に来ている方々とか、そういう組織・団体から来ている方々というのはどれぐらいいらっしゃるでしょうか。

【岸本委員長】 飯塚署長。

【飯塚消防署長】 1点目の消防車両の現状はということですが、救急車につきましては3台ありまして、2年から12年、消防車3台につきましては、新しいもので経過年数が5年から、古いものと17年経過しております。現状は修理の必要な部分も若干出てきております。計画的に車両は更新してまいりますので、あと広域化までの間には消防車両1台更新計画があります。現状では、古い車両については修理をしつつ使用しているという状況でございます。

以上です。

【岸本委員長】 古谷主幹。

【古谷主幹】 普通救命講習会のご質問に対して回答したいと思います。普通救命講習ですが、名簿はうちのほうでとっているんですが、各企業の方が何名受講したかという詳しい資料は現在持ち合わせておりません。また、町役場のほうで各フロアに何名受講した方がいるかというの

も、今のところ把握しておりません。

以上でございます。

【岸本委員長】 小泉副委員長。

【小泉副委員長】 かしこまりました。救命のほうは、また後ほど別のところでお伺いしようと思
います。

車両のほうなんです、1台更新計画ありということも今お話がありましたが、平成30年度におい
ては特に修理とか、そういうことはなかったということでもよろしいでしょうか。説明を聞いていた限
りだと、実際に修理自体は行われてなくて、車検等のところで費用は出ていたと思うのですが、そこ
を確認させてください。

【岸本委員長】 飯塚署長。

【飯塚消防署長】 予算の中では修繕という項目がありまして、主に車両の6カ月点検や車検の費
用でございます。しかしながら、老朽化の車両については、若干修理をさせていただいているところ
でございます。

以上でございます。

【岸本委員長】 甲課長。

【甲予防課長】 2点目の車両の修繕の補足説明をさせていただきます。例えば消防ポンプ車の電
動ミラーが動かなくなったとか、ヘッドランプのバルブが切れたとか、メーター部がちょっとおかし
いとか、そういった細々した修繕が常備の消防のほうで28万3,446円。消防団車両におきましても、
例えばポンプのプラグを交換したとか、吸管が漏えいしたとか、そういったことを含めて5件ありま
した。非常備のほうで16万1,460円支出されました。

以上です。

【岸本委員長】 小泉副委員長。

【小泉副委員長】 細かくありがとうございました。たしかこれは前年度のところではエンジンに
エラーが出ていたりという話もありましたが、緊急時のときに何かあるということでは非常に困りま
すし、当然消防署の皆様も大変なことになるかなとも思いますので、ぜひ今後ともしっかりとした整
備をよろしく願いいたします。

以上です。

【岸本委員長】 それでは、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

本日の審査は、消防本部まで含めまして全て終了させていただきました。残るは、月曜日朝9時か
ら教育委員会の審査となります。また朝、皆様方にお話ししましたが、本日までの内容で総括質疑の
質問等をしっかりとまとめていただいて、月曜日に通告がありますので、それまでにまとめていただ
きたいと思います。

それでは、本日3日目の審査を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午後5時37分 散会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和元年11月28日

委員長 岸 本 優